

# 奈良線第2期複線化事業

(JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化)

## 計画段階環境配慮書

平成25年11月

西日本旅客鉄道株式会社

この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 200000（地図画像）、数値地図 50000（地図画像）及び数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。  
（承認番号 平 25 情複、第 396 号）

# 目 次

第1章 事業者の氏名及び住所 .....	1-1
第2章 第一種鉄道建設等事業の目的及び内容 .....	2-1
2.1. 奈良線の事業経緯 .....	2-1
2.2. 第一種鉄道建設等事業の目的 .....	2-1
2.3. 第一種鉄道建設等事業の内容 .....	2-1
2.3.1 名称及び種類 .....	2-1
2.3.2 第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置 .....	2-1
2.3.3 第一種鉄道建設等事業の規模 .....	2-3
2.3.4 第一種鉄道建設等事業に係る単線・複線等の別及び動力 .....	2-3
2.3.5 その他の第一種鉄道建設等事業に関する事項 .....	2-4
第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 .....	3-1
3.1. 自然的状況 .....	3-1
3.1.1 大気環境の状況 .....	3-1
3.1.2 水環境の状況 .....	3-17
3.1.3 土壌及び地盤の状況 .....	3-26
3.1.4 地形及び地質の状況 .....	3-27
3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 .....	3-37
3.1.6 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況 .....	3-54
3.1.7 文化財の状況 .....	3-62
3.2. 社会的状況 .....	3-77
3.2.1 人口及び産業の状況 .....	3-77
3.2.2 土地利用の状況 .....	3-80
3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況 .....	3-88
3.2.4 交通の状況 .....	3-89
3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況 .....	3-95
3.2.6 環境保全を目的として法令等により指定された地域 その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況.....	3-104
第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 .....	4-1
4.1. 環境影響要因の把握 .....	4-1
4.2. 環境影響評価の項目の選定 .....	4-1
4.3. 調査、予測及び評価の手法 .....	4-3

第5章 調査、予測及び評価の結果 .....	5-1
5.1. 騒音 .....	5-1
5.2. 振動 .....	5-2
5.3. 動物・植物 .....	5-3
5.4. 景観 .....	5-3
第6章 総合評価 .....	6-1
6.1. 影響の回避・低減の検討 .....	6-1
6.2. 環境配慮の方向性 .....	6-1
6.2.1 騒音 .....	6-1
6.2.2 振動 .....	6-1
6.2.3 動物・植物 .....	6-1
6.2.4 景観 .....	6-1
第7章 本配慮書に関する意見募集 .....	7-1
7.1. 意見募集方法 .....	7-1
7.2. 募集期間 .....	7-1

## 第1章 事業者の氏名及び住所

事業者の名称	西日本旅客鉄道株式会社
代表者の氏名	代表取締役 真鍋 精志
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西中島 5-4-20 中央ビル 4F

## 第2章 第一種鉄道建設等事業の目的及び内容

### 2.1. 奈良線の事業経緯

奈良線の事業の経緯は以下に示すとおりである。

- ・ 明治 29 年 4 月 奈良線全通
- ・ 昭和 59 年 10 月 電化開業
- ・ 平成 3 年 3 月 京都駅 8・9 番線新設ホーム供用、昼間快速運転開始
- ・ 平成 3 年 9 月 黄檗駅、城陽駅行違い設備供用
- ・ 平成 6 年 7 月 東福寺駅行違い設備供用（平成 5 年 12 月橋上化）
- ・ 平成 9 年 3 月 J R 藤森駅開業
- ・ 平成 13 年 3 月 京都～J R 藤森・宇治～新田の部分複線化供用、J R 小倉駅開業  
山城多賀駅行違い設備、木幡駅・玉水駅・上狛駅の 1 線スルー化、  
桃山駅・棚倉駅の分岐器高番数化
- ・ 平成 22 年 11 月 東福寺駅で京阪との乗り換え口を設置

### 2.2. 第一種鉄道建設等事業の目的

国際観光文化都市である京都～奈良間を結ぶ JR 奈良線は、平成 13 年 3 月完成の第 1 期複線化事業により、京都～JR 藤森・宇治～新田間（約 8.2 k m）の複線化等の整備を行ってきており、旅客の利用が着実に増加している。一方で、単線区間が介在することによってダイヤが乱れた時の運行の安定性が低いことや行違い待ちによる所要時間の発生等、快適に利用していただくうえでの課題も残っている。これらの課題について複線化工事を行うことにより安定輸送の確立や所要時間の短縮を図るとともに、京都駅の交通結節点としての乗り換え機能の向上を目的としている。

### 2.3. 第一種鉄道建設等事業の内容

#### 2.3.1 名称及び種類

- |    |   |
|----|---|
| 名称 | 奈良線第 2 期複線化事業<br>(JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化) |
| 種類 | 普通鉄道の改良                                       |

#### 2.3.2 第一種鉄道建設等事業実施想定区域の位置

第一種鉄道建設等事業実施想定区域（以下、「事業実施想定区域」という）の位置は、図 2-1 に示す JR 藤森～宇治間・新田～城陽間・山城多賀～玉水間の 3 区間である。

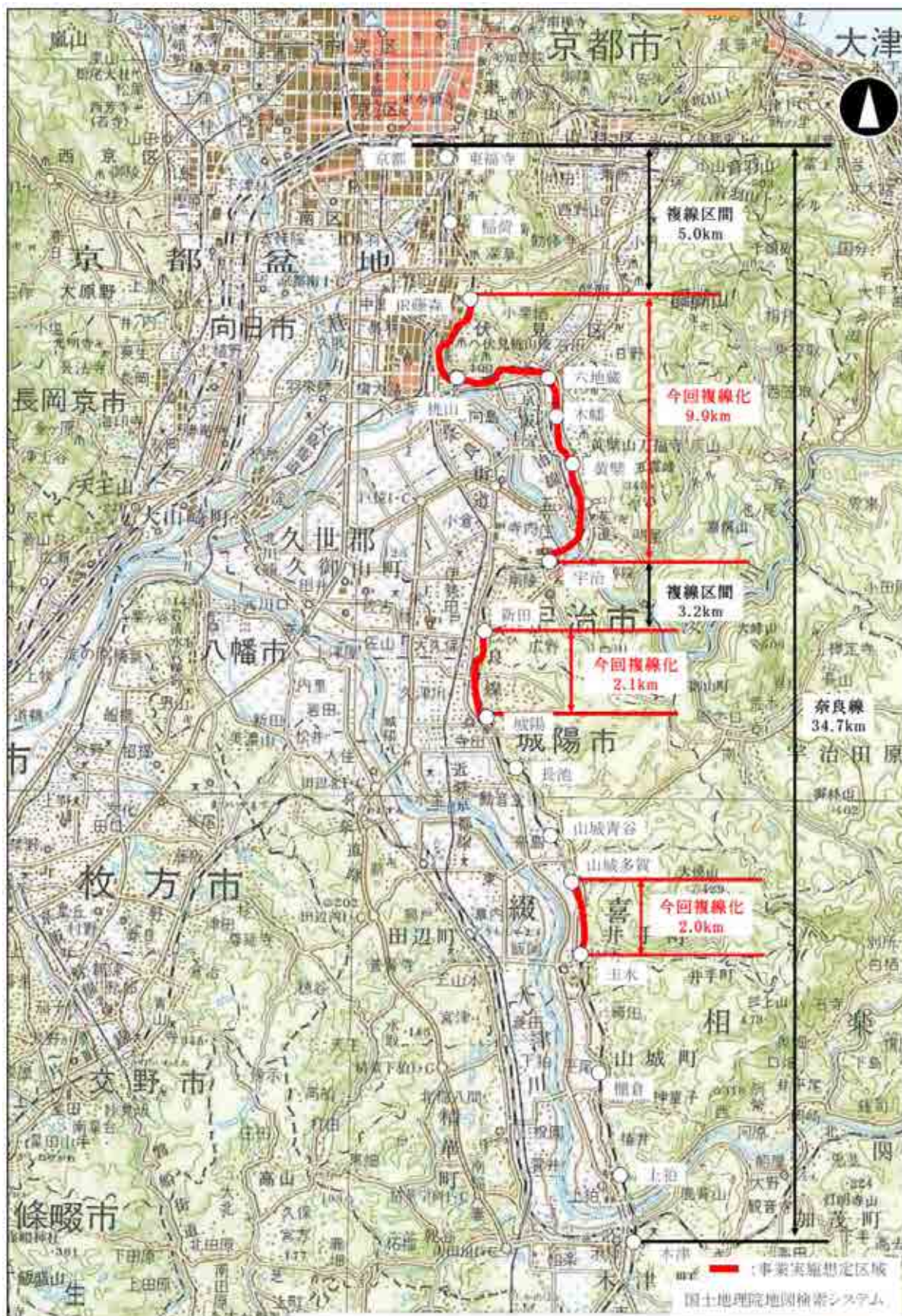


図 2-1 事業実施想定区域

### 2.3.3 第一種鉄道建設等事業の規模

○第2期複線化延長：14km

- ・JR 藤森～宇治間（9.9km）
- ・新田～城陽間（2.1km）
- ・山城多賀～玉水間（2.0km）

※京都～城陽間の完全複線化

奈良線総延長（京都～木津間）34.7km

線区複線化延長 22.2km、複線化率 23.6%→64.0%

### 2.3.4 第一種鉄道建設等事業に係る単線・複線等の別及び動力

単線・複線の別：複線

動力：直流 1,500 ボルト



## 2.3.5 その他の第一種鉄道建設等事業に関する事項

### (1) 複数案についての考え方とゼロオプションを設定しない理由

本事業は、既存の JR 奈良線において、平成 13 年 3 月に完成した第 1 期複線化事業によって複線化した区間（京都～JR 藤森・宇治～新田）に引き続いて、第 2 期事業として残る単線区間の一部を複線化する事業である。したがって、複線化済み区間及び本事業の対象としない単線区間（城陽～山城多賀）との接続等の必要性から、事業実施想定区域全線にわたって新たなルートを選定することは現実的ではない。また事業実施想定区域の JR 奈良線に隣接する土地の利用状況は公道・民間鉄道事業者用地・住宅地・農地等であり、本事業が周辺地域の地権者等へ与える社会的あるいは経済的な影響を考慮すると、駅間の一部などで部分的に既設線とは別の新たなルートで新線を建設することも極めて困難である。むしろ既設線の改良（移設等）により可能な限り既設線近傍の当社用地を活用し、本事業により改変される区域を最小化することで、環境面や安全面も含めた総合的な影響を回避・低減することができると考えている。以上のことから、本事業は既設線の改良（移設等）を行う等により既存の JR 奈良線に沿った当社用地を極力活用しながら複線化する計画案を前提としている。

ただし、本配慮書時点ではその具体的線形（ルート）案を単一に絞り込んではおらず、次項で詳述するとおり、具体的な線形については、現地制約条件に応じて線路配置の考え方を組み合わせることにより決定していくこととしており、本配慮書段階では概ねの事業範囲を設定することをもって複数案に代えるものと考えている。具体的な線形については、今後の測量・調査・設計や環境影響評価の手続を踏まえつつ決定していく。

また、「第 2 章 2.2 事業の目的」で述べたとおり、本事業は

- ・行き違い待ちや行き違い駅での速度低下の解消による所要時間の短縮
- ・異常時の列車の遅れの他の列車への波及の低減、ダイヤ回復に要する時間の飛躍的な短縮

など速達化・安全安定輸送の向上を図る唯一の方法であり、複線化以外の方法により、課題の解決（事業の目的）は達成されないことから、当該事業を実施しない案（ゼロ・オプション）は設定しないものとしている。

## (2) 事業実施想定区域の選定の考え方

事業実施想定区域の選定にあたっては、次の a) から d) までの内容を考慮し、土地の改変面積を最小限とするため、既設線の改良(移設等)を行う等により、可能な限り当社用地を活用することとする。

- a) 沿線住民の生活環境への影響が最小限となるように配慮する。
- b) 市街化・住宅地化が進展している地域や沿線道路への影響が最小限となるように配慮する。
- c) 路線の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、周辺の土地利用や公共交通機関等の各種都市基盤の整備状況との整合を図る。
- d) 周知の埋蔵文化財包蔵地や歴史的な文化資源に対する影響をできる限り回避する。

本配慮書時点は、具体的な複線化計画(配線)を固める前の計画検討段階であり、上記の制約条件を考慮したうえでの単一案への絞込みは行っていない。具体的な配線計画案については今後の手続きの中で決定していくことになる。

上記の条件を含めた環境への配慮をもとに、概ねの事業範囲として下図のイメージのように①当社用地内で既設線を改築せずに新設線を構築する場合②既設線を改良(移設)して可能な限り当社用地を活用して新設線を構築する場合を組み合わせ、配線案を絞り込んでいくことを考えている。

可能な限り当社用地を活用することで環境影響の低減を図れる計画を今後検討

(※複線化区間の現地状況により①と②の概念を組み合わせ、今後線形を確定)

- ①当社用地内で既設線を改築せずに新設線を構築する場合

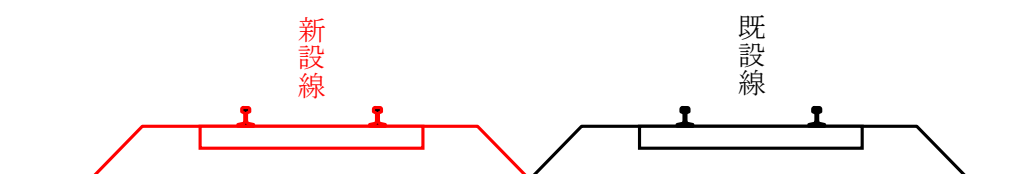


図 2-2 既設線の改良を行わない場合の配置例

- ②既設線を改良(移設)して可能な限り当社用地を活用して新設線を構築する場合

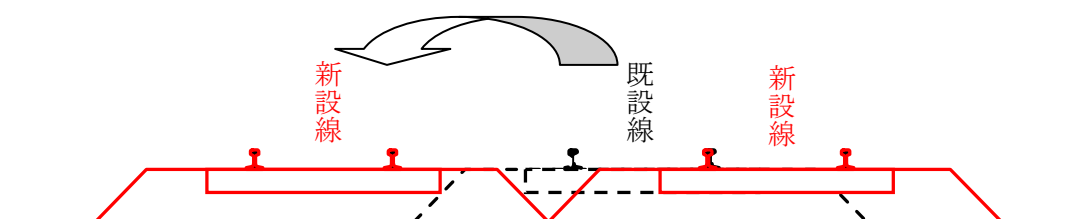


図 2-3 可能な限り当社用地を活用する場合の配置例

(3) 奈良線の列車本数

奈良線の平成 25 年 3 月時点の列車本数は以下のとおりである。

平成 25 年 3 月時点 197 本（平日上下計）

(4) 奈良線の乗車人員推移

奈良線の乗車人員の推移を図 2-4 に示した。これによると、平成 23 年度の平均乗車人員は 52,000 人で、一日平均乗車人員は平成 2 年以来、増加傾向を示している。

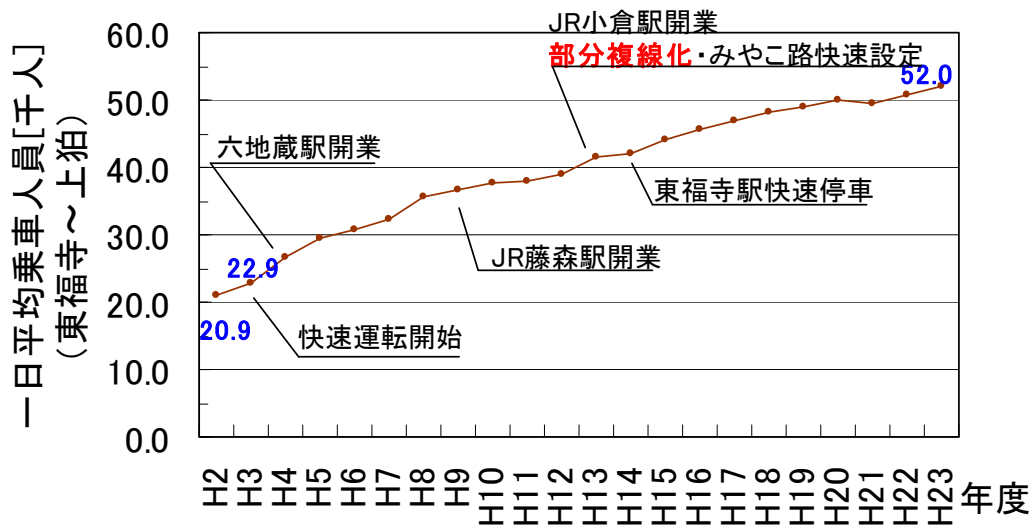


図 2-4 一日平均乗車人員の経年変化

### 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

本章における主な調査範囲は、事業実施想定区域の位置する京都市伏見区、宇治市、城陽市及び井手町（以下、「事業実施想定区域の位置する区市町」という。）とする。

#### 3.1. 自然的状況

##### 3.1.1 大気環境の状況

###### (1) 気象

事業実施想定区域の位置する京都府南部の気候は、温暖で降水量の比較的少ない瀬戸内海気候に属している。

事業実施想定区域の最寄りの気象官署は京都地方気象台であり、図 3.1-1 に示すとおり事業実施想定区域の北に位置している。京都地方気象台での過去 10 年(平成 15 年～平成 24 年)及び平成 24 年の月別気温、降水量等は、表 3.1-1 に示すとおりである。これによると、過去 10 年の平均気温は 16.1℃、平均年降水量は、1,537.7mm、平均風速は 1.9m/s であった。また、平成 24 年では、平均気温は 8 月が最も高く 29.0℃、月間降水量は 7 月が最も多く 333.5mm、平均風速は 4 月、6 月、8 月が強く 2.4m/s であった。

<京都地方気象台の観測状況>

住 所：京都市中京区西ノ京笠殿町

経緯度：北緯 35°0.08′、東経 135°43.9′（風のみ東経 135°44.1′）

標 高：40.8m（風のみ 36m）

表 3.1-1 京都地方気象台における主要気象要素の観測結果

年次	気温(℃)			降水量(mm)	平均風速 (m/s)	最多風向
	平均	最高	最低	総量		
平成 15 年	15.8	36.0	-4.0	1,813.5	1.7	西
平成 16 年	16.8	37.7	-3.4	1,652.5	1.8	北北西
平成 17 年	15.9	36.9	-3.7	954.5	1.8	南南西
平成 18 年	15.9	38.0	-3.0	1,582.5	1.7	南
平成 19 年	16.3	38.6	-2.4	1,212.5	1.7	北
平成 20 年	16.0	37.7	-2.2	1,430.5	1.9	北北西
平成 21 年	16.1	36.5	-1.9	1,457.5	2.1	北北西
平成 22 年	16.4	38.1	-2.5	2,061.0	2.1	西
平成 23 年	16.0	36.9	-3.9	1,650.5	2.1	東北東
平成 24 年	15.8	37.5	-3.5	1,562.0	2.1	西
平成 24 年 1 月	4.1	11.4	-1.3	31.0	1.9	西
2 月	4.1	13.6	-3.5	115.0	2.1	西北西
3 月	8.3	20.9	-0.9	142.0	2.3	北北西
4 月	14.2	30.5	0.4	118.0	2.4	西
5 月	18.8	30.4	6.7	44.5	2.3	東
6 月	22.7	32.4	16.0	236.5	2.4	東北東
7 月	27.5	37.5	18.7	333.5	2.1	北北西
8 月	29.0	37.1	21.4	112.0	2.4	南南西
9 月	25.6	34.7	17.2	140.5	2.1	南南東
10 月	18.2	28.2	8.6	88.0	1.9	北北西
11 月	11.1	19.9	2.0	120.0	1.8	西
12 月	5.4	14.1	-1.2	81.0	1.9	北西
10 年間平均	16.1	37.4	-3.1	1,537.7	1.9	

資料：気象庁 HP (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)



資料：「気象庁HP」 (<http://www.jma.go.jp/jma/menu/report.html>)

図 3.1-1 気象官署の位置

(2) 大気質

1) 一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局調査結果

平成 23 年度末現在で京都府に設置されている一般環境大気測定局（一般局）は 26 局、自動車排出ガス測定局（自排局）は 9 局（うち 1 局は休止中）あり、事業実施想定区域及びその周囲には一般環境大気測定局が 4 局、自排局が 1 局存在する。測定局の測定項目と環境基準達成状況を表 3.1-2 に、測定局の位置を図 3.1-4 に示す。

表 3.1-2 一般環境大気測定局の測定項目と環境基準達成状況（平成 23 年度）

局区分	局名	設置場所		測定項目									
				二酸化硫黄		二酸化窒素	浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	一酸化炭素	非メタン炭化水素	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )	
				長期	短期		長期	短期				長期	短期
一般局	伏見	京都市伏見区東組町	伏見区役所	○	○	○	×	×	×	-	-	-	-
	醍醐	京都市伏見区醍醐鍵尾町	池田小学校	○	○	○	○	×	×	-	×	-	-
	宇治	宇治市宇治若森	山城北保健所	-	-	○	○	×	×	-	-	-	-
	城陽	城陽市寺田宮ノ平 1 番地	城陽高等学校	-	-	○	×	×	×	-	-	-	-
自排局	国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90 番地	南部総合地方卸売市場	-	-	○	×	×	-	-	-	-	

注 1) ○は環境基準を達成した項目、×は環境基準を達成しなかった項目、-は測定を実施していない項目。  
大気汚染に係る環境基準は以下に示すとおりである。

物質	二酸化硫黄	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	一酸化炭素	微小粒子状物質 (PM <sub>2.5</sub> )
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm ～ 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> であること。

注 2) 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質については長期的評価及び短期的評価、微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) については、長期基準及び短期基準を示す。

長期的評価(長期)：1 年間にわたる測定結果を評価するもので、年間 1 日平均値のうち高い方から 2% の範囲を除外して評価する（ただし、1 日平均値が 2 日連続して環境基準を超えない場合に限る。）。

短期的評価(短期)：1 日又は 1 時間の測定結果を評価するもので、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値又は各 1 時間値を環境基準と比較して評価する。

長期基準(長期)：測定結果の 1 年平均値。

短期基準(短期)：年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98% に相当するもの。

注 3) 非メタン炭化水素には、環境基準は設定されていないが、大気汚染に係る指針(光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針)が設定されている。

光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は、0.20ppmC から 0.31ppmC の範囲にある。

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

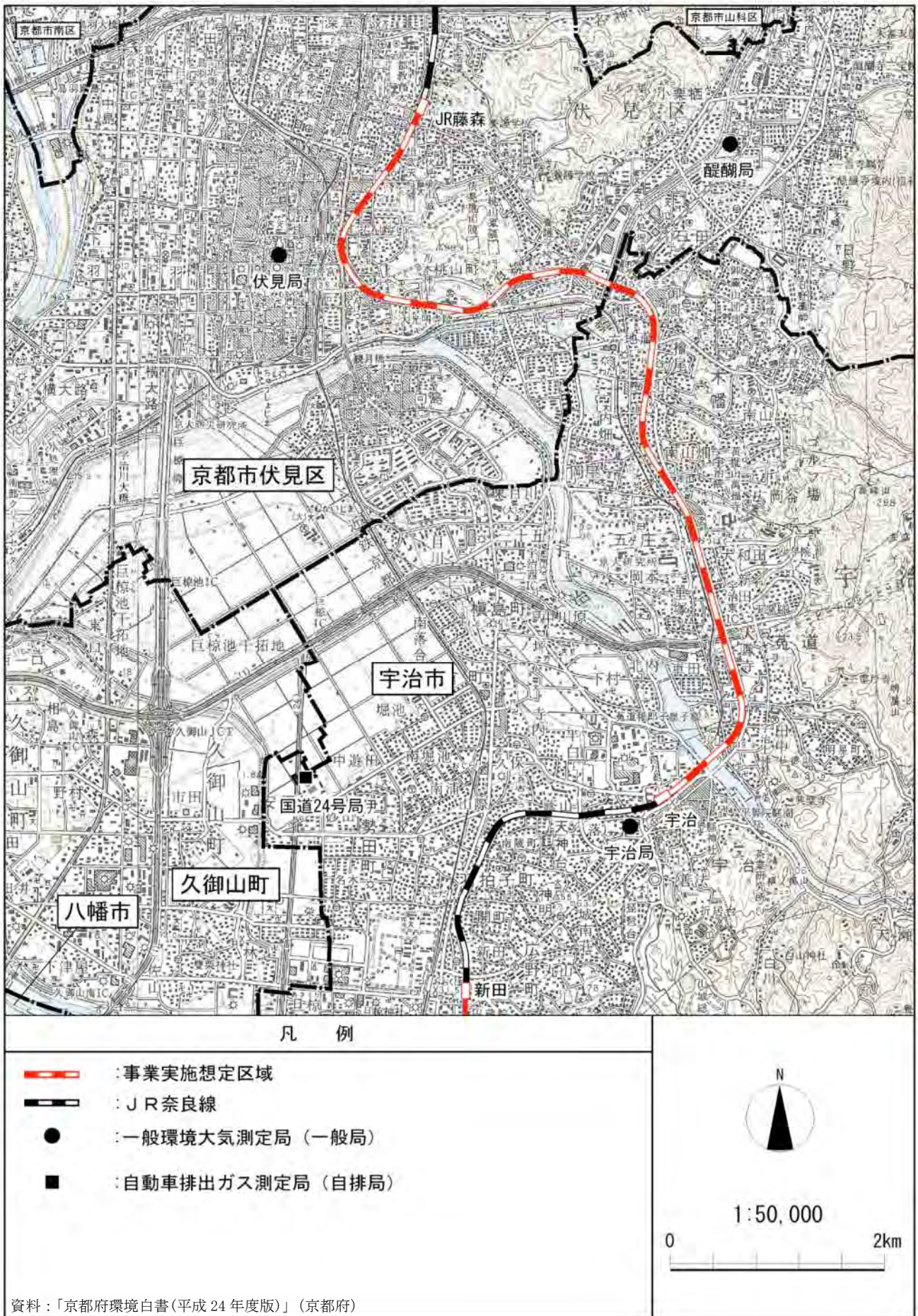


図 3.1-2(1) 大気汚染常時監視測定局位置

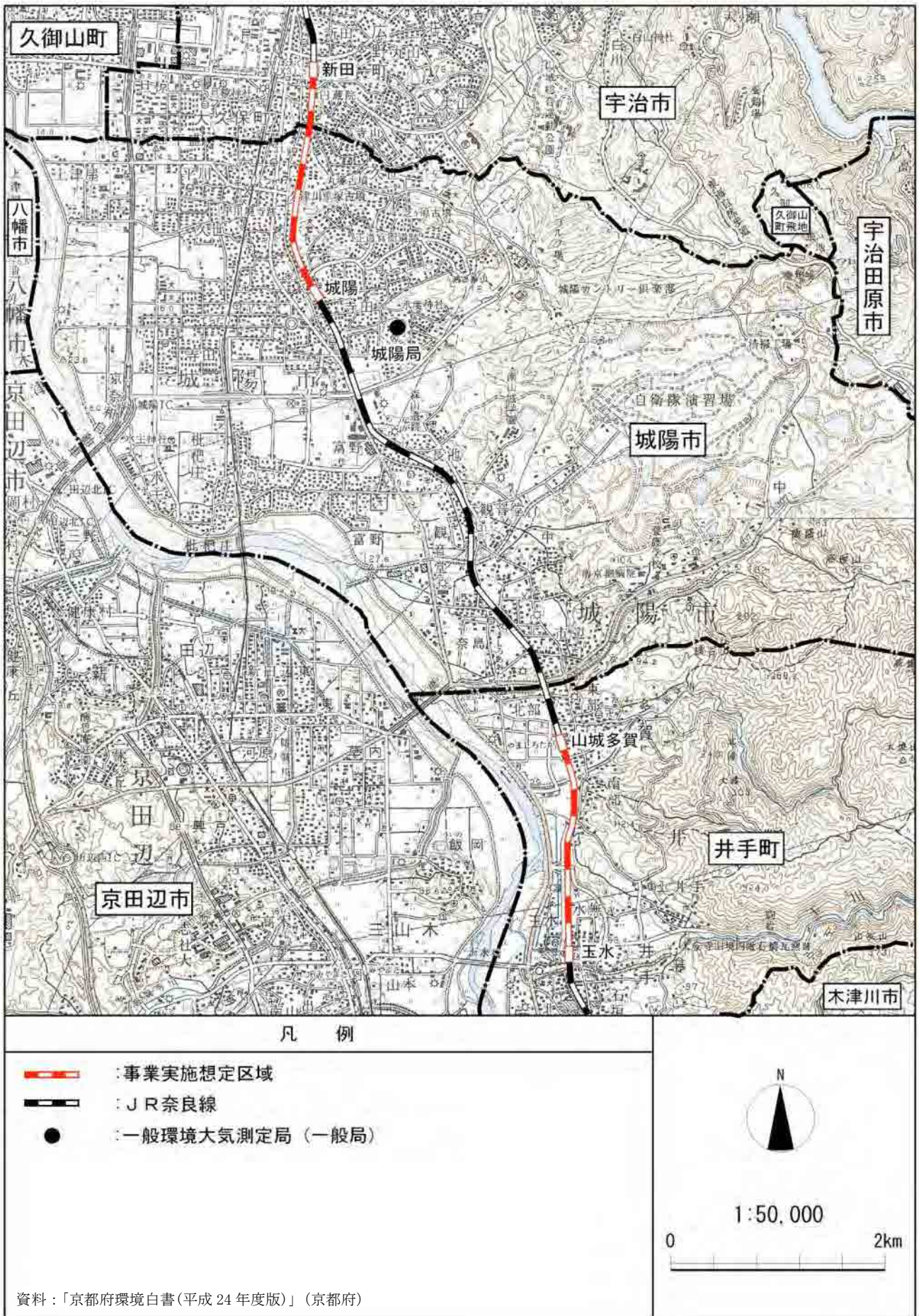


図 3.1-2(2) 大気汚染常時監視測定局位置



### ①二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

二酸化硫黄については、表 3.1-2 で示したとおり、伏見局、醍醐局ともに長期的評価（1時間値の1日平均値の年間98%値が0.04ppm以下）及び短期的評価（1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下）を達成している。平成23年度の測定結果は表 3.1-3 に示すとおりである。

表 3.1-3 二酸化硫黄測定結果（平成23年度）

測定局名		年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1時間値が0.10ppmを超えた時間数 (時間)	日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)	日平均値の2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無 (有×・無○)	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数 (日)
一般局	伏見	0.004	0.012	0	0	0.007	○	0
	醍醐	0.004	0.015	0	0	0.007	○	0

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

### ②二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素については、表 3.1-2 で示したとおり、全局で環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下）を達成している。平成23年度の測定結果は、表 3.1-4 に示すとおりである。

表 3.1-4 二酸化窒素測定結果（平成23年度）

測定局名		年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	日平均値の年間98%値 (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数 (日)
一般局	伏見	0.018	0.070	0.036	0
	醍醐	0.017	0.056	0.032	0
	宇治	0.012	0.051	0.028	0
	城陽	0.011	0.055	0.026	0
自排局	国道24号	0.023	0.069	0.039	0

注)年間98%値とは、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での裁定値を1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき低い方(最低値)から数えて98目に該当する日平均値。

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

### ③浮遊粒子状物質(SPM)

浮遊粒子状物質については、表 3.1-2 で示したとおり、長期的評価（1時間値の1日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下）は醍醐局及び宇治局で達成しているが、伏見局、城陽局及び国道24号局では環境基準を達成していない。また、短期的評価（1時間値の1日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>以下、かつ、1時間値が0.20mg/m<sup>3</sup>以下）は、全局で環境基準を達成していない。平成23年度の測定結果は表 3.1-5 に示すとおりである。

表 3.1-5 浮遊粒子状物質測定結果（平成 23 年度）

測定局名		年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	1 時間値 の最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 (時間)	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 (日)	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準の長期的評価に よる日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)
一般局	伏見	0.018	0.184	0	2	0.042	2
	醍醐	0.017	0.157	0	1	0.046	0
	宇治	0.019	0.159	0	1	0.046	0
	城陽	0.019	0.160	0	2	0.045	2
自排局	国道 24 号	0.021	0.211	2	2	0.045	2

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

④光化学オキシダント(O<sub>x</sub>)

光化学オキシダントについては、表 3.1-2 で示したとおり、全局で環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下）を達成してない。「大気汚染防止法」に基づき緊急時の措置（光化学オキシダント注意報）を発令する基準である 1 時間値 0.12ppm 以上となった日が各局とも 1 日ある。平成 23 年度の測定結果は表 3.1-6 に示すとおりである。

表 3.1-6 光化学オキシダント測定結果（平成 23 年度）

測定局名		昼間の 1 時間 値の年平均値 (ppm)	昼間の 1 時間 値の最高値 (ppm)	環境基準の評価による昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間 数及び日数		昼間の 1 時間値が 0.12ppm 以上 の時間数及び日数	
				(時間)	(日)	(時間)	(日)
一般局	伏見	0.029	0.133	278	61	1	1
	醍醐	0.029	0.136	292	66	2	1
	宇治	0.030	0.130	322	73	2	1
	城陽	0.030	0.159	339	74	4	1

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

⑤一酸化炭素 (CO)

一酸化炭素については、表 3.1-2 で示したとおり、事業実施想定区域及びその周囲では測定は実施されていない。

⑥非メタン炭化水素 (NMHC)

非メタン炭化水素については、表 3.1-2 で示したとおり、醍醐局で光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針(6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC～0.31ppmC の範囲)を達成してない。平成 23 年度の測定結果は表 3.1-7 に示すとおりである。

表 3.1-7 非メタン炭化水素測定結果（平成 23 年度）

測定局名		年平均値 (ppm)	6～9 時における年平均 値 (ppm)	6～9 時 3 時間平均値が 0.20ppmC を超えた日数 (日)	6～9 時 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数 (日)
一般局	醍醐	0.15	0.19	130	38

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

⑦微小粒子状物質 (PM2.5)

微小粒子状物質 (PM2.5) については、表 3.1-2 で示したとおり、事業実施想定区域及びその周囲では測定は実施されていない。

⑧有害大気汚染物質

京都府では、「大気汚染防止法」に基づき、有害大気汚染物質のモニタリング調査が実施されており、一般環境について3地点、固定発生源周辺について1地点、道路沿道について5地点ある。事業実施想定区域及びその周囲には国道24号に1地点、測定地点がある。

平成23年度の測定結果は表 3.1-8 に示すとおりであり、これらのうち、環境基準の定められているベンゼンは、環境基準 (1年平均値が0.003mg/m<sup>3</sup>以下) を達成している。なお、その他の環境基準の定められている有害大気汚染物質 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン) については、事業実施想定区域及びその周囲では測定は実施されていない。

表 3.1-8 有害大気汚染物質測定結果 (平成23年度)

測定場所		物質名	単位	最小値	最大値	平均値
沿道	国道24号	ベンゼン	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000039	0.003	0.0015
		アセトアルデヒド	(mg/m <sup>3</sup> )	0.00090	0.0033	0.0019
		1,3-ブタジエン	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000036	0.00043	0.00018
		ホルムアルデヒド	(mg/m <sup>3</sup> )	0.0011	0.0035	0.0022
		トルエン	(mg/m <sup>3</sup> )	0.0029	0.029	0.012
		ベンゾ[a]ピレン	(mg/m <sup>3</sup> )	0.000000039	0.00000048	0.00000016

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

⑨ダイオキシン類

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気環境中のダイオキシン類の測定が実施されている。平成24年度における測定結果は表 3.1-9 に示すとおりであり、全地点とも環境基準 (1年平均値が0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下) を達成している。

表 3.1-9 ダイオキシン類測定結果 (平成24年度)

地点名	所在地	大気濃度 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )		
		年平均値	範囲	環境基準 (1年平均値)
池田小学校	京都市伏見区	0.018	0.013~0.024	0.6
伏見区役所	京都市伏見区	0.028	0.017~0.058	
宇治測定局	宇治市	0.018	0.010~0.029	

資料：「ダイオキシン類測定結果(平成24年度)」(京都府)

⑩大気汚染に係る苦情の状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成23年度の大気汚染に係る苦情の件数は表 3.1-10 に示すとおりである。

表 3.1-10 大気汚染に係る苦情の件数 (平成23年度)

種類	市町			
	京都市	宇治市	城陽市	井手町
大気汚染	121	3	11	0

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

### (3) 騒音

#### ①一般環境騒音の状況

事業実施想定区域の位置する区市町では、宇治市及び城陽市において一般環境騒音に係る調査が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-11 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

また、「環境レポート(平成 24 年度版)」(京都市)によると、一般騒音に係る市保全基準<sup>注)</sup>達成率は 75%となっている(注:京都市環境保全基準は環境基準と同じ)。なお、京都市及び井手町では、一般環境騒音の測定結果の公表は行っていない。

表 3.1-11 一般環境騒音測定結果(平成 23 年度)

市町	No.	測定地点	用途地域	環境基準 類型	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )			
					昼間		夜間	
					測定値 (dB)	対環境 基準値	測定値 (dB)	対環境 基準値
宇治市	環 1	御蔵山集会所	第一種低住専	A	48	○	40	○
	環 2	木幡地域福祉センター	第一種住居	B	46	○	36	○
	環 3	木幡熊小路集会所	準工業	C	49	○	39	○
	環 4	大和田集会所	近隣商業	C	45	○	35	○
	環 5	羽戸山集会所	第一種低住専	A	46	○	41	○
	環 6	源氏物語ミュージアム	第一種住居	B	53	○	41	○
	環 7	妙楽集会所	近隣商業	C	50	○	44	○
	環 8	新半白集会所	第一種住居	B	48	○	39	○
	環 9	西小倉コミュニティセンター		B	47	○	46	×
	環 10	伊勢田北集会所		B	44	○	40	○
	環 11	琵琶台集会所	第一種低住専	A	49	○	43	○
城陽市	環 12	平川大将軍 14-5	第一種低住専	A	51	○	43	○
	環 13	久世上大谷 18		A	48	○	37	○
	環 14	久世北垣内 47-5	第一種住居	B	42	○	38	○
	環 15	寺田大谷 115-18	第一種低住専	A	41	○	35	○
	環 16	寺田西ノ口 93-8		A	45	○	38	○
	環 17	寺田宮ノ谷 11-124		A	43	○	40	○
	環 18	寺田今堀 155-22		A	42	○	38	○
	環 19	寺田庭井 92-3	第一種住居	B	42	○	37	○
	環 20	寺田市ノ久保 2-395	第一種低住専	A	45	○	38	○
	環 21	寺田宮ノ平 17-22		A	47	○	37	○
	環 22	富野西垣内 33	第一種住居	B	44	○	36	○
	環 23	富野北垣内 1-136	第一種低住専	A	50	○	42	○
	環 24	奈島久保野 39-1	第一種住居	B	49	○	43	○
	環 25	市辺柿木原 48-31		B	46	○	40	○

注 1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)は以下のとおりである。

A 地域及び B 地域: 昼間 55dB 以下、夜間 45dB 以下

C 地域: 昼間 60dB 以下、夜間 50dB 以下

注 2) 地域の類型は以下のとおりである。

A 地域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

C 地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 3) 時間区分は、昼間: 6~22 時、夜間: 22~6 時である。

注 4) 対環境基準値欄の○は環境基準を達成した値、×は環境基準を達成しなかった値である。

資料: 「宇治市の環境(平成 24 年版)」(宇治市)

「城陽市環境報告書(平成 24 年度版)」(城陽市)

## ②自動車交通騒音の状況

京都府では、平成 23 年度に主要な道路沿道の騒音測定が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-12 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-12 自動車交通騒音測定結果（平成 23 年度）

No.	路線名	測定地点	車線数	環境基準 類型	要請 限度 区域	近接 空間 特例	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )					
							昼間			夜間		
							測定値 (dB)	対環境 基準値	対要請 限度	測定値 (dB)	対環境 基準値	対要請 限度
道 1	一般国道 24 号	伏見区向島鷹場町	4	A	a	有	68	○	○	65	○	○
道 2	市道御陵六地藏線	伏見区小栗栖中山田町	2	A	a	無	67	×	○	62	×	○
道 3	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	B	b	有	66	○	○	61	○	○
	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	B	b	有	64	○	○	59	○	○
道 4	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内 53-14	4	B	b	有	66	○	○	61	○	○
道 5	府道黄檗停車場線	宇治市槇島町千足	2	B	b	有	69	○	○	65	○	○
道 6	府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪 8	2	C	c	有	68	○	○	67	×	○
道 7	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山 6	2	C	c	有	57	○	○	63	○	○
道 8	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	B	b	有	66	○	○	60	○	○
道 9	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路 19	2	C	c	無	58	○	○	53	○	○
道 10	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻 81	2	C	c	無	65	○	○	60	○	○
道 11	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90 番地	4	C	c	有	71	×	○	67	×	○
	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90	4	C	c	有	69	○	○	67	×	○
道 12	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町浮田 28-1	2	C	c	有	66	○	○	62	○	○
道 13	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻	2	B	b	有	63	○	○	57	○	○
道 14	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷 19	2	B	b	有	63	○	○	60	○	○
道 15	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原 1	2	C	c	有	66	○	○	62	○	○
道 16	市道下居大久保線	宇治市広野町小根尾 138	2	A	a	無	66	×	○	59	×	○
道 17	府道八幡城陽線	城陽市平川大將軍 9	2	A	a	有	65	○	○	60	○	○
道 18	一般国道 24 号	城陽市富野久保田 1-1	2	-	-	有	73	×	○	68	×	○
	一般国道 24 号	城陽市富野久保田 1	2	-	-	有	73	×	○	69	×	○
道 19	市道 3001 号線	城陽市富野森山 1	2	B	b	無	69	×	○	64	×	○
道 20	府道富野荘八幡線	城陽市富野堀口 2	2	B	b	有	65	○	○	59	○	○
道 21	府道上狛城陽線	城陽市観音堂巽畑 17	2	-	-	有	65	○	○	57	○	○
道 22	一般国道 307 号	城陽市中芦原 48-1	2	-	-	有	71	×	○	66	×	○

注 1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）は以下のとおりである（地域の類型は、表 3.1-11 と同じ）。

A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域：昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下

B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち道路に面する地域：

昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道）に近接する空間については上記に関わらず、特例として以下に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間：昼間 70dB 以下、夜間：65dB 以下

注 2) 自動車騒音に係る要請限度は以下のとおりである。

a 地域及び b 地域のうち 1 車線を有する道路に面する地域：昼間 60dB 以下、夜間 55dB 以下

a 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域：昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下

b 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する地域：

昼間 75dB 以下、夜間 70dB 以下

この場合において、幹線交通を担う道路（高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4 車線以上の市町村道）に近接する空間については上記に関わらず、特例として以下に掲げるとおりとする。

幹線交通を担う道路に近接する空間：昼間 75dB 以下、夜間：70dB 以下

注 3) 要請限度の区域の区分は以下のとおりである。

a 地域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

b 地域：第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

c 地域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 4) 時間区分は、昼間：6～22 時、夜間：22～6 時である。

注 5) 対環境基準値欄の○は環境基準を達成した値、×は環境基準を達成しなかった値である。

注 6) 対要請限度値欄の○は要請限度以下の値、×は要請限度を超過した値である。

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

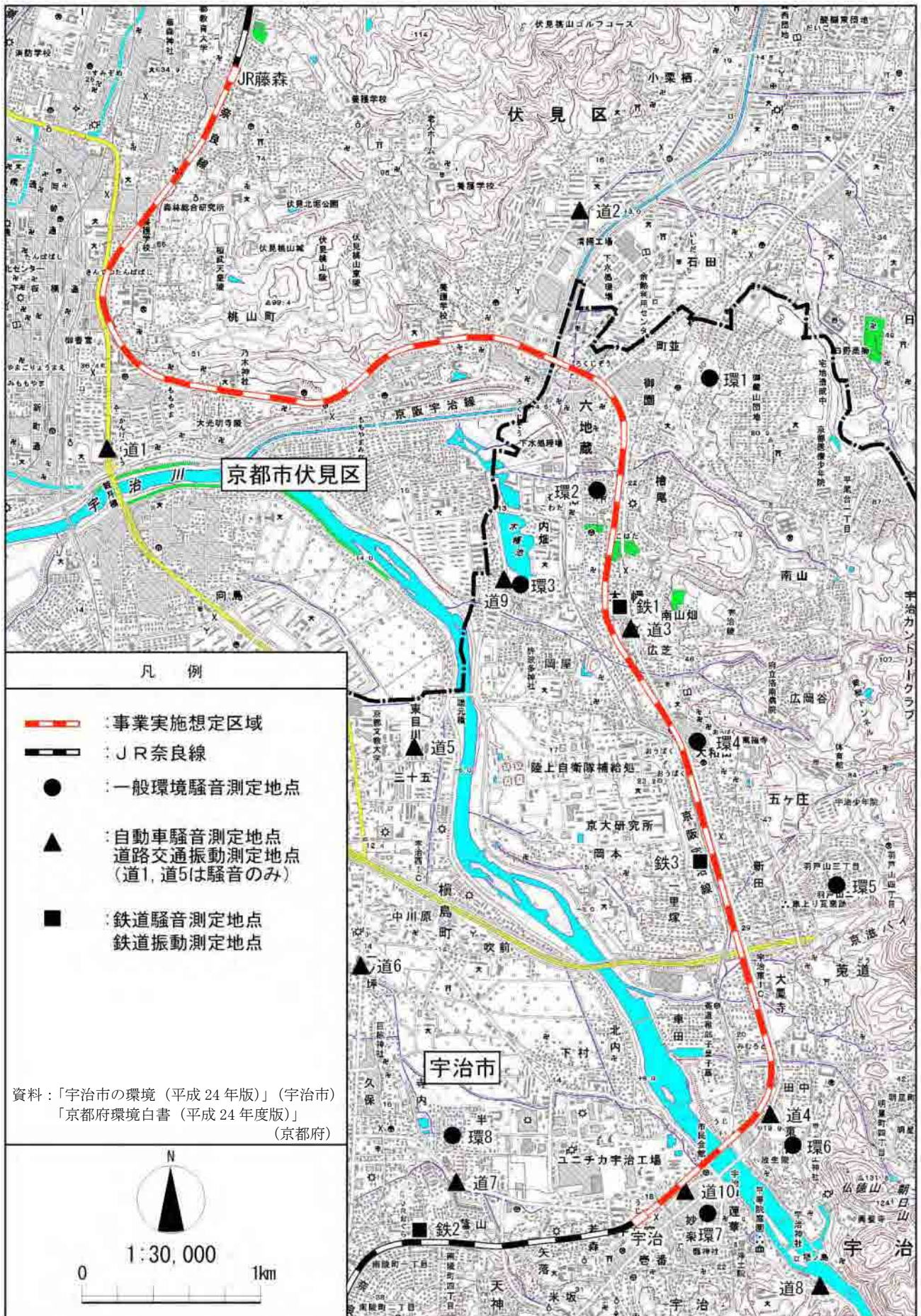


図 3.1-3(1) 騒音・振動測定地点位置図

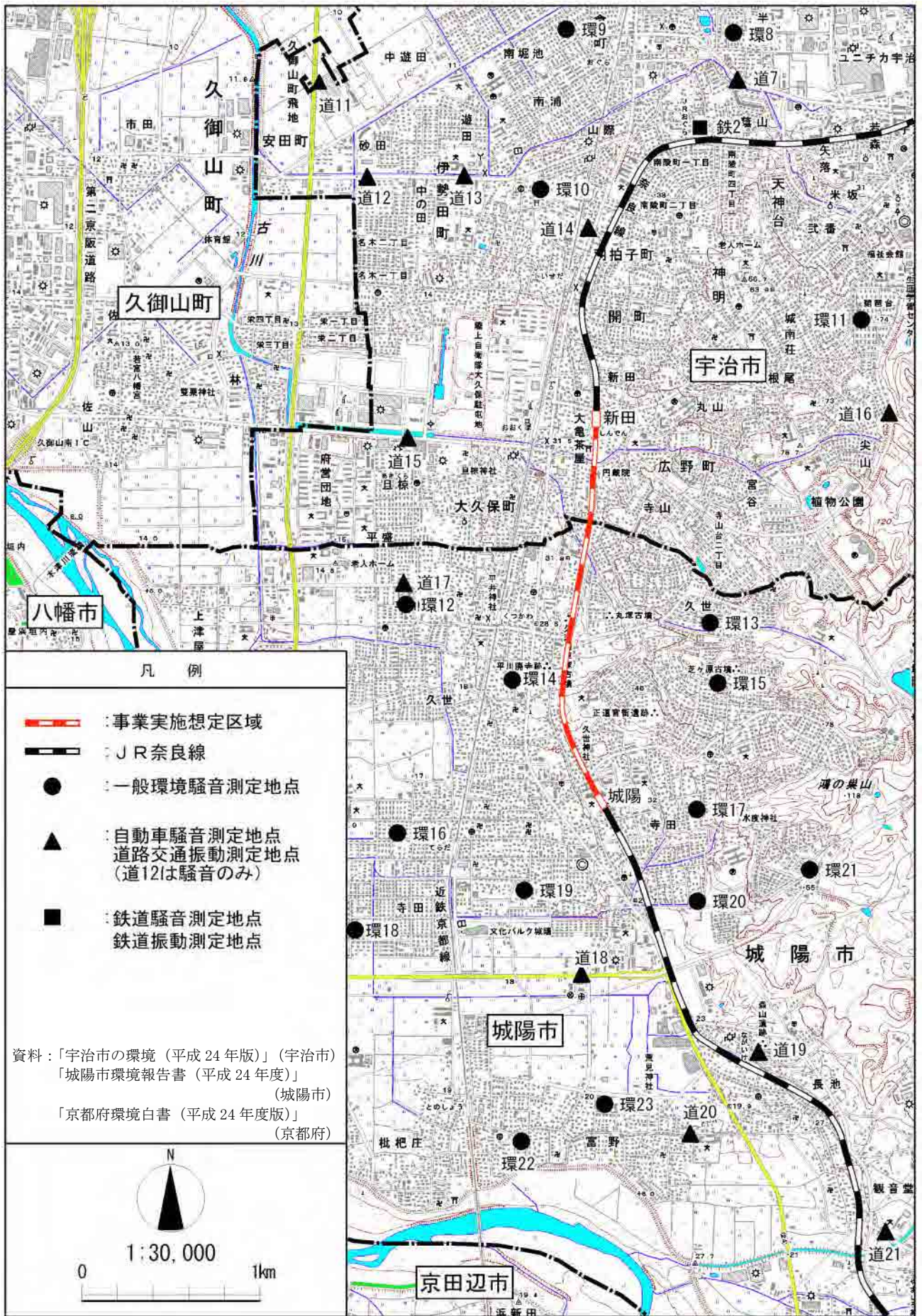


図 3.1-3(2) 騒音・振動測定地点位置図



図 3.1-3(3) 騒音・振動測定地点位置図



### ③鉄道騒音の状況

事業実施想定区域の位置する区市町では、宇治市において、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づく手法により鉄道騒音測定が実施されている。平成23年度における測定結果を表 3.1-13 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-13 鉄道騒音の測定結果（平成23年度）

No.	路線名	測定地点	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )	
			昼間 (dB)	夜間 (dB)
1	JR奈良線	木幡中村	58	51
2		宇治御廟	63	56
3	京阪宇治線	五ヶ庄折坂	59	56

注1) 時間区分は、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」に基づき、昼間：7～22時、夜間：22～7時とした。

資料：「宇治市の環境(平成24年版)」(宇治市)

### ④騒音に係る苦情の状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成23年度の騒音に係る苦情の件数は表 3.1-14 に示すとおりである。

表 3.1-14 騒音に係る苦情の件数（平成23年度）

種類	市町			
	京都市	宇治市	城陽市	井手町
騒音 (低周波音)	230 (8)	13 (0)	13 (0)	0 (0)

注1) 低周波音は内数である。また、概ね1～100Hzの音を低周波音と呼ぶ。

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

## (4) 振動

### ①一般環境振動の状況

事業実施想定区域の位置する区市町では、一般環境振動に係る測定は実施されていない。

### ②自動車交通振動の状況

京都府では、平成23年度に主要な道路沿道の振動測定が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲における測定結果を表 3.1-15 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-15 道路交通振動測定結果（平成 23 年度）

No.	路線名	測定地点	車線数	区域区分	振動レベル(L <sub>10</sub> )			
					昼間		夜間	
					測定値 (dB)	対要請限度値	測定値 (dB)	対要請限度値
道 2	市道御陵六地藏線	京都市伏見区小栗栖中山田町	2	1	34	○	31	○
道 3	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	1	35	○	33	○
道 4	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内 53-14	4	1	30	○	26	○
道 6	府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪 8	2	2	52	○	45	○
道 7	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山 6	2	2	33	○	34	○
道 8	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	1	41	○	32	○
道 9	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路 19	2	2	39	○	34	○
道 10	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻 81	2	2	39	○	36	○
道 11	一般国道 24 号	宇治市伊勢田町西遊田 90	4	2	47	○	48	○
道 13	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻	2	2	37	○	37	○
道 14	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷 19	2	1	32	○	27	○
道 15	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原 1	2	2	41	○	39	○
道 16	市道下居大久保線	宇治市広野町小根尾 138	2	1	33	○	28	○
道 17	府道八幡城陽線	城陽市平川大將軍 9	2	1	36	○	27	○
道 18	一般国道 24 号	城陽市富野久保田 1	2	-	43	-	38	-
道 19	市道 3001 号線	城陽市富野森山 1	2	1	42	○	31	○
道 20	府道富野荘八幡線	城陽市富野堀口 2	2	1	46	○	32	○
道 21	府道上粕城陽線	城陽市観音堂巽畑 17	2	-	41	-	28	-
道 22	一般国道 307 号	城陽市中芦原 48-1	2	-	44	-	38	-

注 1) 道路交通振動に係る要請限度は以下のとおりである。

第 1 種区域：昼間 65dB 以下、夜間 60dB 以下

第 2 種区域：昼間 70dB 以下、夜間 65dB 以下

注 2) 要請限度の区域の区分は以下のとおりである。

第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注 3) 時間区分は、昼間：8～19 時、夜間：19～8 時である。

注 4) 対要請限度値欄の○は要請限度以下の値、×は要請限度を超過した値である。

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

### ③鉄道振動の状況

事業実施想定区域の位置する区市町では、宇治市において、在来鉄道の振動に対して指針等は定められていないが、環境保全及び現状の把握のため「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策についての勧告に基づく評価方法について（勧告）」に基づき鉄道振動測定が実施されている。平成 23 年度における測定結果を表 3.1-16 に、測定地点の位置を図 3.1-3 に示す。

表 3.1-16 鉄道振動の測定結果（平成 23 年度）

No.	路線名	測定地点	振動レベル(ピークレベルの平均値) (dB)
1	J R 奈良線	木幡中村	63
2		宇治御廟	67
3	京阪宇治線	五ヶ庄折坂	67

資料：「宇治市の環境(平成 24 年版)」(宇治市)

#### ④振動に係る苦情の発生状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成 23 年度の振動に係る苦情の件数は表 3.1-17 に示すとおりである。

表 3.1-17 振動に係る苦情の件数（平成 23 年度）

市町 種類	京都市	宇治市	城陽市	井手町
振動	16	0	0	0

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

#### (5) 悪臭

##### ①悪臭に係る苦情の状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成 23 年度の悪臭に係る苦情の件数は表 3.1-18 に示すとおりである。

表 3.1-18 悪臭に係る苦情の件数（平成 23 年度）

市町 種類	京都市	宇治市	城陽市	井手町
悪臭	167	23	10	2

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

### 3.1.2 水環境の状況

#### (1) 水象の状況

事業実施想定区域及びその周囲に存在する河川は図 3.1-4 に示すとおりであり、宇治川、木津川等がある。

#### (2) 水質の状況

##### ①河川

京都府では、河川・海域の水質汚濁の状況を把握するため、平成 23 年度は 61 河川 106 地点、6 海域 19 地点の合計 125 地点で水質測定が実施されている。事業実施想定区域及びその周囲では図 3.1-4 に示す宇治川水域等の地点で水質が測定されており、その測定結果を表 3.1-19 に示す。

表 3.1-19(1) 河川の公共用水域水質測定結果[生活環境項目] (平成 23 年度)

水系	河川名	地点名	類型	水素イオン濃度 pH 最小値～最大値	溶存酸素量 D0 平均値 (mg/l)	生物化学的酸素要求量 BOD 75%水質値 (mg/l)	浮遊物質量 SS 平均値 (mg/l)	大腸菌群数 平均値 (MPN/100ml)
宇治川	宇治川	宇治橋	A	7.4～7.7	9.6	1.3	4	1.5×10 <sup>3</sup>
		隠元橋	A	7.5～7.8	9.7	1.2	5	2.8×10 <sup>3</sup>
		観月橋	B	7.5～7.7	9.9	1.2	6	2.1×10 <sup>3</sup>
		宇治川大橋	B	7.5～7.8	9.9	1.2	6	2.4×10 <sup>3</sup>
	関電排水路	観流橋	-	6.4～7.7	8.5	1.2	2	9.4×10 <sup>3</sup>
	山科川	中野橋	-	7.2～7.3	8.5	3.5	5	8.7×10 <sup>3</sup>
	七瀬川	仙石橋	-	8.4～10.5	13	1.9	2	2.3×10 <sup>4</sup>
	東高瀬川	新竹田出橋	-	7.2～7.7	11	1.0	1	3.0×10 <sup>4</sup>
三栖橋		-	7.6～9.0	10	1.3	5	4.7×10 <sup>3</sup>	
桂川	桂川	羽束師橋	A	7.1～7.5	9.5	1.0	6	1.2×10 <sup>4</sup>
鴨川	鴨川	京川橋	A	7.6～9.9	10	1.0	2	4.4×10 <sup>3</sup>
木津川	木津川	玉水橋	A	7.3～7.8	10	1.1	6	8.0×10 <sup>3</sup>
環境基準値			A	6.5～8.5	7.5 以上	2 以下	25 以下	1,000 以下
			B	6.5～8.5	5 以上	3 以下	25 以下	5,000 以下

類型	利用目的の適応性	類型	利用目的の適応性
AA	水道 1 級、自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄に掲げるもの
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	D	工業用水 2 級、農業用水及び E の欄に掲げるもの
B	水道 3 級、水産 2 級及び C 以下の欄に掲げるもの	E	工業用水 3 級、環境保全

自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
 水産 3 級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用  
 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの  
 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

資料：「京都府環境白書(平成 24 年度版)」(京都府)

表 3.1-19(2) 河川の公共用水域水質測定結果〔生活環境項目〕（平成 23 年度）

水系	河川名	地点名	類型	全亜鉛 平均値 (mg/l)	ノニルフェノール 平均値 (mg/l)	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 平均値 (mg/l)
宇治川	宇治川	宇治橋	生物 B	0.005	-	-
		隠元橋	生物 B	0.003	-	-
		観月橋	生物 B	0.004	-	-
		宇治川大橋	生物 B	0.005	-	-
	関電排水路	観流橋	-	0.003	-	-
	山科川	中野橋	-	0.020	-	-
	七瀬川	仙石橋	-	0.006	-	-
	東高瀬川	新竹田出橋	-	0.005	-	-
		三栖橋	-	0.006	-	-
桂川	桂川	羽束師橋	生物 B	0.011	-	-
鴨川	鴨川	京川橋	-	0.002	-	-
木津川	木津川	玉水橋	生物 B	0.006	-	-
環境基準値			生物 B	0.03 以下	0.002 以下	0.05 以下

類型	水生生物の生息状況の適応性
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域

資料：「京都府環境白書（平成 24 年度版）」（京都府）

表 3.1-19(3) 河川の公共用水域水質測定結果〔健康項目〕（平成 23 年度）

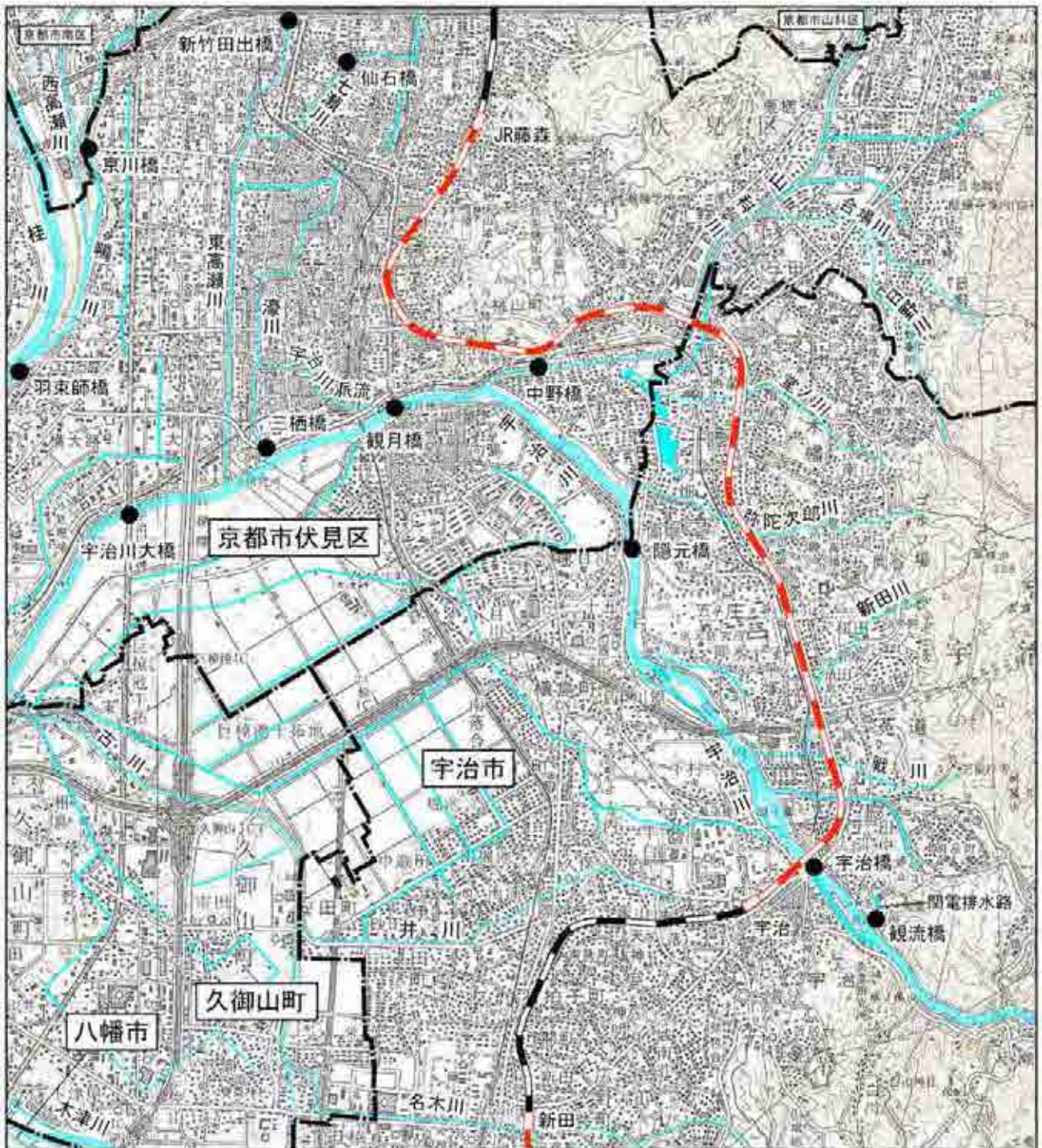
（単位：mg/l）

物質名	水域名	宇治川					
	河川名	宇治川				関電排水路	山科川
	測定地点名	宇治橋	隠元橋	観月橋	宇治川大橋	観流橋	中野橋
	環境基準値	-	-	-	-	-	-
カドミウム	0.003	-	<0.001	-	-	<0.001	-
全シアン	検出されないこと	-	ND	-	-	ND	-
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	-	<0.02	-	-	<0.02	-
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	-	<0.0005	-	-	<0.0005	-
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	ND	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	<0.002	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	<0.0002	-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	<0.0004	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	<0.01	-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	<0.004	-	-	-	-
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	<0.1	-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.03	-	<0.003	-	-	-	-
テトラクロロエチレン	0.01	-	<0.001	-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	<0.0002	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	<0.0006	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	<0.0003	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	<0.002	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	-	<0.001	-	-	-	-
セレン	0.01	-	<0.002	-	-	-	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0.26	0.23	0.30	0.34	-	5.0
ふっ素	0.8	-	0.10	-	-	-	-
ほう素	1	-	<0.1	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	-	<0.005	-	-	-	-

物質名	水域名	宇治川			桂川	鴨川	木津川
	河川名	七瀬川	東高瀬川		桂川	鴨川	木津川
	測定地点名	仙石橋	新竹田出橋	三栖橋	羽束師橋	京川橋	玉水橋
	環境基準値	-	-	-	-	-	-
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	-	-	<0.001	<0.001
全シアン	検出されないこと	ND	ND	-	-	ND	ND
鉛	0.01	0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	-	-	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	<0.0005	<0.0005
アルキル水銀	検出されないこと	-	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	-	-	-	-	ND	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	-	-	-	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.01	-	-	-	<0.01	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	-	-	-	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.003	-	-	-	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	-
チウラム	0.006	<0.0006	-	-	-	<0.0006	-
シマジン	0.003	<0.0003	-	-	-	<0.0003	-
チオベンカルブ	0.02	<0.002	-	-	-	<0.002	-
ベンゼン	0.01	<0.001	-	-	-	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	-	-	-	<0.002	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	1.1	0.96	0.31	2.3	0.37	1.2
ふっ素	0.8	0.13	0.09	-	-	0.09	0.08
ほう素	1	<0.1	<0.1	-	-	<0.1	<0.1
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005

注)-は測定対象外項目を示す。NDは未検出を示す。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成 23 年度）」（京都府）

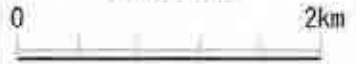


凡 例

- - - : 事業実施想定区域
- : JR奈良線
- : 河川
- : 水質測定地点



1:50,000



資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」(京都府)

図 3.1-4(1) 水象の状況及び水質測定地点位置図

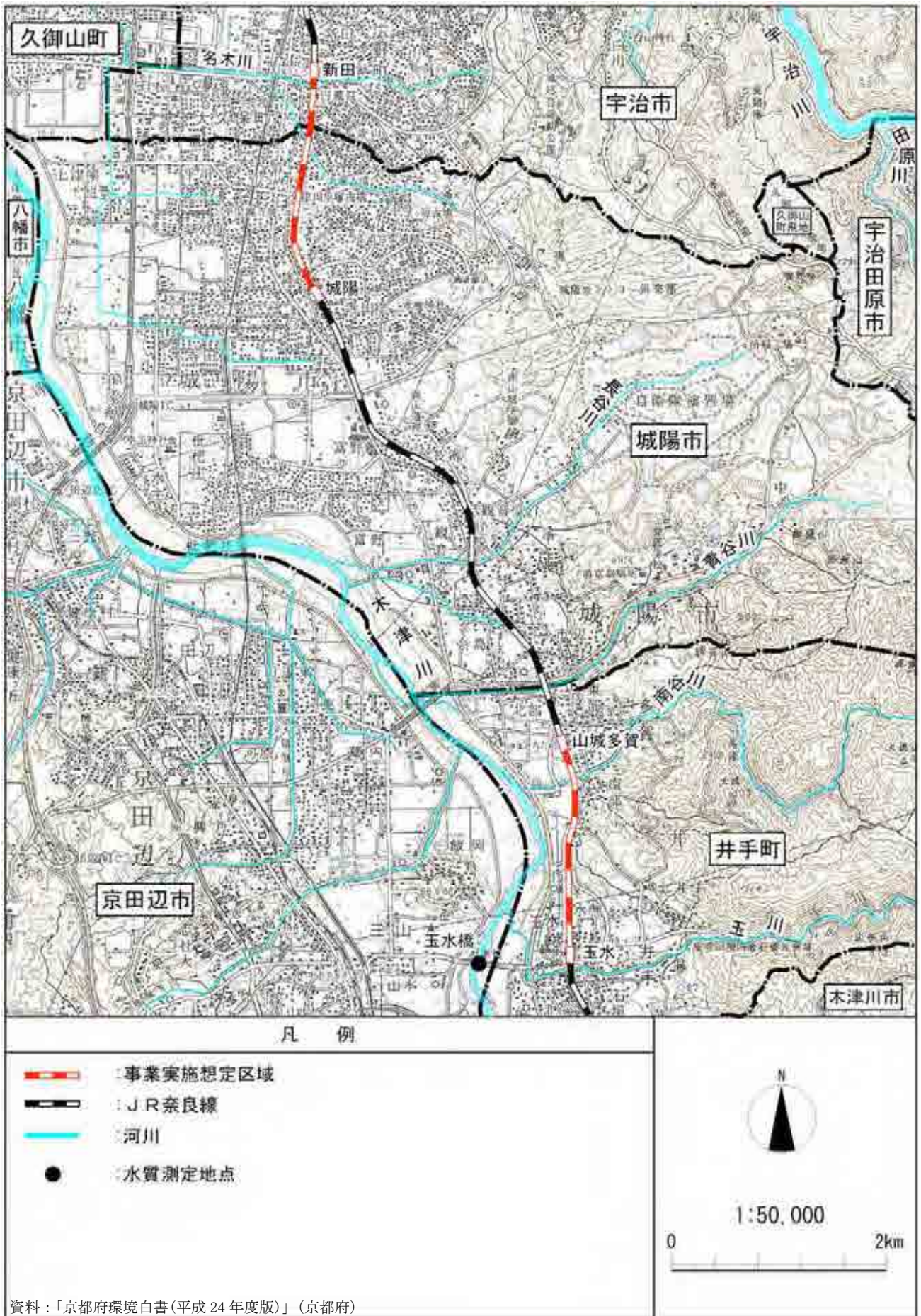


図 3.1-4(2) 水象の状況及び水質測定地点位置図



## ②地下水

京都府では、地下水の水質汚濁の状況を把握するため、平成23年度15市7町1村の136地点で水質測定が実施されている。測定結果を表3.1-20に、事業実施想定区域及びその周囲が該当するメッシュ位置図を図3.1-5に示す。

### ア. 概況調査

地下水の全般的な状況を把握するための概況調査では、事業実施想定区域及びその周囲のメッシュでは、環境基準を超過した測定項目はなかった。

### イ. 汚染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲のメッシュでは、宇治市でほう素において環境基準値を超過する井戸が存在した。

### ウ. 継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査では、これまでの調査において環境基準項目の検出等がみられ汚染の推移を調べる継続監視調査を行っている。

事業実施想定区域及びその周囲のメッシュでは、京都市で1,2-ジクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、宇治市で砒素、総水銀、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素において環境基準値を超過する井戸が存在した。

表 3.1-20 地下水水質測定結果（平成 23 年度）

（単位：mg/l）

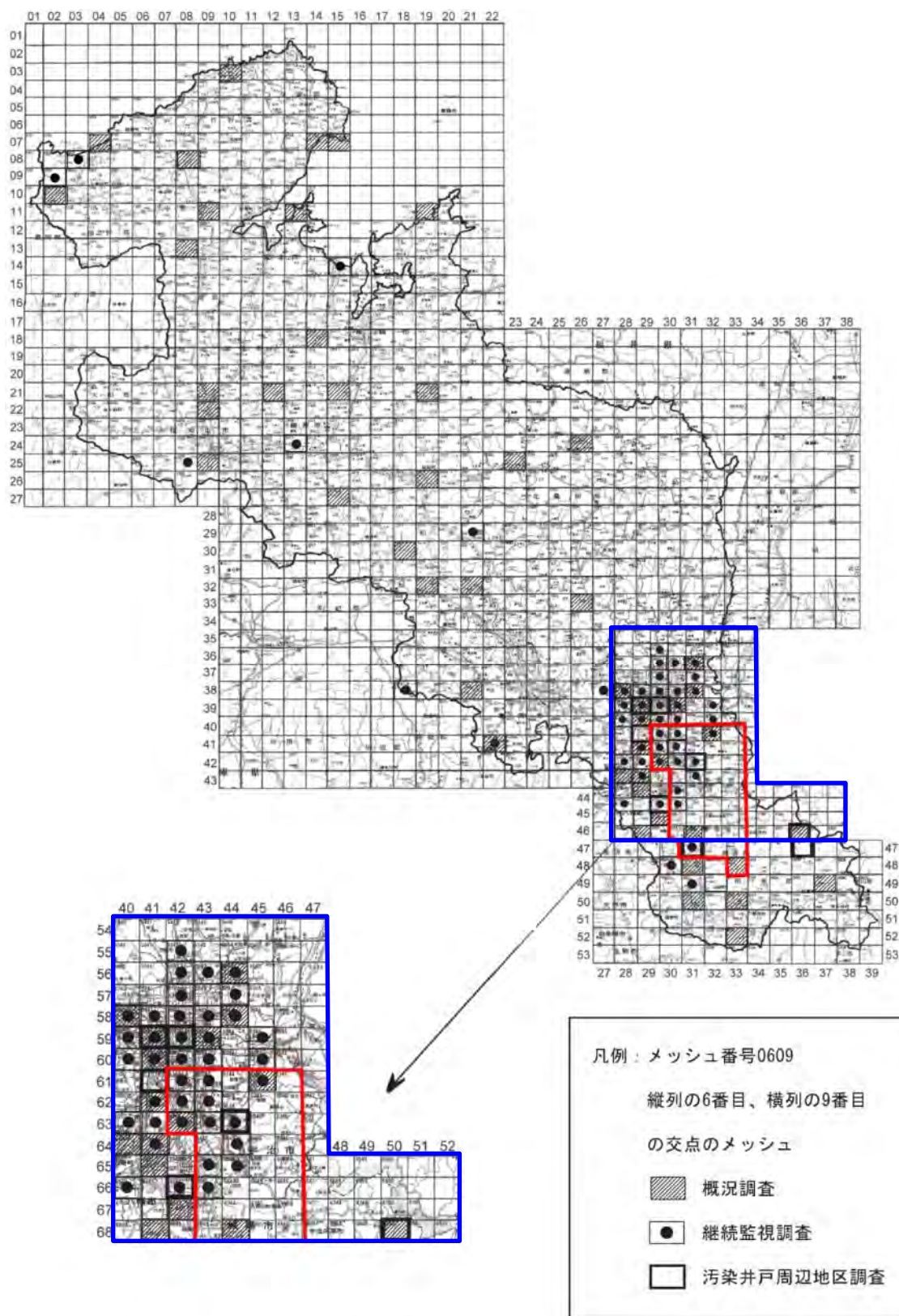
物質名	調査の種類	概況調査			汚染井戸周辺地区調査			継続監視調査		
	メッシュ番号	6145	6342	6844	4833	6344 <sup>注</sup>	4731	6142	6143	6145
	所在地	京都市	京都市	城陽市	井手町	宇治市	井手町	京都市	京都市	京都市
	環境基準値	-	-	-	-	-	-	-	-	-
カドミウム	0.003	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-
全シアン	検出されないこと	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	-	-	-	-
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	-	-	-	-	-
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	-	-	-	<0.005	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-
PCB	検出されないこと	<0.0005	<0.0005	-	-	-	-	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	<0.002	<0.002	<0.002
塩化ビニルモノマー	0.002	<0.0002	<0.0002	-	-	-	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.010	<0.010	-	-	-	<0.01	<0.010	<0.010	<0.010
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	-	-	-	<0.004	0.046	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.1	<0.1	-	-	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.003	<0.003	-	-	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
テトラクロロエチレン	0.01	<0.001	<0.001	-	-	-	0.006	<0.001	<0.001	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	0.002	-	-	<0.0002	<0.0002	-	-	-	-	-
チウラム	0.006	-	-	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-
シマジン	0.003	-	-	<0.0003	<0.0003	-	-	-	-	-
チオベンカルブ	0.02	-	-	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	-	-	-	-	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	3.4	<0.02	0.67	0.21	-	-	-	-	-
ふっ素	0.8	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	-	-	-	-	-
ほう素	1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1 28	-	-	-	-
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005	<0.005	-	-	-	-	-	-	-

物質名	調査の種類	継続監視調査								
	メッシュ番号	6242	6243	6342	6343	6344	6444	6543 <sup>注</sup>	6544	6643
	所在地	京都市	京都市	京都市	京都市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市	宇治市
	環境基準値	-	-	-	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01	-	-	-	-	-	-	-	0.027	-
総水銀	0.0005	-	-	-	-	-	-	0.0080	-	-
ジクロロメタン	0.02	-	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-	-
四塩化炭素	0.002	-	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	-	-	-	-
塩化ビニルモノマー	0.002	-	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	-	<0.0002 0.0016	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	-	<0.0004	<0.0004	<0.0004	-	-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン	0.1	-	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04	-	<0.004	<0.004	<0.004	0.005	-	0.004	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	-	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	<0.1	-	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	-	<0.0006	<0.0006	<0.0006	-	-	-	-	-
トリクロロエチレン	0.03	-	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	-	0.007	-	0.008
テトラクロロエチレン	0.01	-	<0.001	<0.001	<0.001	0.011	-	0.008 0.035	-	0.010
ベンゼン	0.002	-	<0.001	<0.001	<0.001	-	-	-	-	-
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10	<0.02	17	-	-	52	38	-	-	-

注1)メッシュ番号6344、6543は複数の測定地点があるため、結果は最小及び最大となった地点の値を示した。

-は測定対象外項目を示す。測定項目は各調査地点で測定対象の項目を抽出した。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成23年度）」（京都府）



注1) 図中の赤枠の範囲は、対象事業実施想定区域及びその周囲を含む範囲（1/50,000で示す範囲）のうち、事業実施想定区域の位置する区市町の範囲を示す。

注2) 本図のうち、青枠で囲った範囲は左下に示す拡大図の縦列・横列の数値により、メッシュ番号を表す。

資料：「公共用水域及び地下水の水質測定結果（平成23年度）」（京都府）

図 3.1-5 地下水質測定地点位置図

### ③ダイオキシン類

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン測定が実施されている。平成24年度における測定結果は表3.1-21に示すとおりである。

表 3.1-21 ダイオキシン類測定結果（平成24年度）

市町	地点名	水質[河川] (pg-TEQ/l)	
		濃度	環境基準値
京都市	山科川新六地藏橋	0.033	1

市町	地点名	水質[地下水] (pg-TEQ/l)	
		濃度	環境基準値
京都市	8 京都市伏見区	0.021	1
	9 京都市伏見区	0.022	
宇治市	11 宇治市	0.017	
	12 宇治市	0.017	

資料：「ダイオキシン類測定結果（平成24年度）」（京都府）

### ④水質汚濁に係る苦情の状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成23年度の水質汚濁に係る苦情の件数は表3.1-22に示すとおりである。

表 3.1-22 水質汚濁に係る苦情の件数（平成23年度）

種類 \ 市町	京都市	宇治市	城陽市	井手町
水質汚濁	56	6	1	1

資料：「京都府環境白書(平成24年度版)」（京都府）

### (3) 水質の底質の状況

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき環境中のダイオキシン測定が実施されている。平成24年度における測定結果は表3.1-9に示すとおりである。

表 3.1-23 ダイオキシン類測定結果（平成24年度）

市町	地点名	底質 (pg-TEQ/g)	
		濃度	環境基準値
京都市	山科川新六地藏橋	0.92	150

資料：「ダイオキシン類測定結果(平成24年度)」（京都府）

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

#### (1) 土壌の状況

京都府では、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき土壌中のダイオキシン類の測定が実施されている。平成 24 年度における測定結果は表 3.1-24 に示すとおりである。

表 3.1-24 ダイオキシン類測定結果（平成 24 年度）

市町	地点名	土壌濃度 (pg-TEQ/g)	
		濃度	環境基準値
京都市	14 京都市伏見区	6.5	1000
	15 京都市伏見区	2.4	
城陽市	17 城陽市	0.16	

資料：「ダイオキシン類測定結果」（平成 24 年度、京都府）

#### (2) 地盤沈下の状況

##### ①地盤沈下の概況

「全国地盤環境情報ディレクトリ（平成 23 年版）」によると、京都府では、京都市南部及び乙訓地区において地盤の沈下が認められたが、近年その傾向は鈍化してきている。事業実施想定区域の位置する区市町では、平成 19 年度に京都市伏見区横大路で直近の測量による年間の沈下量が 0.60cm であった。

##### ②地盤沈下に係る苦情の状況

事業実施想定区域の位置する区市町における平成 23 年度の地盤沈下に係る苦情の件数は表 3.1-25 に示すとおりである。

表 3.1-25 地盤沈下に係る苦情の件数

市町	京都市	宇治市	城陽市	井手町
種類 地盤沈下	0	0	0	0

資料：「京都府環境白書（平成 24 年度版）」（京都府）

### 3.1.4 地形及び地質の状況

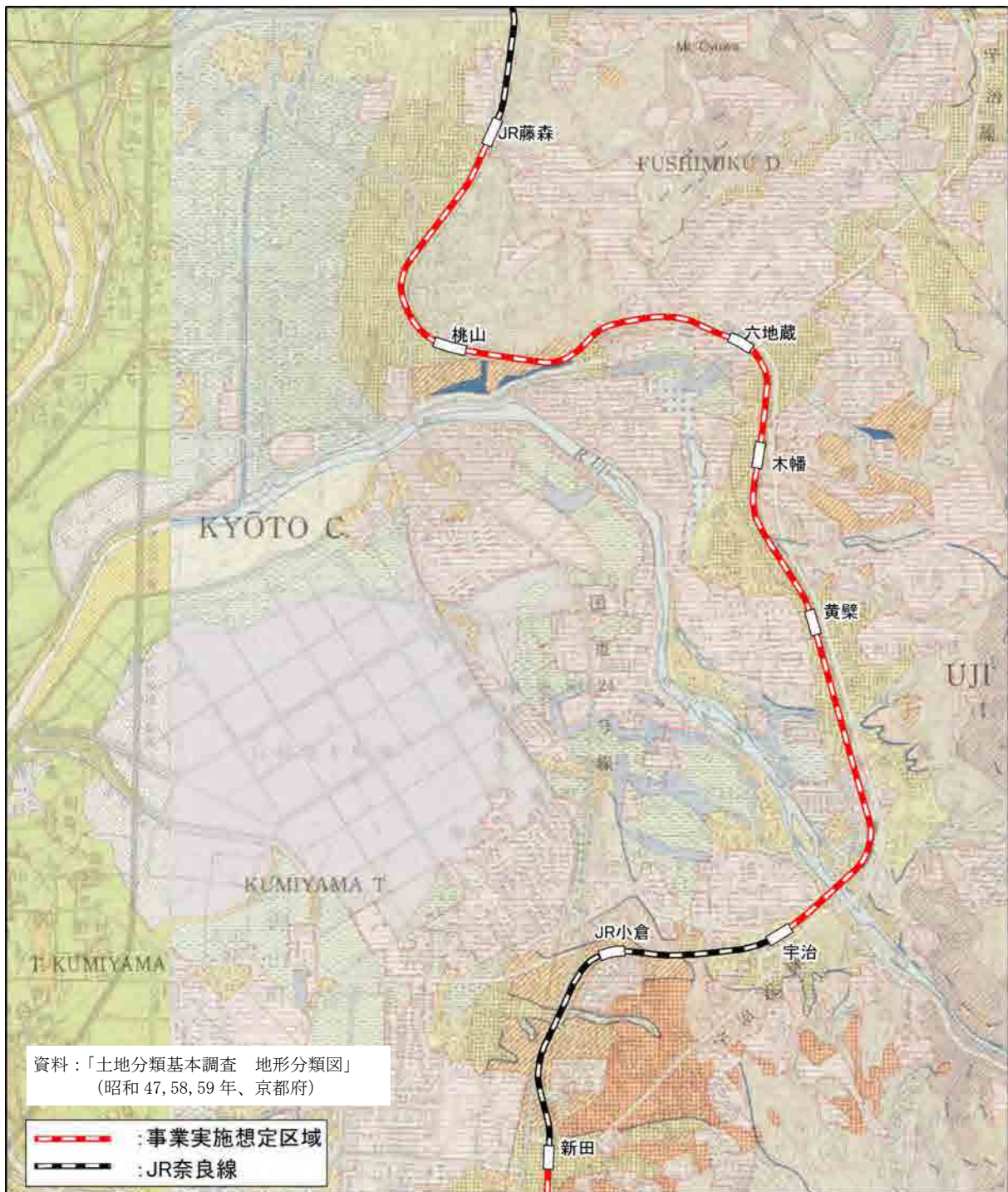
#### (1) 地形

事業実施想定区域及びその周囲は、京都盆地及び山城盆地となっており、宇治川及び木津川沿いに位置している。東側は南北方向の比叡山・醍醐山地であり、山城盆地は北流する木津川河谷と東西両側の丘陵地を含み、東西の支流は殆ど天井川化している。

事業実施想定区域及びその周囲の地形の状況は図 3.1-6 に示すとおりである。

#### (2) 地質

事業実施想定区域及びその周囲の地質の状況は図 3.1-7 に、土壌の状況は図 3.1-8 に示すとおりである。



資料：「土地分類基本調査 地形分類図」  
(昭和 47, 58, 59 年、京都府)

— — — — — : 事業実施想定区域  
- - - - - : JR奈良線

凡 例

山 地 MOUNTAINS	低 地 LOWLANDS	その他 MISCELLANEOUS
急傾斜	谷底平野・氾濫平野 I	崖
中間傾斜	谷底平野・氾濫平野 II	崩壊地形
小起伏地	扇状地 I (急)	剥落・滑落地形
山頂・山腹・山麓緩斜面	扇状地 II (緩)	地すべり地形
丘陵地 HILLS	三角洲	遷移点
丘陵地	自然堤防天井川沿いの積高地	人工改変地
台地・段地 UPLANDS AND TERRACES	崖錐	旧河道
砂礫台地 I	浜堤および砂礫堆	干拓地
砂礫台地 II	天井川	埋立地
低位段丘 I	河原 I (高水敷)	湿地
低位段丘 II	河原 II (低水敷)	

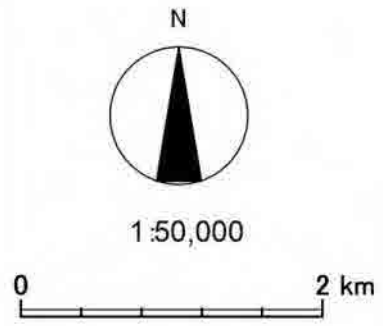


図 3.1-6(1) 地形分類図

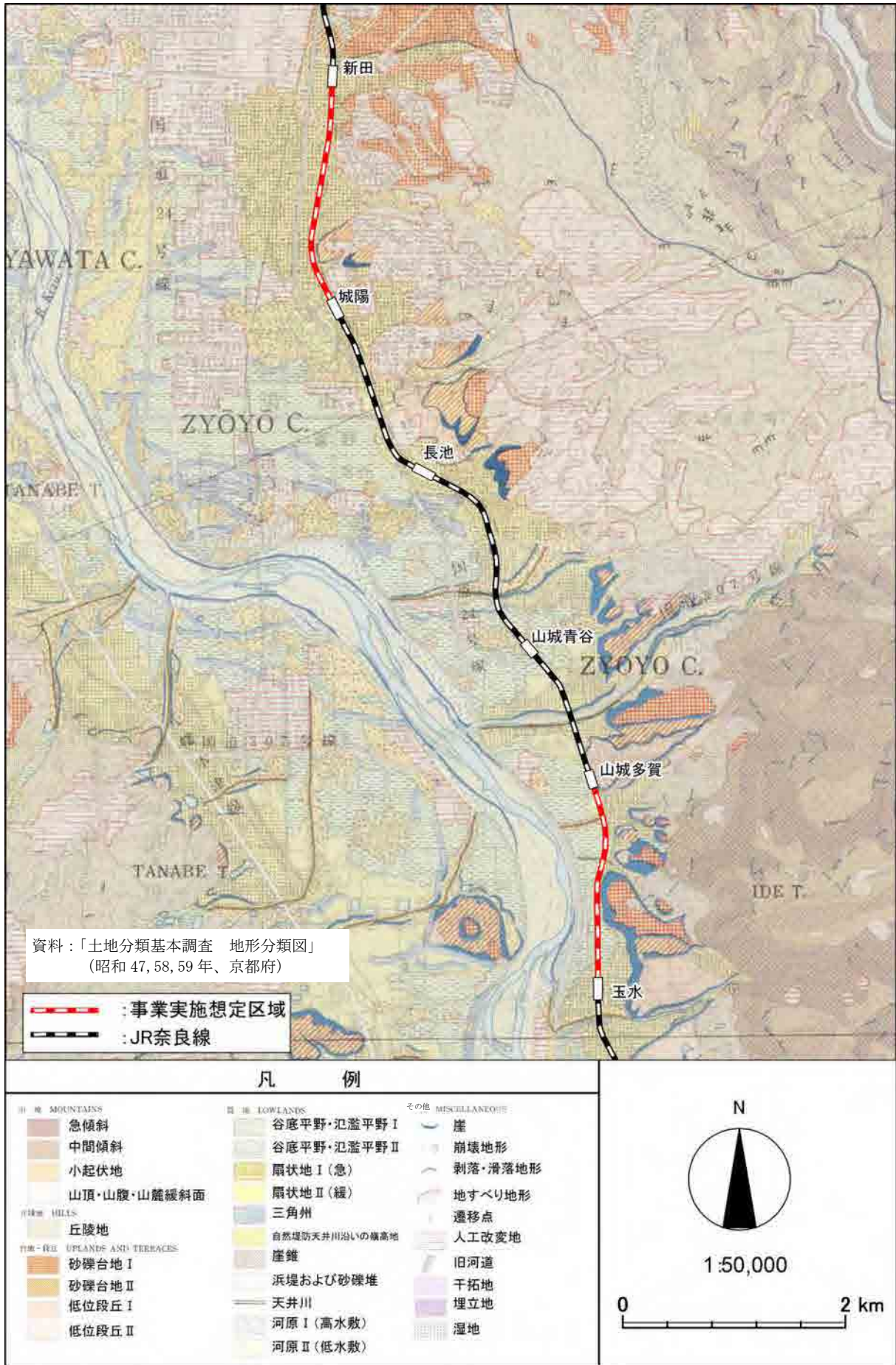
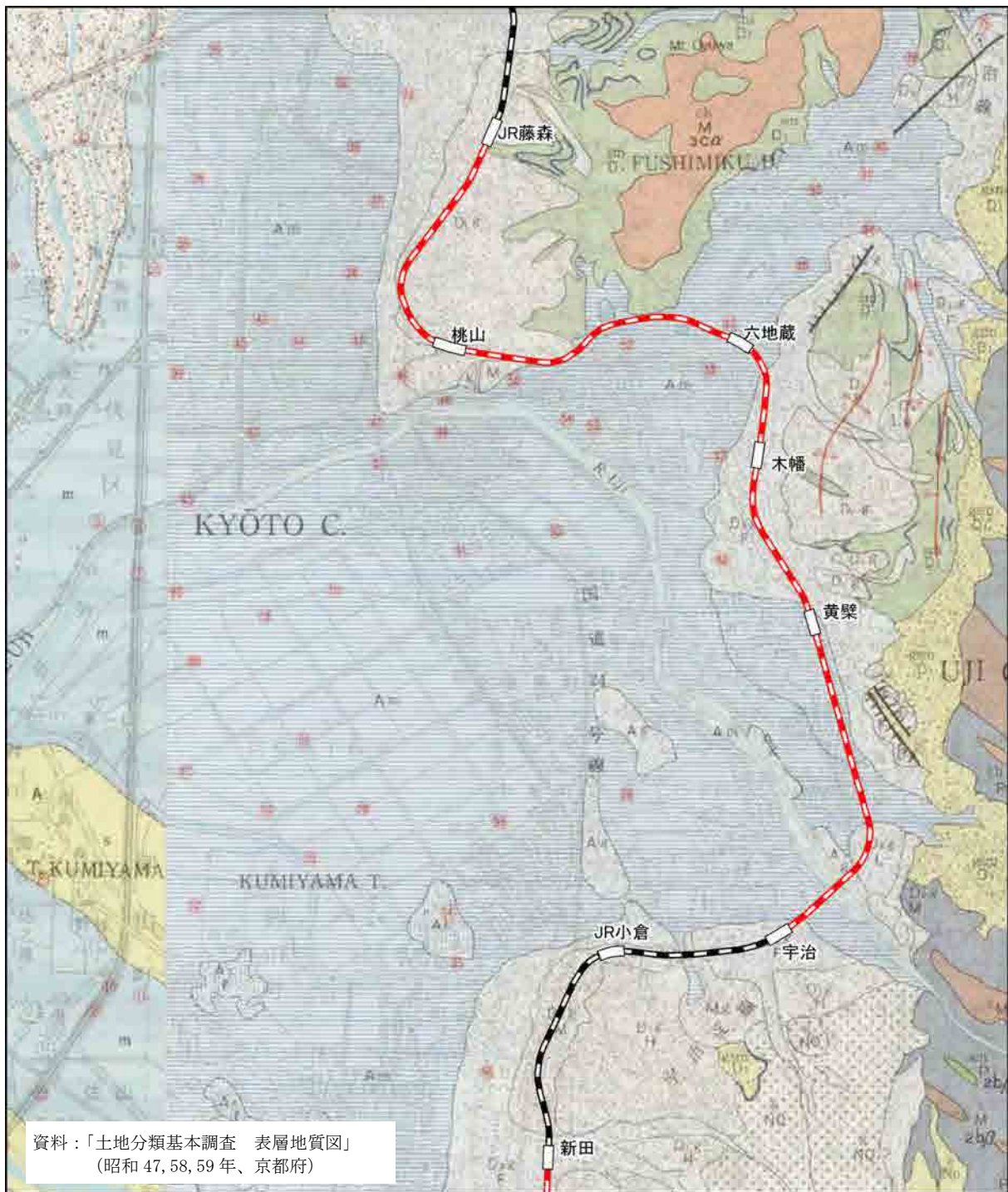


図 3.1-6(2) 地形分類図





資料：「土地分類基本調査 表層地質図」  
(昭和 47, 58, 59 年、京都府)

凡 例

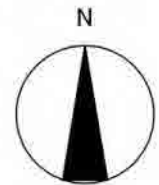
: 事業実施想定区域

: JR奈良線

- |        |                          |
|--------|--------------------------|
| 砂がち堆積物 | 泥・礫                      |
| 泥がち堆積物 | 礫質堆積物                    |
| 礫質堆積物  | 泥岩を主とし、チャート・砂岩のレンズ状岩体を含む |
| 砂質堆積物  | チャート                     |
| 礫・砂・泥  | 花崗岩質岩石                   |

- |  |      |
|--|------|
|  | 新第三紀 |
|  | 中生代  |
|  | 古生代  |
|  | 沖積世  |
|  | 供積世  |

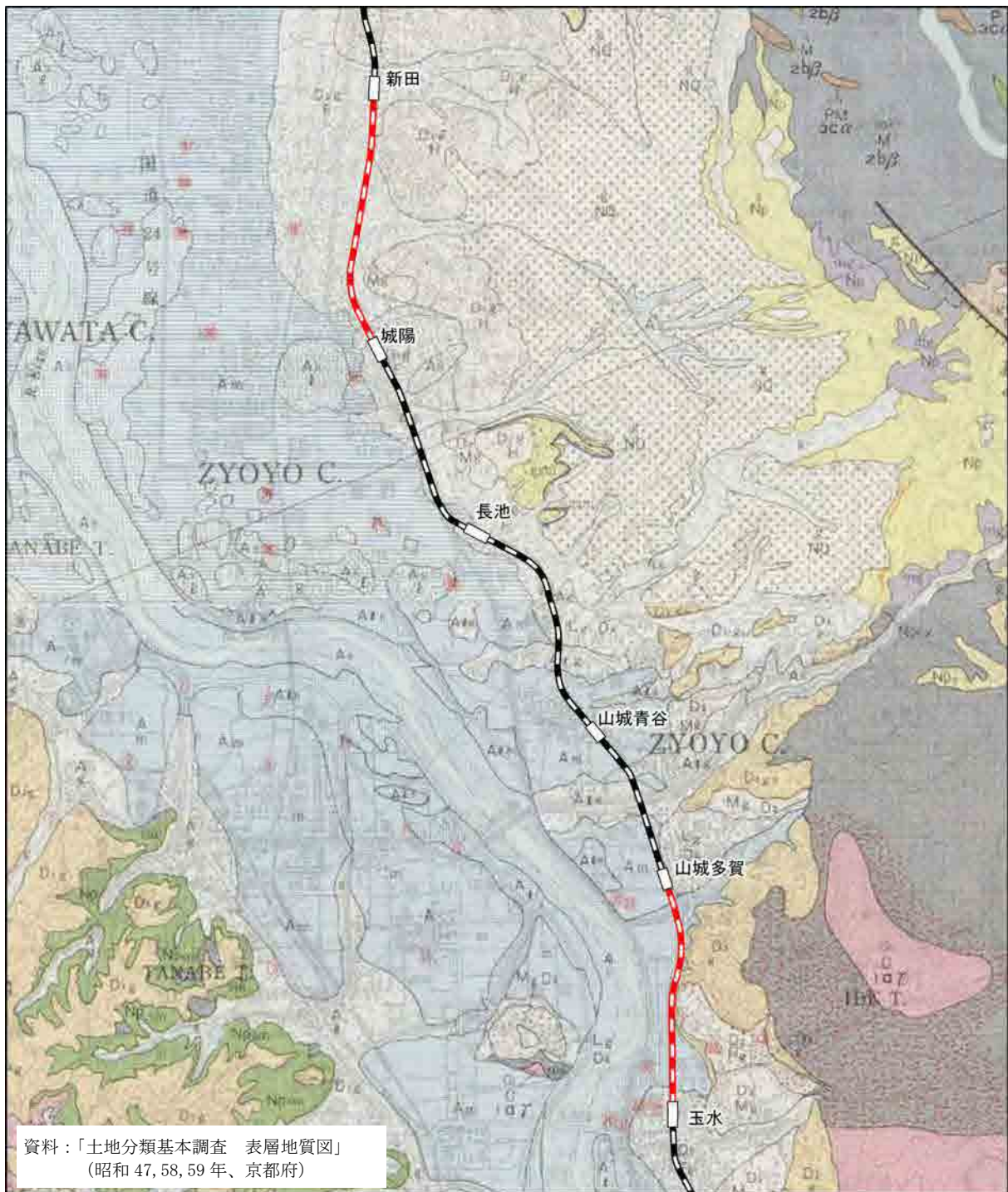
- 岩体のかたさ (軟らかさ) の程度
- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| a | 軟 (耐圧強度 100kg/cm <sup>2</sup> 未満)   |
| b | 中 (耐圧強度 100~400kg/cm <sup>2</sup> ) |
| c | 硬 (耐圧強度 400kg/cm <sup>2</sup> 以上)   |
| d | 軟 (弾性波速度 1.5km/sec未満)               |
| e | 中 (弾性波速度 1.5~3km/sec)               |
| f | 硬 (弾性波速度 3km/sec以上)                 |
| g | 浅い (約3m以下)                          |
| h | 中程度 (約10m以下)                        |
| i | 深い (約10m以下)                         |



1:50,000



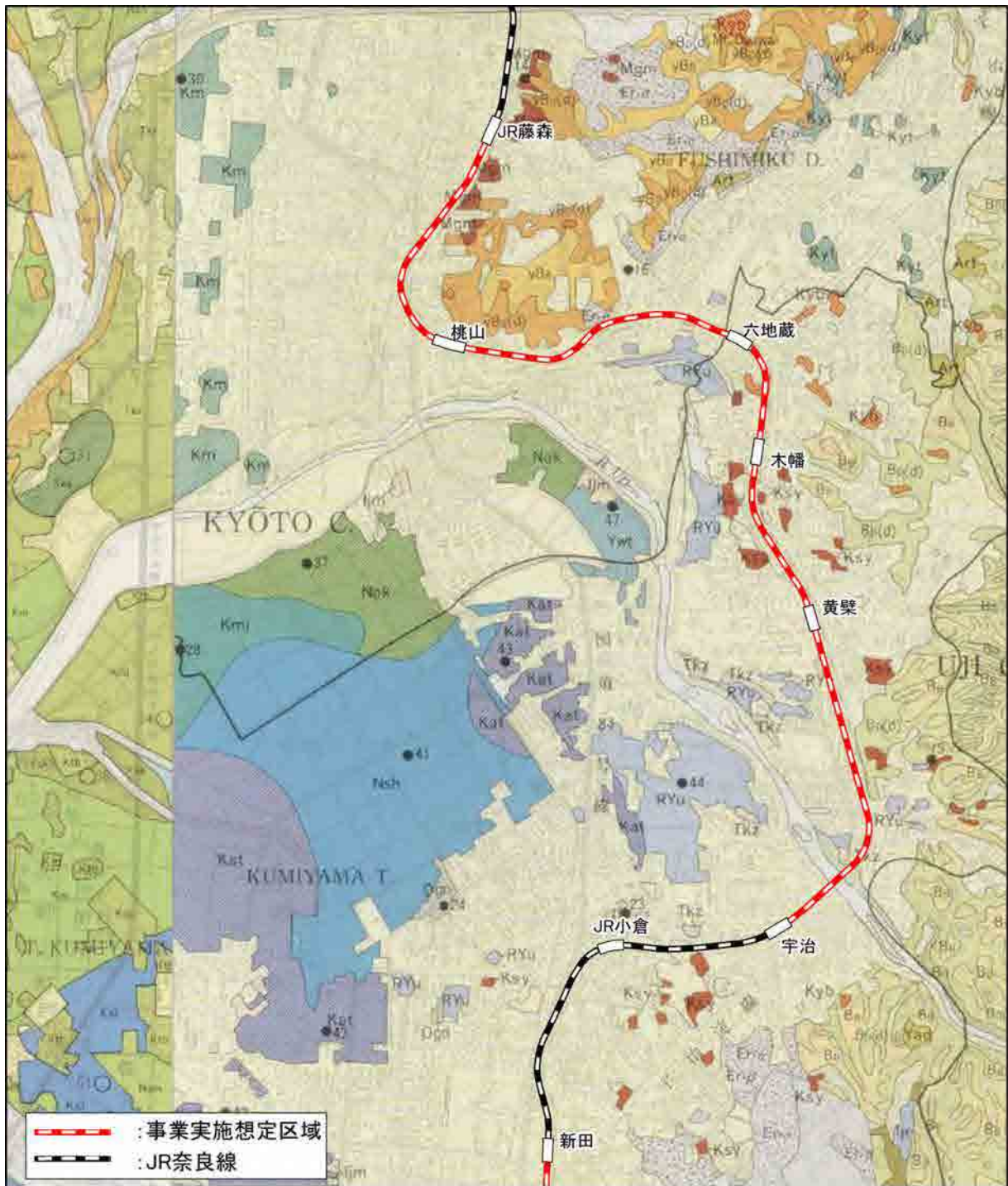
図 3.1-7(1) 表層地質図





資料：「土地分類基本調査 表層地質図」  
(昭和 47, 58, 59 年、京都府)



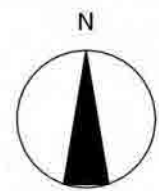
図 3.1-7(2) 表層地質図



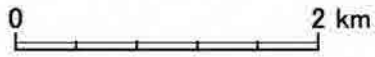
 : 事業実施想定区域  
 : JR奈良線

凡 例

山地および丘陵地地域の土壌 黄色系褐色森林土 乾性黄色系褐色森林土 適潤性黄色系褐色森林土 適潤性黄色系褐色森林土 受触土	台地および低地地域の土壌 褐色森林土 細粒褐色森林土 最上統 中粗粒褐色森林土 萱場統 中粗粒褐色森林土 斑紋あり 荻野統	灰色低地土壌 細粒灰色低地土壌 灰色系 鴨島 中粗粒灰色低地土壌 灰褐色系 納倉統 グライ土壌 細粒強グライ土壌 西山統 中粗粒強グライ土壌 片桐統 煤質強グライ土壌 竜北統
森林立地区 I 京都古生層山地 II 京都盆地周辺山地 III 南山城古生層山地 IV 南山城領家帯山地 V 南山城丘陵地		

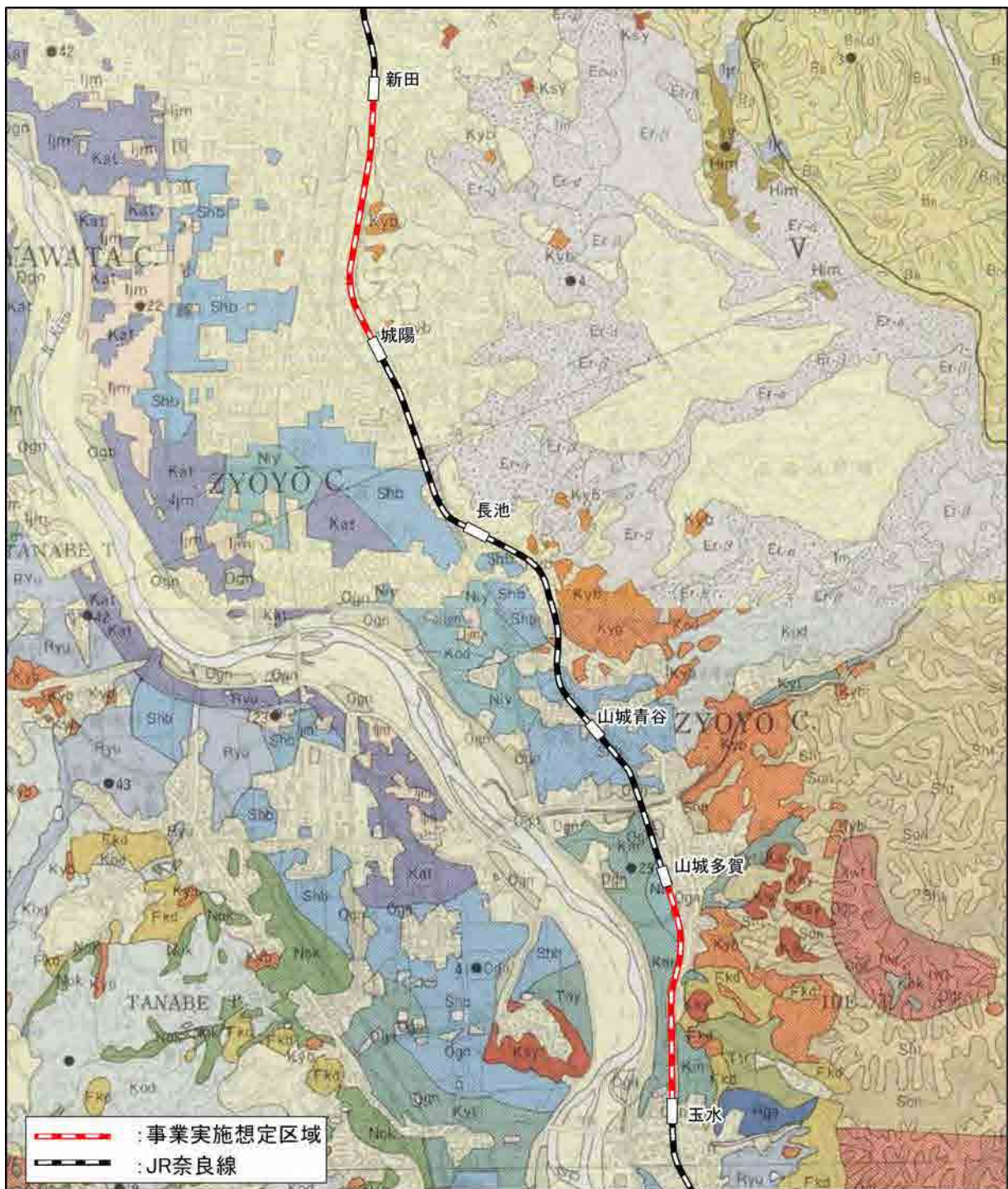




1:50,000



資料：「土地分類基本調査 土壌図」(昭和47, 58, 59年、京都府)

図 3.1-8(1) 土壌図

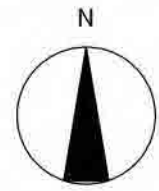


 : 事業実施想定区域  
 : JR奈良線

凡 例

- |  |  |  |
|--|--|--|
| 山地および丘陵地地域の土壌<br>黄色系褐色森林土<br>乾性黄色系褐色森林土<br>適潤性黄色系褐色森林土<br>適潤性黄色系褐色森林土<br>受融土 | 台地および低地地域の土壌<br>褐色森林土<br>細粒褐色森林土<br>最上統<br>中粗粒褐色森林土<br>萱場統<br>中粗粒褐色森林土 斑紋あり<br>荻野統 | 灰色低地土壌<br>細粒灰色低地土壌 灰色系<br>鴨島<br>中粗粒灰色低地土壌 灰褐色系<br>納倉統<br>グライ土壌<br>細粒強グライ土壌<br>西山統<br>中粗粒強グライ土壌<br>片桐統<br>硬質強グライ土壌<br>竜北統 |
|--|--|--|
- 森林立地区  
 I 京都古生層山地  
 II 京都盆地周辺山地  
 III 南山城古生層山地  
 IV 南山城領家帯山地  
 V 南山城丘陵地

資料：「土地分類基本調査 土壌図」（昭和 47, 58, 59 年、京都府）



1:50,000

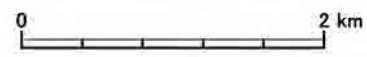


図 3.1-8(2) 土壌図

(3) 重要な地形・地質

「京都府レッドデータブック 2002」（2002年、京都府）によると、事業実施想定区域及びその周囲において、

図 3.1-9 に示すとおり、河川地形として、宇治川渓谷、巨椋池等が選定されている。また、重要な自然現象（地下水）として御香水が選定されている。

表 3.1-26(1) 重要な地形・地質

	名称	分類	細分	時代区分	地域	京都府 カテゴリー
地形	宇治川峡谷 (宇治川ライン)	河川地形	先行谷	-	宇治市	消滅
	巨椋池	河川地形	遊水池	-	久世郡久御山町、宇治市	消滅
	宇治丘陵	河川地形	洪積丘陵	-	城陽市、宇治市	消滅危惧
	井手の河岸段丘	河川地形	河岸段丘	-	綴喜郡井手町大字井手	要注意
	渋川	河川地形	天井川	-	綴喜郡井手町大字南～大字渋川	要注意
	龍王の滝	河川地形	滝・滝壺	-	綴喜郡井手町大字多賀	要継続保護
地質	ブリュンヌ/松山境界	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草のトウヨウゾウ	化石	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草のメタセコイヤ	化石	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅
	深草の大阪層群	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区	消滅寸前
	醍醐の阿蘇-1火山灰層	堆積物	-	新生代第四紀更新世	京都市伏見区醍醐	消滅寸前
	旧横大路沼の堆積物	堆積物	-	新生代第四紀完新世	京都市伏見区	消滅寸前
	笠取重晶石鉱床	鉱物	硫酸塩鉱物	中生代	宇治市西笠取町下庄	消滅寸前
	平尾台の大阪層群と高位段丘	堆積物	-	新生代第四紀更新世	宇治市平尾台	消滅寸前
	微化石ミシケラ	化石	コノドント	中生代三畳紀新世後期	宇治市二ノ尾喜撰山大橋	消滅危惧
	ペルム紀微化石	化石	コノドントおよび放散虫	古生代ペルム紀	宇治市志津川神女神社東	要注意
	亀石（酸性凝灰岩）	岩石	堆積岩 酸性凝灰岩	中生代ジュラ紀古世	宇治市菟道宇治川	要注意

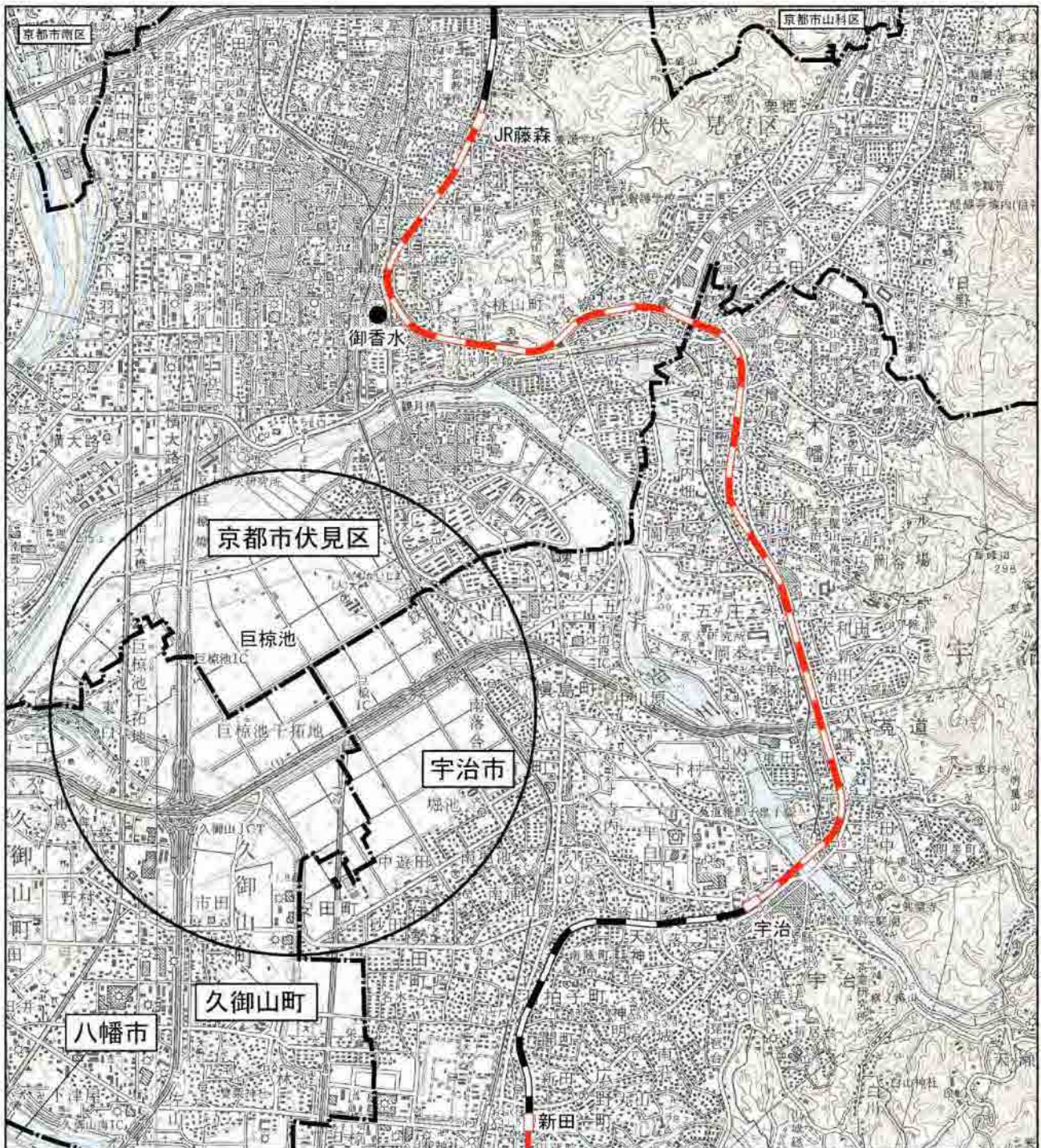
注1)地質については、詳細な位置が明示されていないため、事業実施想定区域の位置する区市町について記載した。

資料：「京都府レッドデータブック 2002」（2002年、京都府）





表 3.1-26(2) 重要な地形・地質(自然現象)

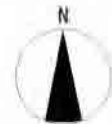
	名称	類型	細分	特記事項	地域
自然現象	御香水	地下水	-	伏見七名水のひとつ	京都市伏見区御香宮

資料：「京都府レッドデータブック 2002」（2002年、京都府）

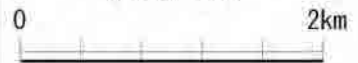


凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 重要な地形
-  : 重要な自然現象 (地下水)



1:50,000



資料:「京都府レッドデータブック 2002」(2002年、京都府)

図 3.1-9(1) 重要な地形・地質



図 3.1-9(2) 重要な地形・地質

### 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

#### (1) 植物

##### ①植生

事業実施想定区域及びその周囲の植生の状況は、図 3.1-10 に示すとおりである。また、事業実施想定区域に近接する植生区分の状況は、表 3.1-27 に示すとおり、3 区間総計では、事業実施想定区域と近接する植生区分として市街地と緑の多い住宅地が約 90%を占めており、次いで水田雑草群落は 3%となっている。いずれも区間でも事業実施想定区域と近接する植生区分として市街地が大部分を占めており、市街地と緑の多い住宅地以外の植生区分をみると、藤森-宇治間では、竹林などが分布している。新田-城陽間では、アベマキ-コナラ群落、モチツツジ-アカマツ群集などが分布している。山城多賀-玉水間では、水田雑草群落などが分布している。

表 3.1-27 事業実施想定区域（路線計画）に近接する植生

植生区分	藤森-宇治間		新田-城陽間		山城多賀-玉水間		3区間総計	
	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %	近接距離 m	区間割合 %
アベマキ-コナラ群集	0.0	0.0	160.6	7.6	0.0	0.0	160.6	1.2
モチツツジ-アカマツ群集	0.0	0.0	127.5	6.1	0.0	0.0	127.5	0.9
竹林	148.8	1.5	87.7	4.2	122.9	6.1	359.4	2.6
路傍・空地雑草群落	86.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	86.5	0.6
果樹園	36.1	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	36.1	0.3
水田雑草群落	0.0	0.0	0.0	0.0	403.4	20.2	403.4	2.8
市街地	8,656.4	87.4	1,587.2	75.6	1,473.7	73.7	11,717.4	83.7
緑の多い住宅地	844.5	8.5	137.0	6.5	0.0	0.0	981.6	7.0
残存・植栽樹群をもった 公園、墓地等	89.0	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	89.0	0.6
開放水域	38.6	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	38.6	0.3
合計	9,900.0	100.0	2,100.0	100.0	2,000.0	100.0	14,000.0	100.0

##### ②植物の重要な種及び特定植物群落

「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）によると、京都府では、表 3.1-28 に示す 1,088 種が重要種に指定されている。このうち、事業実施想定区域が位置する京都府南部地域で確認されている種は、種子植物でタコノアシ、スズサイコなど 360 種、シダ植物でミズニラ、サンショウモなど 86 種、コケ植物でヒメウスグロゴケ、モロハヒラゴケなど 89 種、菌類でヤンマタケ、カゴタケなど 52 種の計 587 種である\*。

「第 3 回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査」によると、事業実施想定区域及びその周囲において、特定植物群落は、図 3.1-11 に示すとおり、分布していない。

\*：分布域は「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）による。なお、「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）で分布域の記載がない場合や、「京都府改訂版レッドリスト 2013」（2013 年、京都府）の新規掲載種については、分布域を特定できないため、集計から除いている。



表 3.1-28 京都府における植物の重要な種数

京都府カテゴリー 分類群	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計
種子植物	45	217	222	180	75	739
シダ植物	5	34	33	17	30	119
コケ植物	4	44	46	36	8	138
菌類	3	30	5	27	27	92
合 計	57	325	306	260	140	1,088

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

資料：「京都府改訂版レッドリスト2013」（2013年、京都府）

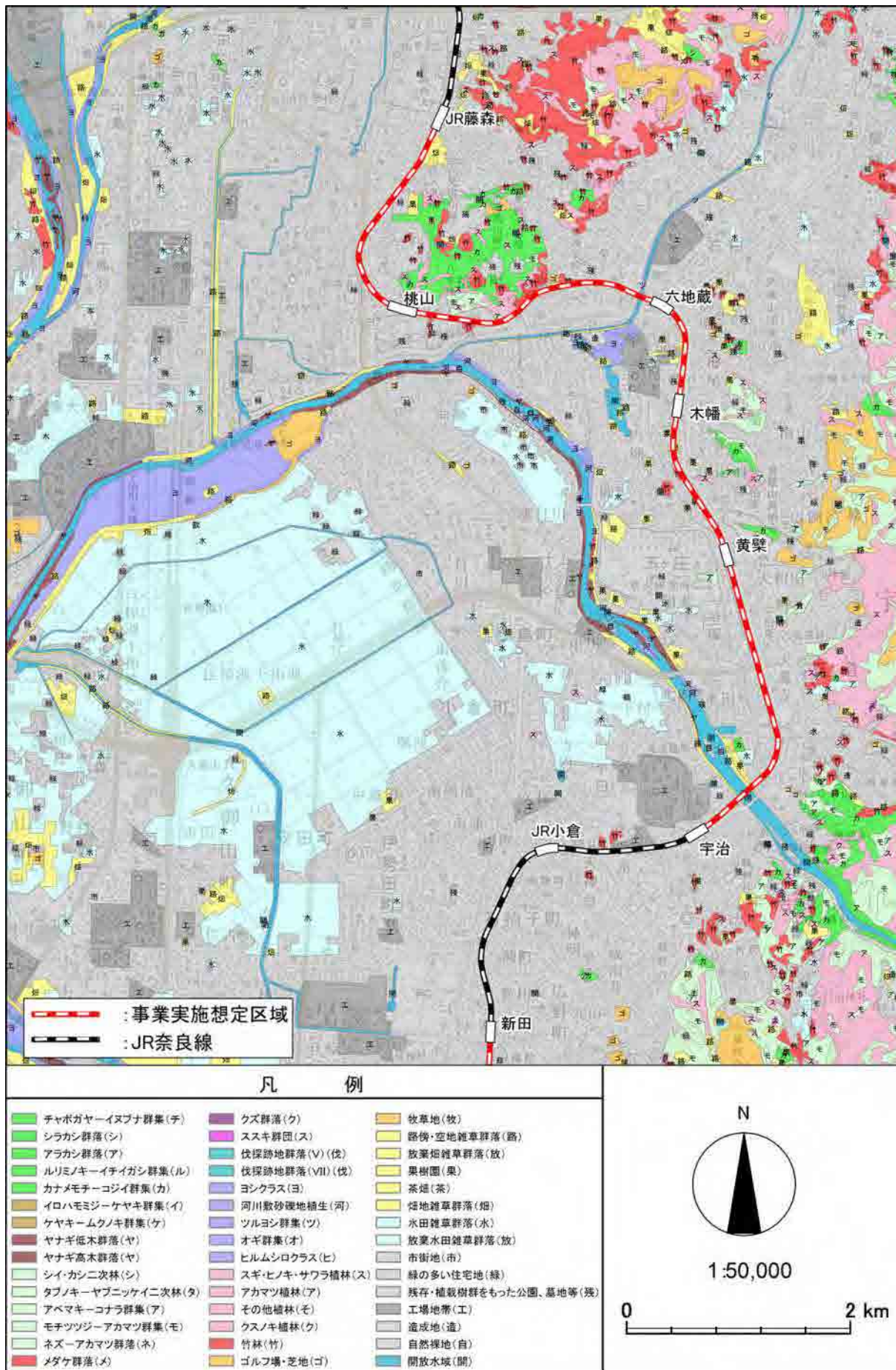


図 3.1-10(1) 現存植生図

資料：「第6回、第7回自然環境保全基礎調査」（平成17年度、環境省）<http://www.vegetation.jp/index.html>

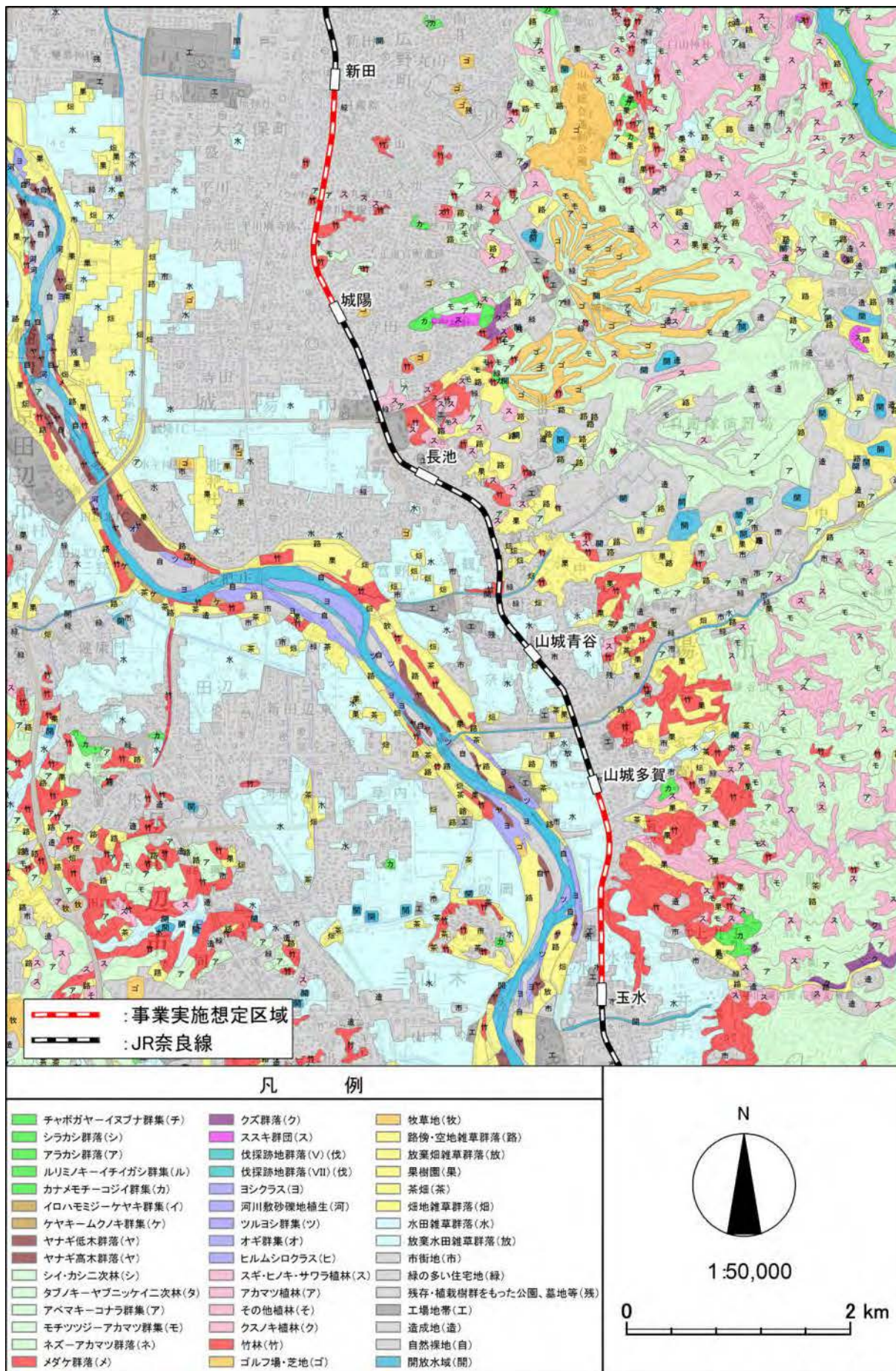
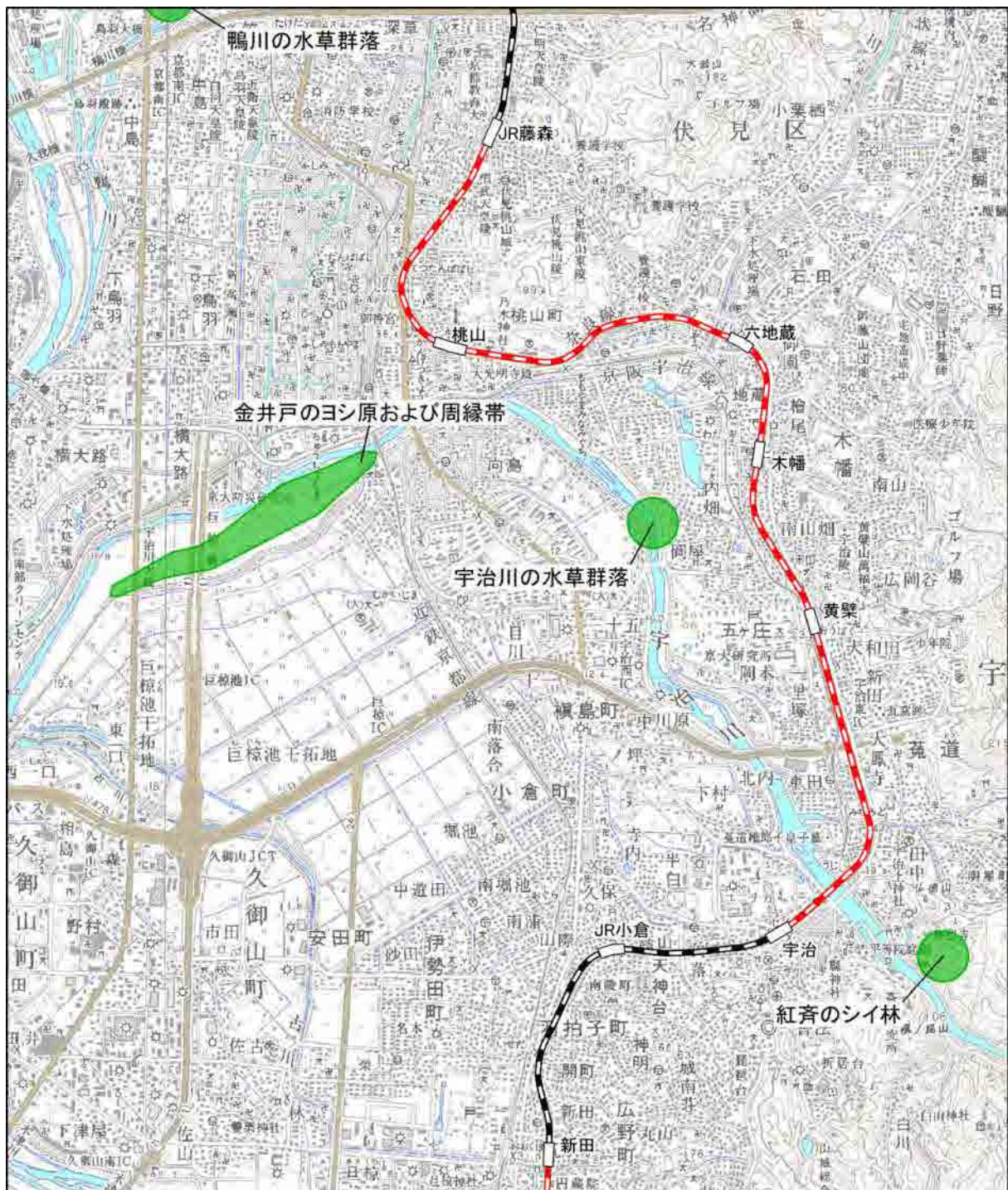





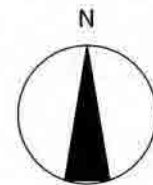
図 3.1-10(2) 現存植生図

資料：「第6回、第7回自然環境保全基礎調査」(平成17年度、環境省) <http://www.vegetation.jp/index.html>

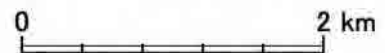


凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 特定植物群落(第3回自然環境保全基礎調査)



1:50,000



資料:「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査」

図 3.1-11(1) 特定植物群落

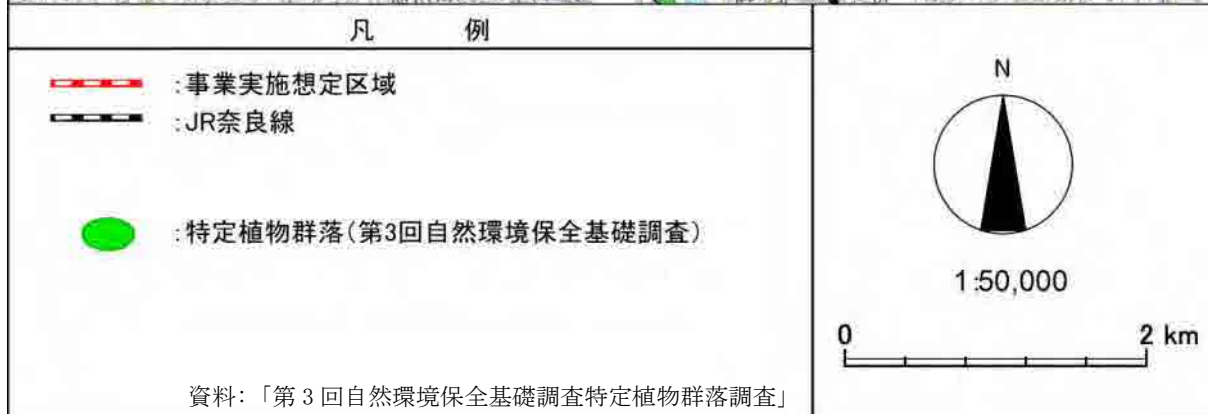
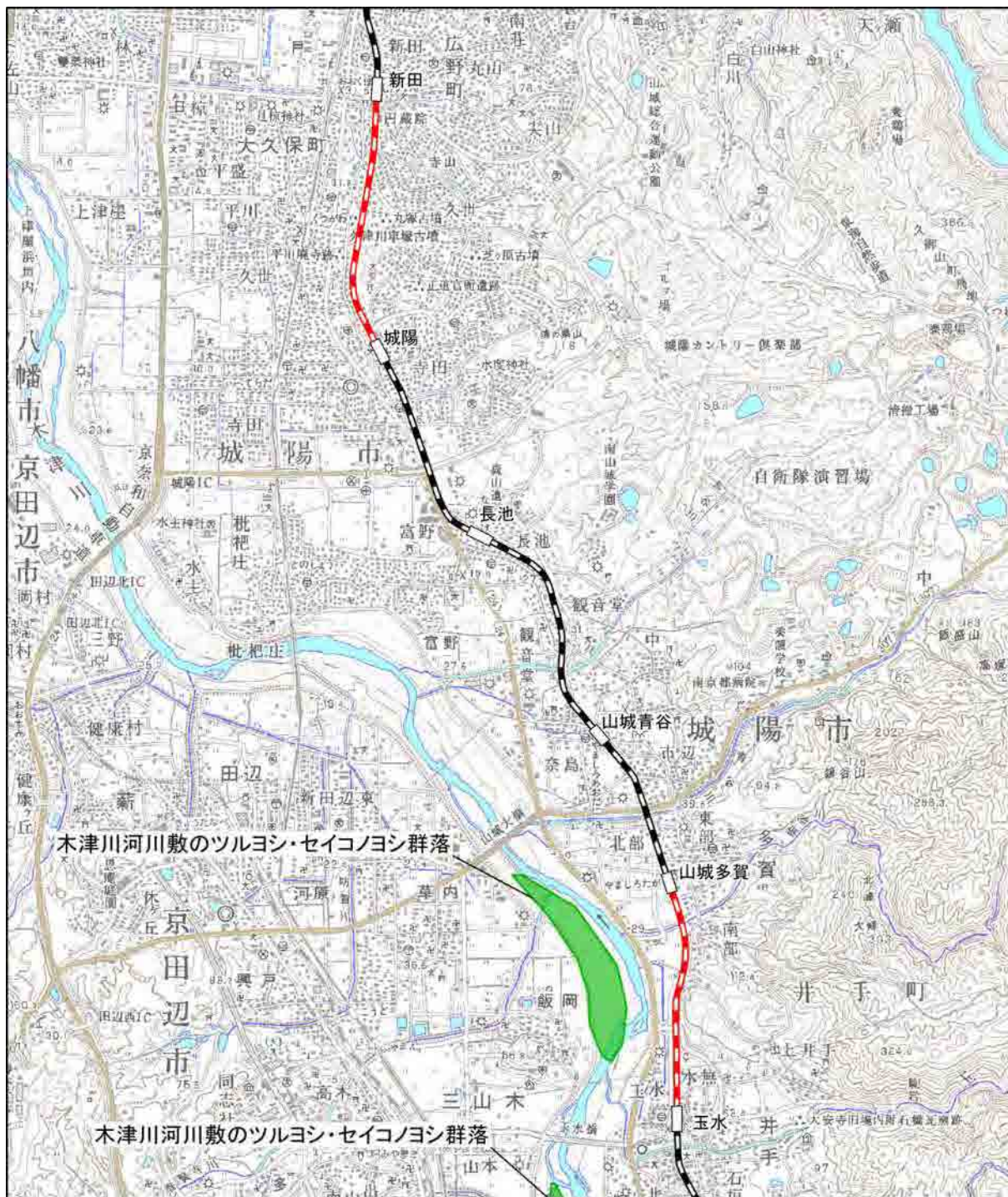


図 3.1-11(2) 特定植物群落

## (2) 動物

### ①動物の生息状況

「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)によると、哺乳類は、事業実施想定区域を含むメッシュでは、確認されていない(図3.1-12)。鳥類は、事業想定区域にかかる繁殖地は確認されていないが、近傍では、コシアカツバメの繁殖地が宇治橋周辺で確認されている(図3.1-13)。

「第2回自然環境保全基礎調査」(昭和56年、環境庁)の動植物分布図(図3.1-14)によると、両生類・爬虫類は、事業実施想定区域での確認はないが、近傍では、ダルマガエルが六地藏付近で確認されている。淡水魚類は、事業実施想定区域での確認はないが、アユモドキが宇治川の宇治橋上流側で確認されている。昆虫類は、事業実施想定区域では山城多賀一玉水間でオオムラサキ、オオウラギンヒョウモンが確認されている。近傍では六地藏付近の桃山御陵でメガネサナエ、ベニイトトンボ、オオキンカメムシ、ツマグロスケバ、キボシマルウンカ、アオマダラタマムシ、アカシオオアオカミキリ、木幡周辺でオオサカサナエ、ナニワトンボ、ベニイトトンボが確認されている。また、宇治市の宇治橋周辺では、メガネサナエ、オオサカサナエ、キイロヤマトンボ、ハネビロエゾトンボ、オオゾトンボが確認されている。

### ②動物の重要な種

「京都府改訂版レッドリスト2013」(2013年、京都府)によると、京都府では、表3.1-29に示す784種が重要種に指定されている。このうち、事業実施想定区域が位置する京都府南部地域で確認されている種は、哺乳類でアズマモグラ、スミスネズミなど14種、鳥類でチュウサギ、ヒクイナなど88種、爬虫類でクサガメ、ニホンマムシなど11種、両生類でトノサマガエル、ヌマガエルなど17種、淡水魚類でカネヒラ、アブラボテなど34種、昆虫類でミヤマアカネ、カマキリなど281種、クモ類でミズグモ、ワスレナグモなど6種、甲殻類でヌマエビ、モクズガニなど4種、陸産貝類でクチマガリマイマイ、ギュリキマイマイ26種、淡水産貝類でマメタニシ、ナカセコカワニナなど18種の計499種である\*。

※：分布域は「京都府レッドデータブック2002」(2002年、京都府)による。なお、「京都府レッドデータブック2002」(2002年、京都府)で分布域の記載がない場合や、「京都府改訂版レッドリスト2013」(2013年、京都府)の新規掲載種については、分布域を特定できないため、集計から除いている。

表 3.1-29 京都府における動物の重要な種

京都府カテゴリー 分類群	絶滅種	絶滅寸前種	絶滅危惧種	準絶滅危惧種	要注目種	計
ほ乳類	2	9	6	7	3	27
鳥類	0	8	48	50	2	108
は虫類	0	0	0	2	10	12
両生類	0	4	1	3	11	19
淡水魚類	3	13	14	6	8	44
昆虫類	25	87	110	69	198	489
クモ類	0	0	5	3	2	10
甲殻類	1	0	1	2	2	6
陸産貝類	0	4	8	16	16	44
淡水産貝類	5	9	5	4	2	25
合計	36	134	198	162	254	784

絶滅種：京都府内ではすでに絶滅したと考えられる種

絶滅寸前種：京都府内において絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧種：京都府内において絶滅の危機が増大している種

準絶滅危惧種：京都府内において存続基盤が脆弱な種

要注目種：京都府内の生息・生育状況について、今後の動向を注目すべき種および情報が不足している種

資料：「京都府改訂版レッドリスト2013」（2013年、京都府）

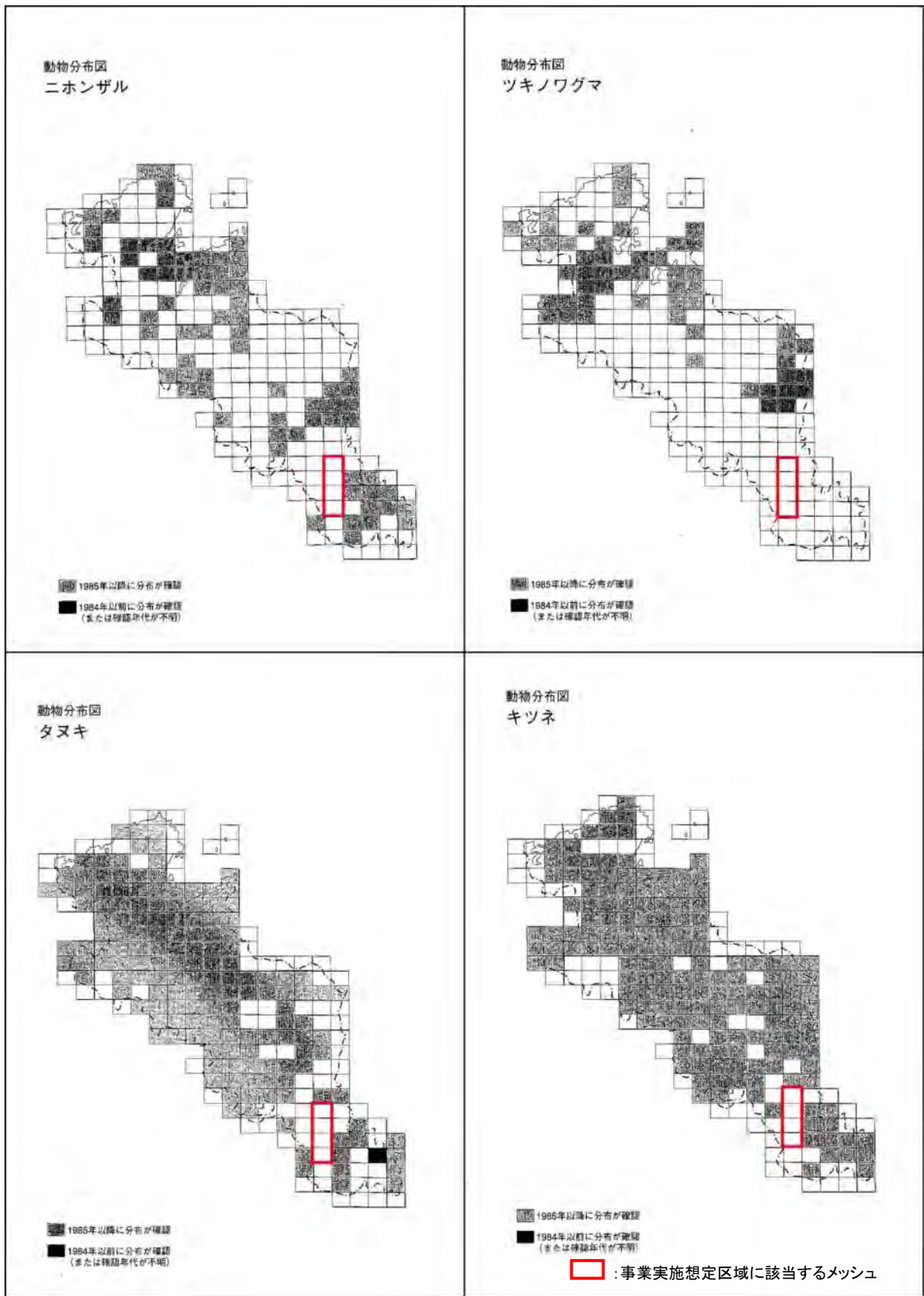


図 3.1-12(1) 動物分布図 (ニホンザル・ツキノワグマ・タヌキ・キツネ)

資料: 「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)



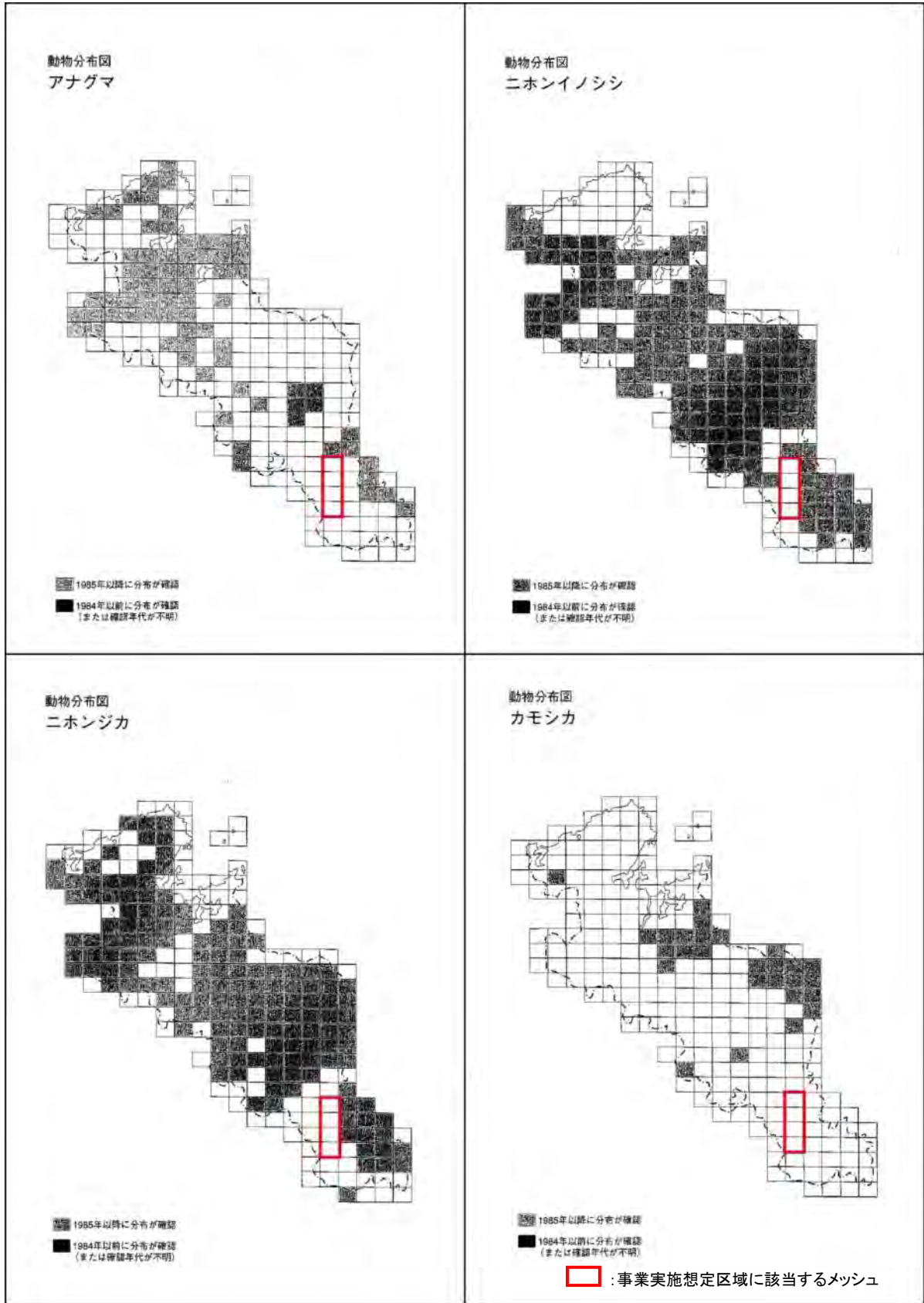
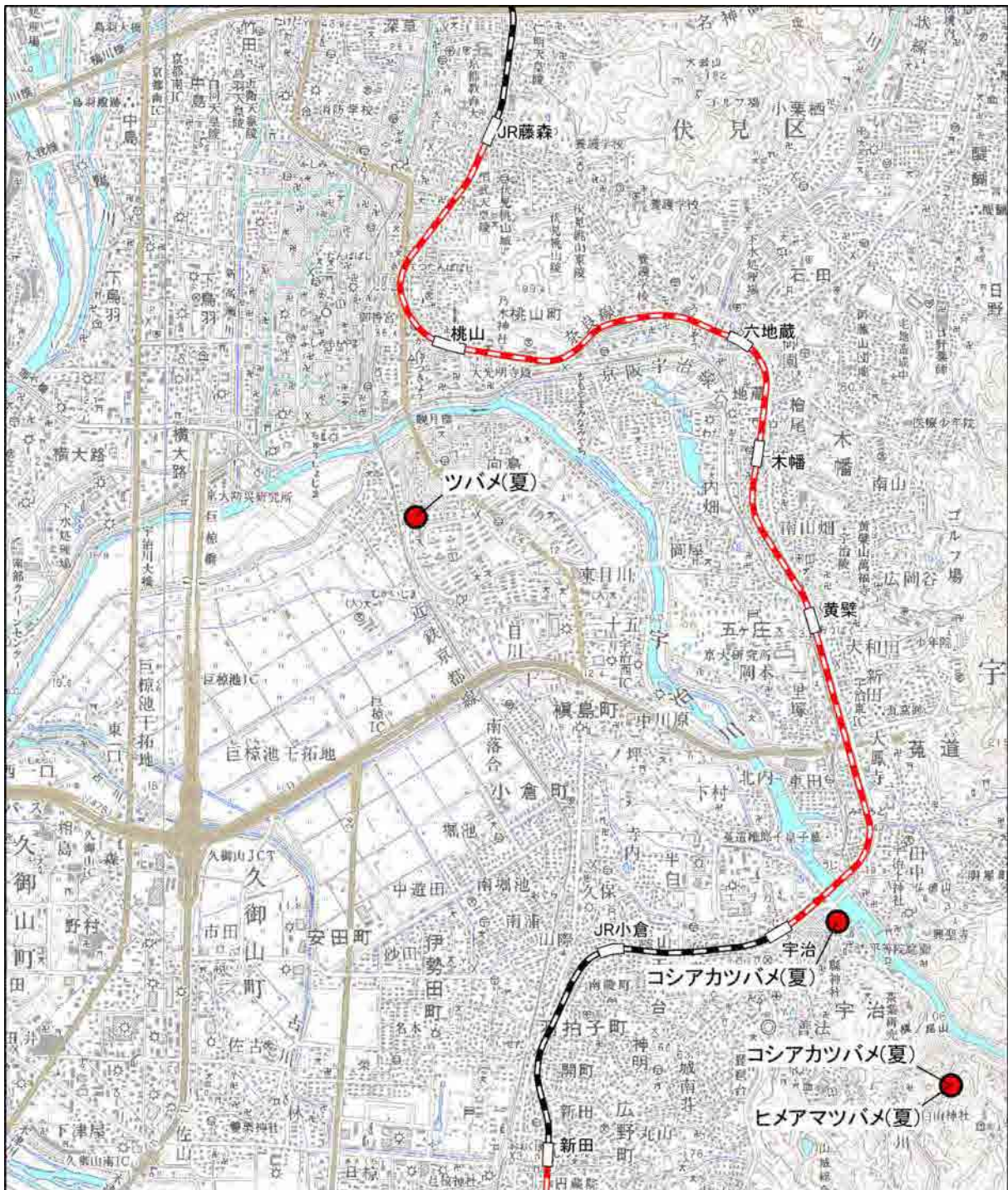





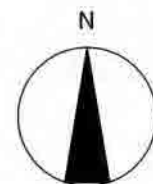
図 3.1-12(2) 動物分布図 (アナグマ・ニホンイノシシ・ニホンジカ・カモシカ)

資料: 「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)

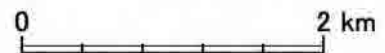


凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 鳥類繁殖分布地(第4回自然環境情報図)



1:50,000






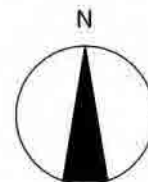
資料:「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)

図 3.1-13(1) 鳥類繁殖分布地

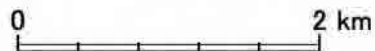


凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 鳥類繁殖分布地(第4回自然環境情報図)

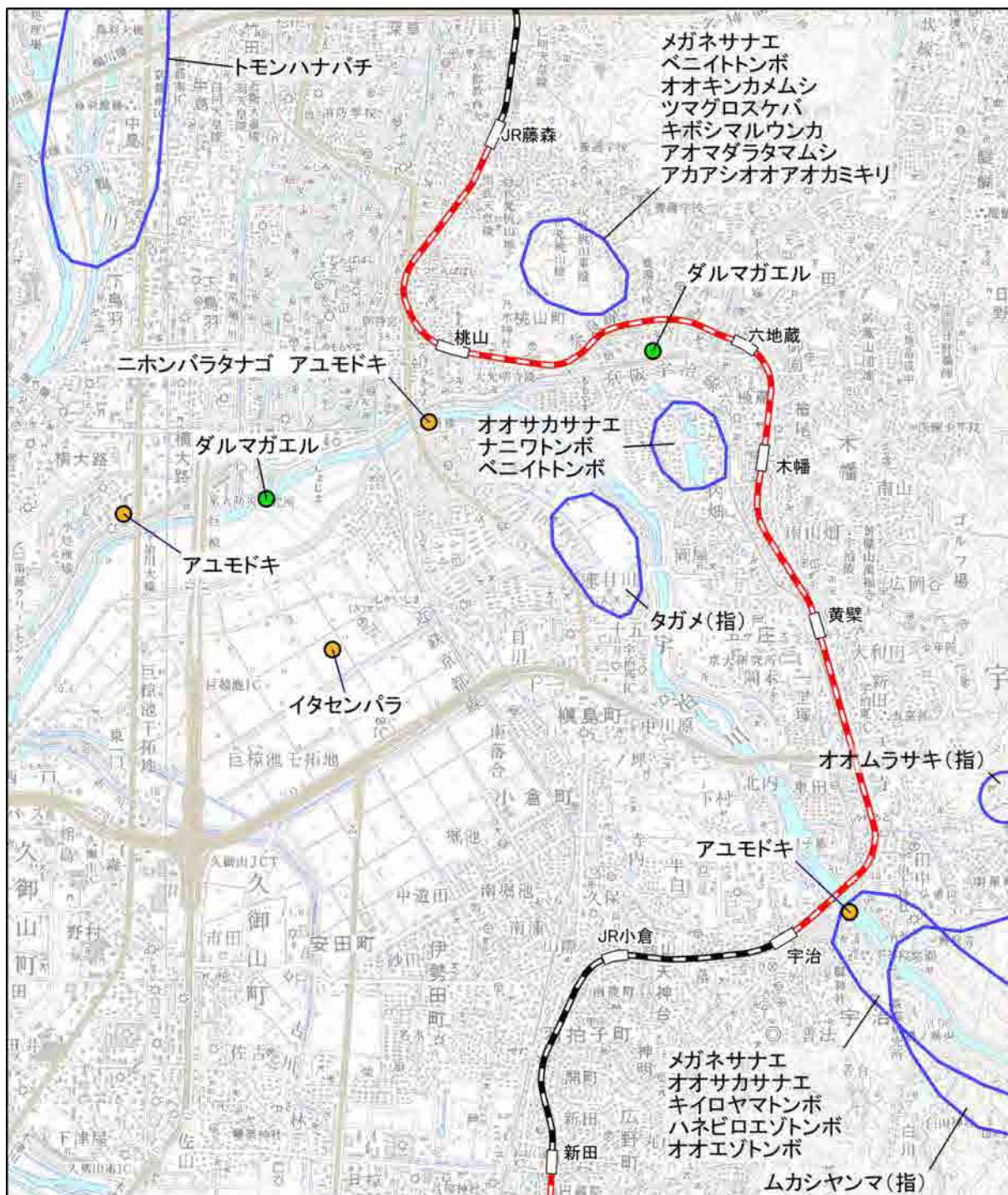


1:50,000








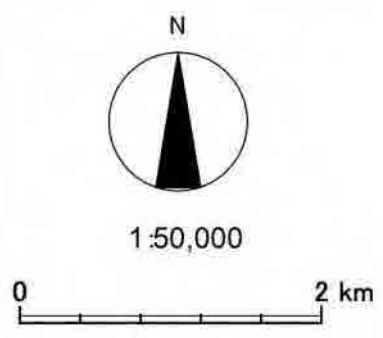
資料:「第4回自然環境情報図」(平成7年、環境庁)

図 3.1-13(2) 鳥類繁殖分布地



凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
- 第2回自然環境保全基礎調査
-  : 両生類・爬虫類の分布
-  : 魚類の分布
-  : 特定昆虫類の分布 (指): 指標昆虫類



資料: 「第2回自然環境保全基礎調査」の動植物分布図(昭和56年、環境庁)

図 3.1-14(1) 両生類・爬虫類・魚類・昆虫類の分布

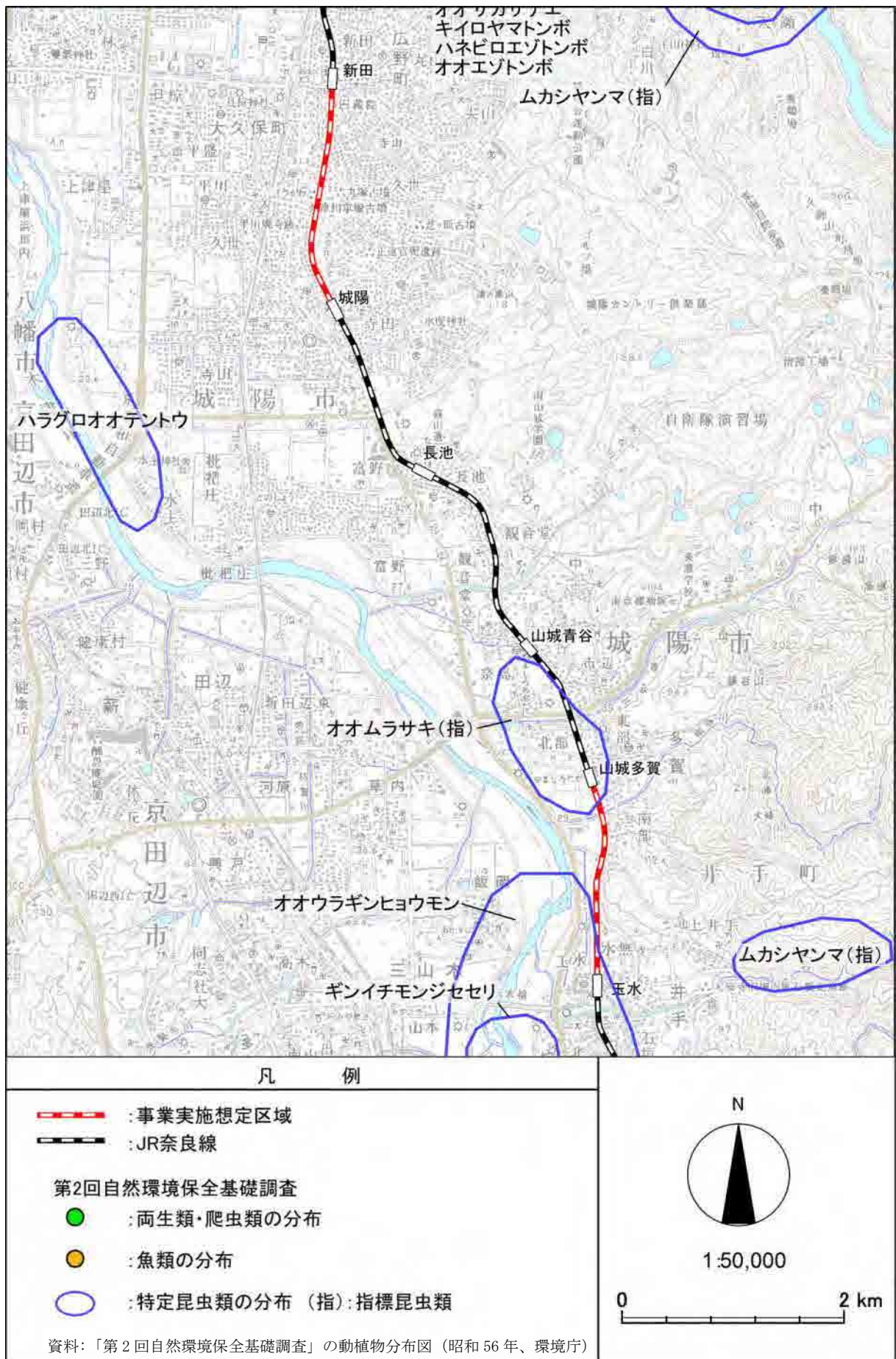


図 3.1-14(2) 両生類・爬虫類・魚類・昆虫類の分布

### (3) 生態系

「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）によると、事業実施想定区域にかかる地域生態系（京都府内の保護上重要な植物群落）はないが、その周囲において事業実施想定区域を含む区市町において、表 3.1-30 及び図 3.1-16 に示す地域生態系（京都府内の保護上重要な植物群落）が挙げられている。

事業実施想定区域の植生は、主に市街地や水田雑草群落となっている。水田雑草群落の生態系は、鳥類のサギ類を生態系の上位種として、ヘビやトカゲの爬虫類、カエル類、水辺や水田に生息するトンボ類、ウンカ・ヨコバイ等の昆虫類、イネや水田雑草を代表とする基盤植生で形成される（図 3.1-15）。また、水路にはメダカやタナゴ類が生息する。

表 3.1-30 事業実施想定区域及びその周囲の地域生態系

番号	群落名	分類	京都府カテゴリー	分布
1	シイ・カシ群落	常緑広葉高木林	管理維持	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
2	シイ群落	常緑広葉高木林	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
3	シイ群落	常緑広葉高木林	管理維持	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
4	モミ群落	温帯針葉高木	要保全対策	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
5	スギ植栽林	植林	管理維持	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
6	スギまたはヒノキ植栽林	植林	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
7	アカマツ・ヒノキ自然林	温帯針葉高木	管理維持	宇治市宇治山田（興聖寺）
8	アカマツ植栽林	温帯針葉高木	管理維持	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
9	金井戸のヨシ原及び周縁帯植物群落	低層湿原・挺水植物群落	要特別対策	京都市伏見区向島（観月橋下流左岸の河川敷）
10	宇治川の水生群落	沈水植物群落	管理維持	宇治市岡屋（宇治川の岡屋付近）
11	オニバス群落	浮葉植物群落	要保全対策	宇治市木幡（木幡池）

注 1) 表中の番号は、図 3.1-16 に示す番号を表す。

資料：「京都府レッドデータブック 2002」（2002 年、京都府）

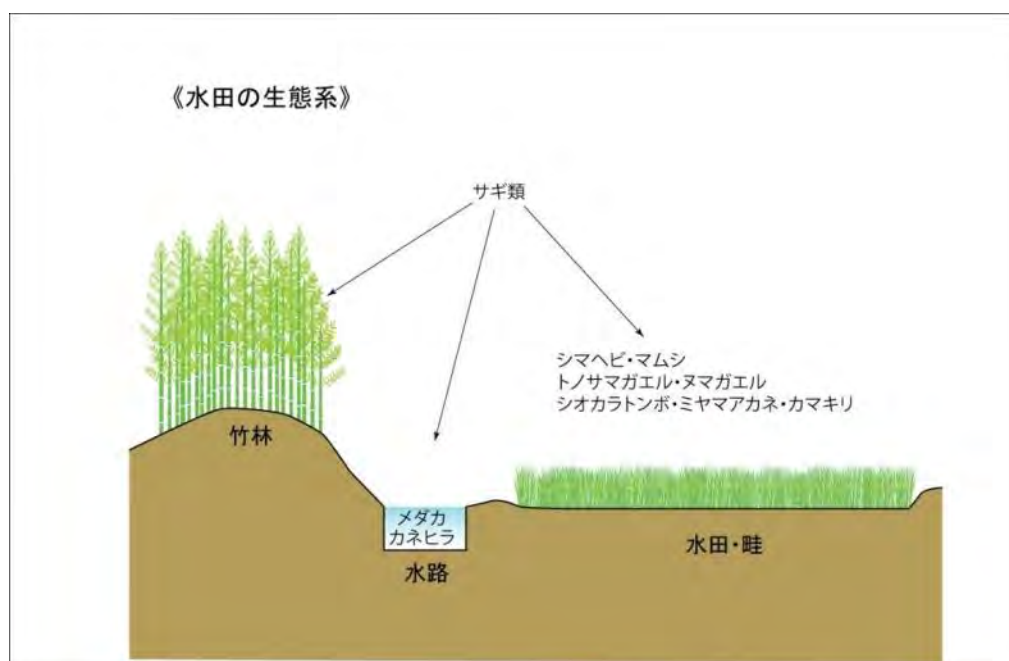
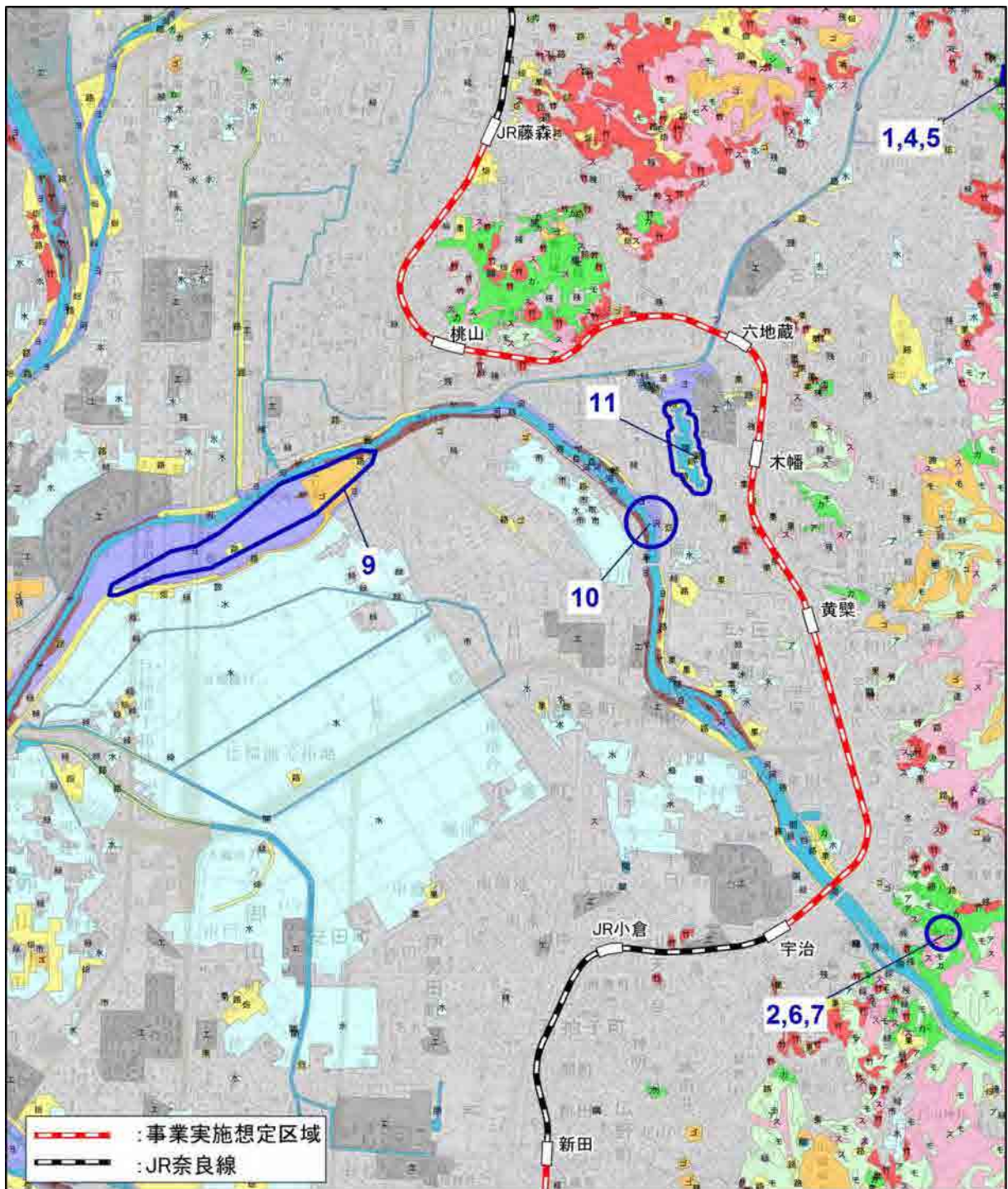


図 3.1-15 事業実施想定区域の生態系模式図



凡 例		
番号	群落名	分布
1	シイ・カシ群落	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
2	シイ群落	宇治市宇治山田（興聖寺）
3	シイ群落	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
4	モミ群落	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
5	スギ植栽林	京都市伏見区醍醐伽藍町（醍醐寺）
6	スギまたはヒノキ植栽林	宇治市宇治山田（興聖寺）
7	アカマツ・ヒノキ自然林	宇治市宇治山田（興聖寺）
8	アカマツ植栽林	城陽市寺田宮ノ谷（水度神社）
9	金井戸のヨシ原及び周縁帯植物群落	京都市伏見区向島（観月橋下流左岸の河川敷）
10	宇治川の水生群落	宇治市岡屋（宇治川の岡屋付近）
11	オニバス群落	宇治市本幡（本幡池）

資料：「京都府レッドデータブック2002」（2002年、京都府）

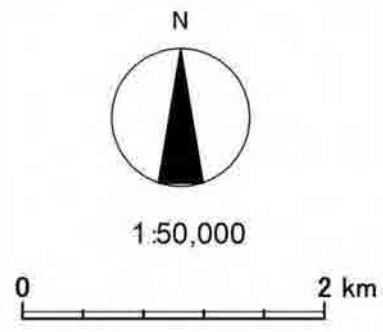


図 3.1-16(1) 事業実施想定区域及びその周囲の地域生態系

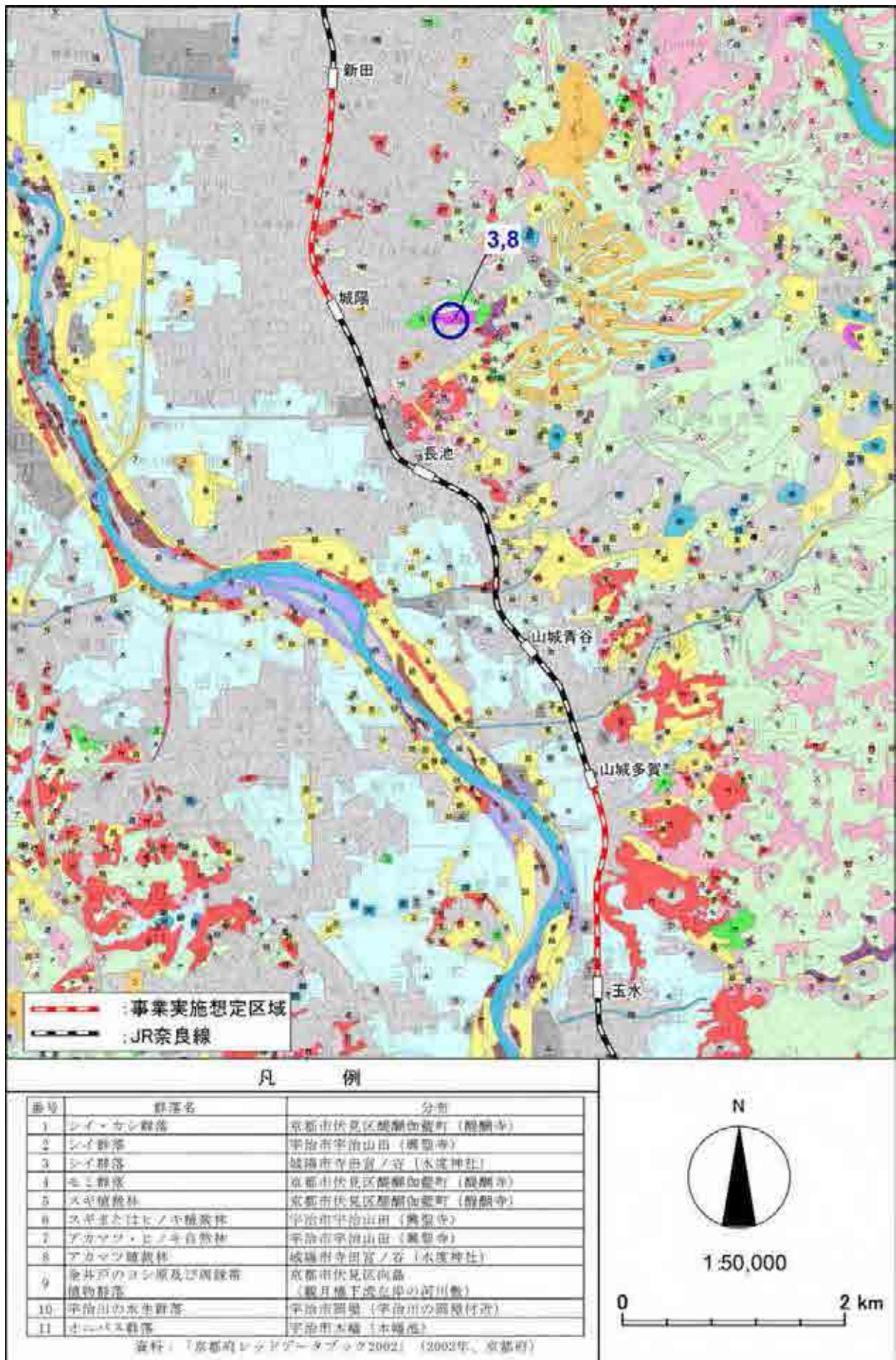


図 3.1-16(2) 事業実施想定区域及びその周囲の地域生態系



### 3.1.6 景観及び人と自然との触れ合い活動の状況

#### (1) 景観の状況

文化庁では、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないものとした文化的景観のうち、とくに重要なものを重要文化的景観として選定している。事業実施想定区域及びその周囲では、宇治の文化的景観が選定されている。

「第3回自然環境保全基礎調査自然景観資源調査」(平成元年、環境庁)によると、事業実施想定区域及びその周囲では、宇治川溪谷が指定されている。

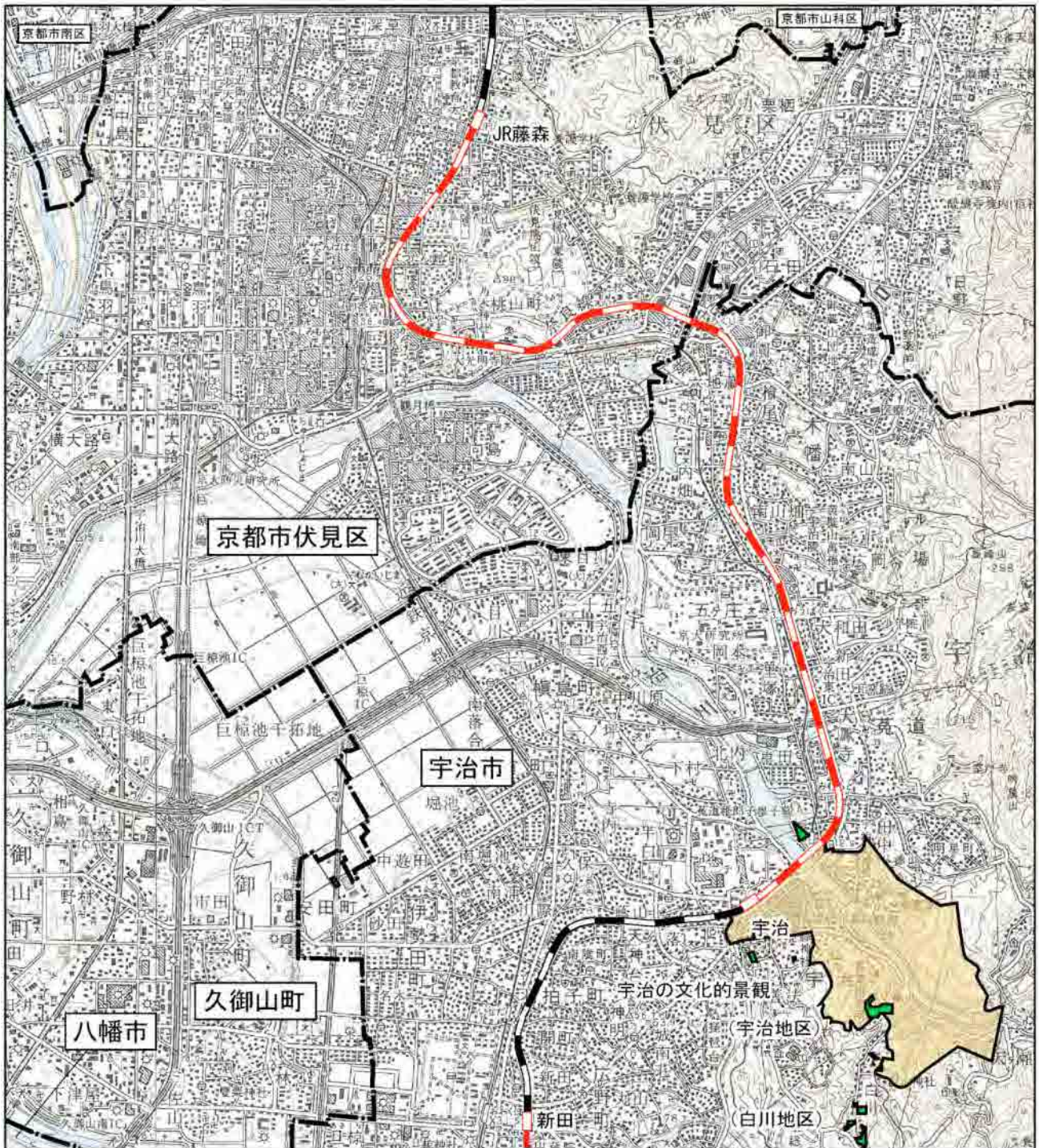
京都府では、地域固有の歴史や文化に裏打ちされた府内各地の身近な景観とその景観を支えている地域の活動を合わせて景観資産として登録している。事業実施想定区域及びその周囲の眺望地点として、事業実施想定区域から東に約1.5km離れた場所に万灯呂山公園が存在する。事業実施想定区域及びその周囲の景観資源の状況は表3.1-31及び図3.1-17に示すとおりである。

宇治市では、景観法に基づく景観計画を平成20年4月1日に策定し、その景観計画では、特に景観に配慮すべき区域として平等院、宇治橋上流周辺の中宇治地区や茶畑や緑豊かな里山風景のある白川地区、良好な景観である黄檗周辺地区を「景観計画重点区域」として定めている。宇治市景観計画における景観計画区域は図3.1-17に示すとおりである。





表 3.1-31 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源

区市町	名称	選定基準	選定年月日
宇治市	宇治の文化的景観	水田・畑地等の農耕に関する景観地 ため池・水路・港等の水の利用に関する景観地 鉱山・採石場・工場群等の採掘製造に関する景観地 道・広場等の流通・往来に関する景観地 垣根・屋敷林等の居住に関する景観地 以上に掲げるものが複合した景観地	平成 21. 02. 12
区市町	名称	申請者	登録年月日
井手町	万灯呂山公園からの山城盆地の眺望	万灯呂山の歴史を守る会	平成 20. 03. 28

資料:「重要文化的景観について」(平成25年、文化庁)  
「文化的景観2012パンフレット」(宇治市)  
「京都府景観資産一覧」(京都府)



凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 景観資源
-  : 景観資源 (茶畑)



1:50,000



資料：「重要文化的景観について」（平成25年、文化庁）  
「文化的景観2012パンフレット」（宇治市）

図 3.1-17(1) 景観資源

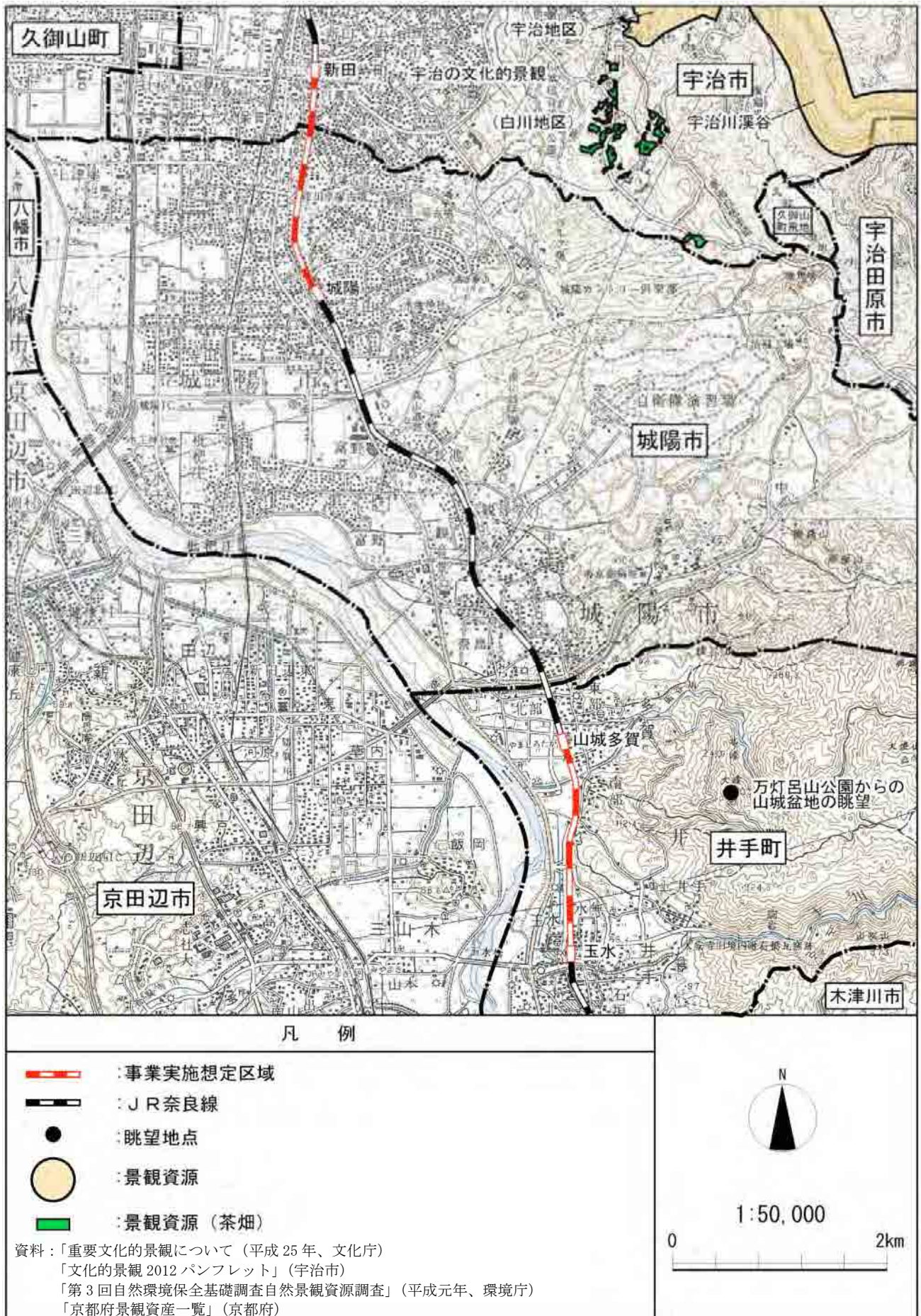
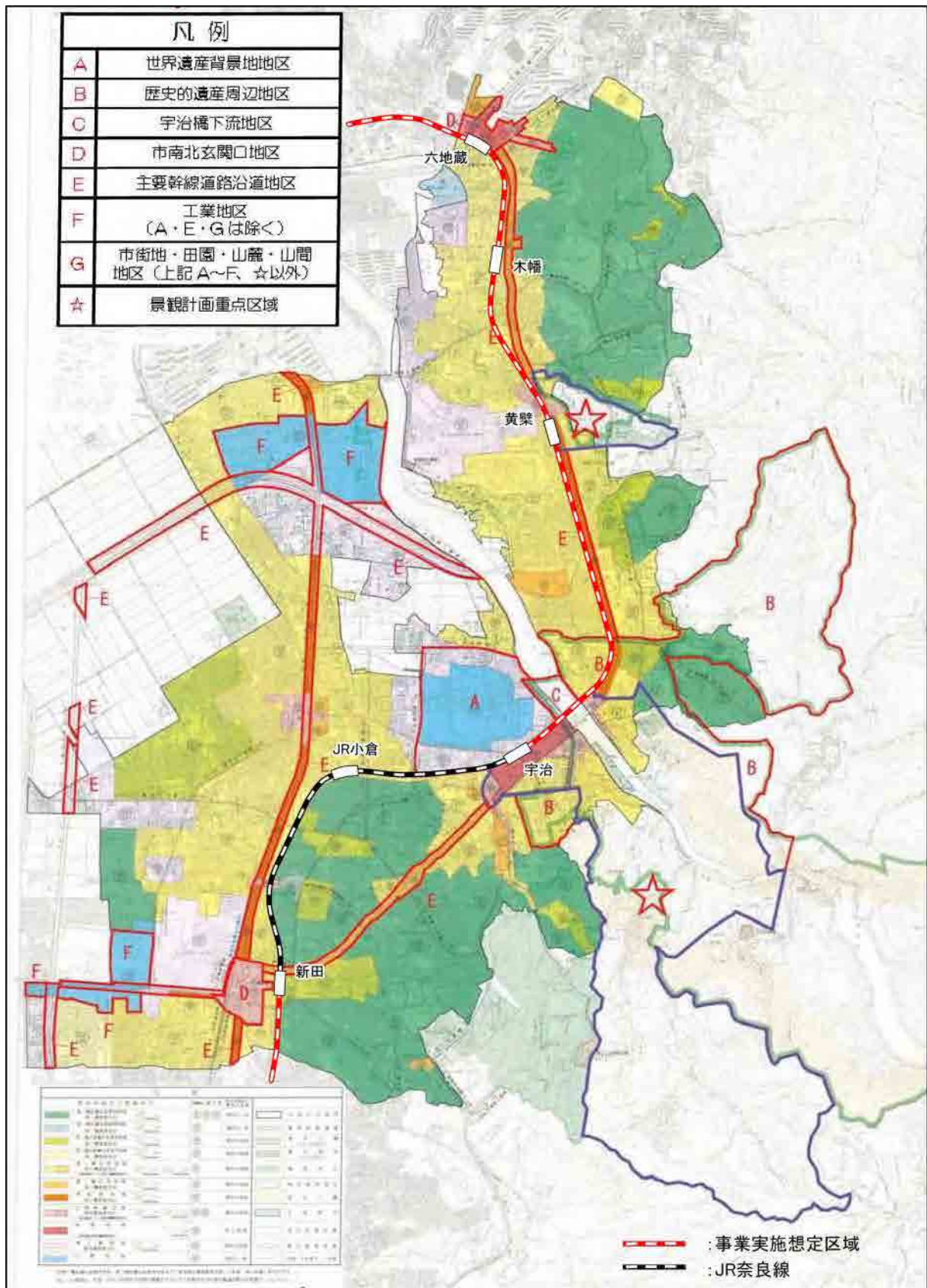


図 3.1-17(2) 景観資源



資料：「宇治市景観計画改訂版」(平成 24 年、宇治市)

図 3.1-18 宇治市景観計画における景観計画区域

(2) 人と自然との触れ合いの活動の状況

事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と自然との触れ合い活動の場は、表 3.1-32 及び図 3.1-19 に示すとおりである。

表 3.1-32 事業実施想定区域及びその周囲の主要な人と触れ合い活動の場

区市町	名称	区市町	名称
伏見区	森林総合研究所関西支所 森の展示館	城陽市	久世神社
	藤森神社		近藤家住宅
	藤森神社 宝物殿		史跡芝ヶ原古墳 (12号墳)
	乃木神社宝物館		城陽市歴史民俗資料館 (五里ごり館)
	桃山温泉 月見館		文化パルク城陽
	御香宮神社		水度神社
	伏見城跡出土遺物展示室		鴻ノ巣山
	御香水		史跡正道官衛遺跡
	京都教育大学野外博物館		木津右岸運動公園
宇治市	宇治橋	井手町	緑のみち
	黄檗山万福寺		水辺のみち
	黄檗山万福寺 宝蔵院		歴史のみち
	平等院		花のみち
	県神社		山背古道
	宇治市市営茶室対鳳庵		サイクリングロード
	朝日焼 作陶館		井手の玉川
	宇治市源氏物語ミュージアム		左馬
	三休庵 宇治茶資料室		龍王の滝
	平等院 鳳翔館		高神社
	宇治茶道場「匠の館」		谷川ホテル公園
	宇治神社		玉津岡神社
	宇治・上林記念館		小町塚
	橋寺 (放生院常光寺)		山背古道
	宇治上神社		山吹ハイキングコース (大正池ハイキングコース)
	宇治平等院表参道		
	宇治市植物公園		
	東海道自然歩道		

資料：「京都府観光ガイド」(京都府観光連盟)

「京都府・市町村共同統計型地理情報システム (GIS) 自然歩道マップ」(京都府自治体情報化推進協議会)

「城陽市観光マップ」(城陽市観光協会)

「自然・歴史・文化が色づくまち」(井手町)



図 3.1-19(1) 人と自然との触れ合いの活動の場



図 3.1-19(2) 人と自然との触れ合いの活動の場



図 3.1-19 (3) 人と自然との触れ合いの活動の場



### 3.1.7 文化財の状況

#### (1) 史跡・名勝・天然記念物

事業実施想定区域及びその周囲では、文化財保護法等により指定された史跡・名勝・天然記念物は、表 3.1-33 及び図 3.1-20 に示す 21 件が指定されている。

なお、名勝、京都府指定名勝、各市町指定名勝（庭園、公園、橋梁及び築堤においては、周囲の自然的環境と一体をなしていると判断されるものに限る。）については平等院庭園、養林庵書院庭園、井手の玉川堤の山吹が指定されている。

また、事業実施想定区域及びその周囲には、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（古都京都の文化財）として平等院及び宇治上神社が指定されているが、自然遺産の区域については存在しない。

表 3.1-33 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物及び世界文化遺産

区市町	種別	区別	名称	所在地	指定年月日
伏見区	史跡	京都市登録	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭(桃山東小学校)	昭和 59.06.01
	天然記念物		金剛王院(一言寺)のヤマモモ	伏見区醍醐一言寺裏町 21	昭和 62.05.01
			御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町 174	昭和 61.06.02
宇治市	史跡	国指定	宇治川太閤堤跡	菟道丸山 宇治乙方 横島町大島	平成 21.07.23
	史跡・名勝		平等院庭園	宇治蓮華 116	大正 11.03.08
	史跡		府指定	隼上り瓦窯跡	菟道東隼上り 5 番 147
		興聖寺庭園及び琴坂		宇治市宇治山田 27 番 1 境内地	昭和 61.04.15
		市指定	萬福寺境内	宇治市五ヶ庄三番割 21 番地	昭和 60.05.15
	名勝	府指定	庵寺山古墳	-	平成 09.03.25
	世界文化遺産		古都京都の文化財 平等院 宇治上神社	京都市、宇治市、大津市 宇治市宇治蓮華 宇治市宇治山田	平成 6 年 (1994 年)
城陽市	史跡	国指定	久世廢寺跡	城陽市久世芝ヶ原	平成 19.12.03
			久津川車塚・丸塚古墳	城陽市平川	昭和 54.01.19
			芝ヶ原古墳	城陽市寺田	平成 01.09.06
			森山遺跡	城陽市富野	昭和 53.02.08
			正道官衙遺跡	城陽市寺田	昭和 49.09.12
			平川廢寺跡	城陽市平川	昭和 50.11.25
		市指定	上大谷古墳群	城陽市久世上大谷	平成 02.04.15
			芭蕉塚古墳	城陽市平川茶屋根裏	昭和 62.04.21
井手町	史跡	国指定	大安寺旧境内附石橋瓦窯跡	-	平成 18.01.26
	名勝	町指定	井手の玉川堤の山吹	-	平成 12.02.15
	天然記念物	府指定	地藏院のシダレザクラ	井手町大字井手小字東垣内	昭和 62.04.15

注) 世界文化遺産については、事業実施想定区域及びその周囲にあるものを記載した。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム (GIS) 文化財台帳」(京都府自治体情報化推進協議会)

「史跡・名勝・天然記念物・文化財環境保全地区及び埋蔵文化財包蔵地台帳」(京都市)

「宇治の文化財(平成 24 年、宇治市)

「指定文化財等一覧」(井手町)

「国指定文化財等データベース」(文化庁)

「世界遺産一覧」((財)日本ユネスコ協会連盟)



図 3.1-20(1) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物及び世界文化遺産



図 3.1-20(2) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物



図 3.1-20(3) 事業実施想定区域及びその周囲の史跡・名勝・天然記念物

## (2) 埋蔵文化財

事業実施想定区域内の埋蔵文化財包蔵地は、表 3.1-34 及び図 3.1-21 に示すとおりである。  
事業実施想定区域内には、伏見城跡等が指定されている。

表 3.1-34(1) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（京都市伏見区）

遺跡番号	名称	所在地
伏 1148	鍔ヶ谷古墳	京都市伏見区深草鍔ヶ谷町
伏 1154	醍醐寺子院跡	京都市伏見区醍醐西大路町、醍醐中山町
伏 1155	醍醐廢寺	京都市伏見区醍醐西大路町、醍醐御霊ヶ下町
伏 1156	小栗栖瓦窯跡	京都市伏見区小栗栖丸山
伏 1157	法琳寺跡	京都市伏見区小栗栖丸山、小栗栖北谷町、小栗栖西谷町
伏 1158	法琳寺瓦窯跡	京都市伏見区小栗栖北谷町
伏 1159	小栗栖城跡	京都市伏見区小栗栖小坂町
伏 1160	小栗栖遺跡	京都市伏見区小栗栖宮山、小栗栖森本町
伏 1162	日野谷寺町遺跡	京都市伏見区醍醐上山口町、醍醐日野谷寺町、醍醐林
伏 1163	法界寺旧境内	京都市伏見区日野不動構町、日野西大道町、日野慈悲町、日野畑出町、日野谷田町
伏 1164	中山遺跡	京都市伏見区小栗栖中山田町、小栗栖桃山地日向
伏 1165	仏国寺古墓	京都市伏見区深草大亀谷古御香町
伏 1172	伏見城跡	京都市伏見区北限：府道六地藏下鳥羽線 南限：外環状線 西限：琵琶湖疏水 東限：府道六地藏下鳥羽線
伏 1173	桃山古墳群（永井久太郎古墳）	京都市伏見区桃山町永井久太郎、桃山町島津、桃山長岡越中東町
伏 1174	福島太夫遺跡	京都市伏見区桃山福島太夫北町
伏 1175	板橋廢寺	京都市伏見区指物町、下板橋町、御駕籠町
伏 1176	金森出雲遺跡	京都市伏見区桃山羽柴長吉中町、桃山羽柴長吉西町、桃山金森出雲、桃山立売飛地、御香宮門前町ほか
伏 1177	御香宮廢寺	京都市伏見区桃山町松平筑前、桃山町鍋島、御香宮門前町
伏 1178	木幡ノ関跡	京都市伏見区桃山町遠山
伏 1179	黄金塚 1 号墳、黄金塚 2 号墳	京都市伏見区桃山町遠山
伏 1179		京都市伏見区桃山町遠山
伏 1180	泰長老遺跡	京都市伏見区桃山町泰長老
伏 1181	桃陵遺跡	京都市伏見区西奉行町、奉行前町、京町 1 丁目、2 丁目、桃陵町
伏 1182	指月城跡	京都市伏見区桃山町泰長老
伏 1187	向島城跡	京都市伏見区向島本丸町、向島二ノ丸町、向島善阿弥町、向島庚申町、向島中島町ほか
伏 1188	太閤堤（小倉堤・槇島堤）	京都市伏見区向島中之町、向島橋詰町、向島西堤町、向島下之町、向島中島町ほか

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(2) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 1	浄妙寺跡	宇治市木幡赤塚
宇 2	南山窯跡	宇治市木幡南山
宇 3	二子塚古墳	宇治市五ヶ庄大林、北ノ庄、壇ノ東
宇 4	瓦塚古墳	宇治市五ヶ庄瓦塚
宇 5	大鳳寺跡	宇治市菟道西中
宇 6	池山古墳	宇治市菟道池山
宇 7	二子山北墳（1号墳）、（2号墳）	宇治市宇治山本
宇 8	山本瓦窯跡（宇治瓦窯）	宇治市宇治山本
宇 9	山本窯跡	宇治市宇治山本
宇 11	丸山古墳	宇治市宇治琵琶
宇 12	御廟古墓	宇治市宇治御廟
宇 13	神明宮東遺跡	宇治市神明宮東
宇 14	庵寺山古墳	宇治市広野町丸山
宇 15	一里山古墳	宇治市広野町一里山
宇 16	広野廃寺	宇治市広野町東裏、一里山
宇 17	坊主山古墳群	宇治市広野町寺山
宇 18	金毘羅山古墳	宇治市広野町寺山
宇 19	一本松古墳	宇治市広野町八軒屋谷
宇 20	八軒屋谷遺跡	宇治市広野町八軒屋谷、中島、尖山
宇 21	槇島城跡	宇治市槇島町藪場、大幡、北内
宇 22	集上り古墳群	宇治市菟道西集上り
宇 23	赤塚古墳	宇治市木幡御園
宇 24	御蔵山古墳群	宇治市木幡御蔵山
宇 25	金草原遺跡	宇治市木幡金草原、御蔵山
宇 26	木幡古墳・墳墓群	宇治市木幡南山、北島、桧尾、北山畑、南山畑
宇 27	木幡古墳群 23 号支群	宇治市木幡南山
宇 28	木幡南山 117 号墳	宇治市木幡南山
宇 29	木幡 1 号墓	宇治市木幡中村
宇 30	木幡 2 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 31	木幡 3 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 32	木幡 4 号墳	宇治市木幡南山畑
宇 33	木幡 5 号墳	宇治市木幡南山畑
宇 34	木幡 6 号墳	宇治市木幡南端
宇 35	木幡 7 号墓	宇治市木幡南端
宇 36	木幡 8 号墓	宇治市木幡南山
宇 37	木幡 9 号墓	宇治市木幡南山
宇 38	木幡 10 号墓	宇治市木幡南山
宇 39	木幡 11 号墓	宇治市木幡南端
宇 40	木幡墳墓群 12 号支群	宇治市木幡南端
宇 41	木幡古墳群 13 号支群	宇治市木幡南端
宇 42	木幡 14 号墳	宇治市木幡南山
宇 43	木幡 15 号墳	宇治市木幡南山
宇 44	木幡古墳群 16 号支群	宇治市木幡南山
宇 45	木幡古墳群 17 号支群	宇治市木幡南山
宇 46	木幡 18 号墳	宇治市木幡南山
宇 47	木幡 19 号墓	宇治市木幡南山
宇 48	木幡古墳群 20 号支群	宇治市木幡南山
宇 49	木幡古墳群 21 号支群	宇治市木幡南山
宇 50	木幡 22 号墳	宇治市木幡南山

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(3) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 51	木幡 24 号墓	宇治市木幡南山
宇 52	木幡 25 号墳	宇治市木幡南山
宇 53	木幡古墳群 26 号支群	宇治市木幡南山
宇 54	木幡 27 号墓	宇治市木幡南山畑
宇 55	木幡 28 号墳	宇治市木幡南山
宇 56	木幡 29 号墳	宇治市木幡南山
宇 57	木幡古墳群 30 号支群	宇治市木幡南山
宇 58	木幡 31 号墓	宇治市木幡南山
宇 59	木幡 32 号墓	宇治市木幡檜尾
宇 60	木幡 33 号墳	宇治市木幡檜尾
宇 61	木幡 36 号墓	宇治市木幡東中
宇 62	木幡 37 号墓	宇治市木幡大瀬戸
宇 63	芝ノ東窯跡	宇治市五ヶ庄芝ノ東
宇 64	広岡谷遺跡	宇治市五ヶ庄広岡谷
宇 65	池山瓦窯跡	宇治市菟道池山
宇 66	西集上り遺跡	宇治市菟道西集上、藪里
宇 67	恵心院山門前遺跡	宇治市宇治山田
宇 68	一本松南古墳	宇治市広野町八軒屋谷
宇 69	石塚遺跡	宇治市神明石塚
宇 70	蛇塚遺跡	宇治市神明蛇塚
宇 71	神楽田遺跡	宇治市小倉町神楽田、老ノ木
宇 72	宇治代官所跡	宇治市宇治妙楽
宇 74	八軒屋谷古墓	宇治市広野町八軒屋谷
宇 75	伊勢田塚古墳	宇治市開町
宇 76	旦棕神社旧跡	宇治市大久保町旦棕
宇 77	七ツ塚 1 号塚	宇治市大久保町平盛
宇 78	七ツ塚 2 号塚	宇治市大久保町平盛
宇 79	北山古墳	宇治市大久保町北ノ山
宇 80	大竹古墳	宇治市大久保町大竹
宇 81	太閤堤（槇島堤、菌場堤、小倉堤）	宇治市槇島町、宇治、小倉町
宇 82	赤塚遺跡	宇治市木幡赤塚、御園、畑山田
宇 83	木幡遺跡	宇治市木幡正中、花揃
宇 84	木幡東中遺跡（旧木幡神社遺跡）	宇治市木幡東中
宇 85	松殿跡	宇治市木幡南山、桧尾、北畠、北山畑
宇 86	西浦遺跡	宇治市木幡西浦、内畑
宇 87	木幡南山 116 号墳	宇治市木幡南山
宇 88	寺界道遺跡	宇治市五ヶ庄寺界道、古川、大林、野添、梅林
宇 89	北山畑瓦窯跡	宇治市木幡北山畑
宇 90	広岡谷古墓	宇治市五ヶ庄広岡谷
宇 91	萬福寺裏山古墳	宇治市五ヶ庄三番割
宇 92	一番割遺跡	宇治市五ヶ庄一番割、二番割
宇 93	岡本遺跡	宇治市五ヶ庄岡本、瓦塚、日皆田、上村、一里塚
宇 94	集上り瓦窯跡	宇治市菟道東集上り
宇 95	集上り遺跡	宇治市菟道東集上り
宇 96	羽戸山遺跡	宇治市菟道羽戸山
宇 97	東中遺跡	宇治市菟道東中、段の上
宇 98	旦棕遺跡	宇治市大久保町北ノ山、山ノ内、上ノ山
宇 100	三室戸寺子院跡	宇治市菟道奥ノ池、岡谷
宇 101	妙見古墓	宇治市菟道妙見

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS）遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(4) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 102	菟道丸山古墳	宇治市菟道丸山
宇 103	乙方遺跡	宇治市宇治乙方、菟道丸山
宇 104	狐塚古墳	宇治市菟道大垣内
宇 105	山本古墓	宇治市宇治山本
宇 106	妙見古墳	宇治市菟道妙見
宇 107	山本古墳	宇治市宇治山本
宇 108-1	宇治市街遺跡（川西地区）	宇治市宇治蓮華、妙楽、壺番、宇文字、里尻、戸ノ内、若森
宇 108-2	宇治市街遺跡（川東地区）	宇治市宇治乙方、東内、又振、山本
宇 109	宇治上神社遺跡	宇治市宇治山田
宇 110	宇治神社遺跡	宇治市宇治山田、又振
宇 111	春日森遺跡	宇治市小倉町春日森、久保
宇 112	東山遺跡	宇治市小倉町東山
宇 113	矢落遺跡	宇治市宇治矢落、蔭山、半白
宇 114	平等院旧境内遺跡	宇治市宇治蓮華、塔川
宇 115	塔ノ川遺跡	宇治市宇治塔川
宇 116	下居遺跡	宇治市宇治下居
宇 117	西山古墳	宇治市小倉町西山
宇 118	安田環濠集落	宇治市安田町大納言、鶴飼田
宇 119	若林遺跡	宇治市伊勢田町若林、大谷
宇 120	若林古墳群	宇治市伊勢田町若林
宇 121	大谷古墳群	宇治市伊勢田町大谷
宇 122	井尻遺跡	宇治市伊勢田町井尻、中ノ田
宇 123	中山遺跡	宇治市伊勢田町中山、南山
宇 124	野神遺跡	宇治市宇治野神
宇 125	一里山東古墳	宇治市広野町一里山
宇 126	広野遺跡	宇治市広野町東裏、一里山
宇 127	一里山遺跡	宇治市広野町一里山、東裏
宇 128	マメ塚古墳	宇治市広野町西裏
宇 130	善法古墓	宇治市宇治善法
宇 131	池森天神遺跡	宇治市宇治池森、天神、米坂、天神台
宇 132	小倉遺跡（旧巨椋神社東方遺跡・旧小倉環濠集落）	宇治市小倉町久保、寺内、老ノ木、天王
宇 133	大久保環濠集落	宇治市大久保町山ノ内、北ノ内
宇 135	京極殿跡	宇治市木幡南山、平尾
宇 136	西集上り埴輪窯跡	宇治市菟道藪里
宇 137	岡本廃寺	宇治市五ヶ庄岡本、日皆田、一里塚
宇 138	滋賀谷窯跡	宇治市菟道滋賀谷
宇 139	観音寺跡	宇治市木幡南山
宇 140	観音院本願寺跡	宇治市木幡中村、大瀬戸
宇 141	尊勝寺跡	宇治市木幡北山畑、東中
宇 142	日皆田古墳群	宇治市五ヶ庄日皆田
宇 143	且椋古墳群	宇治市大久保町北ノ山
宇 144	菟道遺跡	宇治市菟道藪里、西中、東中、出口、谷下り、中筋、門前、只川、河原、大谷、田中、荒槇、大垣内
宇 145	門ノ前古墳	宇治市菟道門前
宇 146	谷下り古墳群	宇治市菟道谷下り
宇 149	尼ヶ塚遺跡	宇治市五ヶ庄尼ヶ塚
宇 150	南ノ口遺跡	宇治市大久保町大竹、南ノ口

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）



表 3.1-34(5) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（宇治市）

遺跡番号	名称	所在地
宇 151	宇治東山遺跡	宇治市宇治東山
宇 153	新別所山遺跡	宇治市宇治塔川
宇 162	妙見遺跡	宇治市菟道妙見
宇 163	茶壺蔵跡（創建）	宇治市宇治里尻
宇 164	茶壺蔵跡（再建）	宇治市宇治里尻
宇 165	萬福寺塔頭跡	宇治市五ヶ庄三番割
宇 167	朝日山遺跡	宇治市宇治紅斎
宇 172	一里塚古墳	宇治市五ヶ庄日皆田
宇 173	宇治川太閤堤跡	宇治市菟道丸山、宇治乙方

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(6) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（城陽市）

遺跡番号	名称	所在地
城 1	西山古墳群	城陽市久世下大谷
城 2	青塚古墳	城陽市平川室木
城 3	芭蕉塚古墳	城陽市平川室木、茶屋裏
城 4	梶塚古墳	城陽市平川鍛冶塚
城 5	久津川車塚古墳	城陽市平川車塚、鍛冶塚、横道、山道
城 6	寺山古墳	城陽市平川横道
城 7	丸塚古墳（円塚）	城陽市平川鍛冶塚、車塚
城 8	欠山古墳	城陽市平川横道
城 9	指月塚古墳	城陽市平川指月
城 10	箱塚古墳	城陽市平川、久世
城 11	平川廃寺	城陽市平川、久世
城 12	芝ヶ原古墳群	城陽市久世芝ヶ原
城 13	久世廃寺	城陽市久世芝ヶ原
城 14	尼塚古墳群	城陽市寺田尼塚
城 15	尼塚古墳	城陽市寺田尼塚
城 16	正道廃寺	城陽市寺田正道、尼塚
城 17	塚本遺跡	城陽市寺田円浄寺、乾出北
城 18	塚本東遺跡	城陽市寺田円浄寺、乾出北
城 19	宮ノ平古墳群	城陽市寺田宮ノ平
城 20	梅の子塚古墳群	城陽市富野北ノ芝
城 21	長池古墳	城陽市富野中ノ芝
城 22	めのご塚古墳	城陽市富野北ノ芝
城 23	冑山古墳群	城陽市観音堂冑畑
城 24	天満宮古墳群	城陽市市辺城下
城 25	城山古墳群	城陽市市辺城下
城 26	青谷古墳	城陽市中芦原
城 27	青谷丸山古墳群	城陽市市辺丸山
城 28	水主遺跡	城陽市水主塚ノ木、北垣内、南垣内、西垣内
城 29	水主神社遺跡	城陽市水主宮馬場
城 30	水主神社東遺跡	城陽市寺田、水主
城 31	里ノ西西遺跡	城陽市平川中道表、広田
城 32	里ノ西遺跡	城陽市久世古宮
城 33	十六遺跡	城陽市奈島十六
城 34	奈島遺跡	城陽市奈島中島
城 35	東田部遺跡	城陽市富野東田部
城 36	恵美塚古墳	城陽市久世南垣内
城 37	久世廃寺瓦窯跡	城陽市久世芝ヶ原
城 38	芝ヶ原遺跡	城陽市久世、寺田
城 39	大竹古墳	城陽市平川室木
城 40	上大谷古墳群	城陽市久世上大谷
城 41	上大谷北古墳	城陽市久世上大谷
城 42	北石神古墳	城陽市中北石神
城 43	中城跡	城陽市中中ノ郷
城 44	市辺城跡	城陽市市辺城下
城 45	寺田城跡（寺田環濠集落）	城陽市寺田中大小、北東西、乾出北
城 47	下大谷古墳群	城陽市久世下大谷
城 48	東垣外古墳	城陽市平川東垣外
城 49	赤塚古墳	城陽市平川古宮

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(7) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（城陽市）

遺跡番号	名称	所在地
城 50	山道古墳	城陽市平川山道
城 51	上大谷東古墳群	城陽市久世上大谷
城 52	大谷古墳群	城陽市寺田大谷
城 53	正道遺跡	城陽市寺田、久世
城 54	横道瓦窯跡	城陽市平川横道
城 55	宮ノ平遺跡	城陽市寺田宮ノ平、大川原
城 56	芝山遺跡	城陽市寺田、富野
城 57	森山遺跡	城陽市富野森山
城 58	鷺坂山遺跡	城陽市富野鷺坂山
城 59	河原遺跡	城陽市長池河原
城 60	柏平遺跡	城陽市富野柏平
城 62	松尾古墳	城陽市市辺松尾
城 63	古宮遺跡	城陽市平川、久世
城 64	横道遺跡	城陽市平川山道、横道
城 65	北垣内古墳群	城陽市久世北垣内
城 66	南垣内古墳群	城陽市久世南垣内
城 67	室木遺跡	城陽市平川室木
城 68	黒土古墳群	城陽市中黒土
城 69	中ノ郷古墳	城陽市中池ノ尻
城 70	上戸塚古墳	井手町多賀上戸塚/城陽市市辺白坂
城 71	茶臼塚古墳	井手町多賀茶臼塚/城陽市市辺茶うす山
城 72	外野城跡	城陽市富野乾垣内
城 73	枇杷庄城跡	城陽市富野大掘
城 74	石神古墳群	城陽市中石神、市辺北山
城 75	柏平古墳	城陽市富野柏平
城 76	大原古墳群	城陽市市辺大原
城 77	芝ヶ原瓦窯跡	城陽市寺田大谷
城 80	大竹古墳	城陽市平川室木
城 81	曹山遺跡	城陽市観音堂甲畑他
城 83	中山古墳群	城陽市中北石神、中山
城 86	石神遺跡	城陽市中市辺
城 87	北垣内遺跡	城陽市平川古宮、北垣内
城 88	下水主遺跡	城陽市寺田、水主
城 89	西山遺跡	城陽市久世下大谷
城 90	芝山古墳群	城陽市富野北ノ芝、中ノ芝
城 91	小樋尻遺跡	城陽市富野小樋尻
城 93	山道東古墳	城陽市平川山道
城 94	青谷西古墳	城陽市中芦原

注 1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注 2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成 22 年、京都府自治体情報化推進協議会）

表 3.1-34(8) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地（井手町）

遺跡番号	名称	所在地
井1	上戸塚古墳	井手町多賀上戸塚/城陽市市辺白坂
井2	茶臼塚古墳	井手町多賀茶臼塚/城陽市市辺茶うす山
井3	墓の平古墳群	井手町多賀墓ノ平
井3	墓の平1号墳、墓の平2号墳	井手町多賀墓ノ平
井4	馬場崎古墳群	井手町多賀馬場崎
井5	清水奥古墳群（西鳥山古墳群）	井手町多賀清水奥
井6	高神社古墳群	井手町多賀天王山
井7	上堂古墳群	井手町多賀北赤坂、上堂
井8	北大塚古墳	井手町井手大塚
井9	上井手遺跡	井手町井手二本松
井10	山縁古墳群	井手町井手山縁
井11	玉津岡神社裏古墳群	井手町井手大山
井12	井手寺跡	井手町井手栢ノ木、西高月、中溝
井13	弥勒古墳群	井手町井手弥勒
井14	南開北遺跡	井手町井手南開
井15	塚本遺跡	井手町井手塚本
井16	南大塚古墳	井手町井手鳥休
井17	鳥休遺跡	井手町井手鳥休/木津川市山城町綺田平山
井18	多賀城跡	井手町多賀西白坂、北白坂他
井19	井手城跡	井手町井手株山
井20	水無遺跡	井手町井手山田、野畑、里
井21	天王山古墳群	井手町多賀天王山
井22	高月古墳群	井手町井手清水
井23	岡田池瓦窯跡	井手町井手岡田
井24	奥白坂古墳	井手町多賀奥白坂
井25	上り坂古墳群	井手町多賀上り立
井26	天王山古墳	井手町多賀天王山
井27	山神古墳	井手町多賀天神
井28	上堂東古墳	井手町多賀上堂
井29	奥才田古墳	井手町多賀北才田
井30	平山古墳	井手町井手平山
井31	尾ノ山古墳	井手町井手尾ノ山
井32	甚五郎谷遺跡	井手町多賀甚五郎谷
井33	多賀遺跡	井手町多賀茶臼塚、西北組
井34	判ノ地遺跡	井手町多賀石名田、判ノ地、下川
井35	綾ノ木遺跡	井手町多賀綾ノ木
井36	大塚遺跡	井手町井手大塚、中島
井37	尾ノ山遺跡	井手町井手尾ノ山
井38	西高月遺跡	井手町井手西高月
井39	野神遺跡	井手町井手野神
井40	宮ノ本遺跡	井手町井手宮ノ本
井41	岡田遺跡	井手町井手岡田
井43	上赤田遺跡	井手町井手上赤田、道心田、砂子田
井44	南開遺跡	井手町井手南開
井45	石橋瓦窯跡群	井手町井手石橋、清水、宮ノ前
井46	植田遺跡	井手町井手道心田、上赤田
井47	大將軍遺跡	井手町井手町井手、多賀井手町井手、多賀
井48	北開遺跡	井手町井手北開
井49	東北山遺跡	井手町多賀東北山
井50	小玉岩古墳群	井手町多賀石橋

注1) 遺跡番号は、遺跡マップに記載の番号に、各区市町の頭文字をつけたものである。

注2) 太線で囲んだ遺跡は事業実施想定区域に重なる可能性がある遺跡を示す。

資料：「京都府・市町村共同 統合型地理情報システム（GIS） 遺跡マップ」（平成22年、京都府自治体情報化推進協議会）

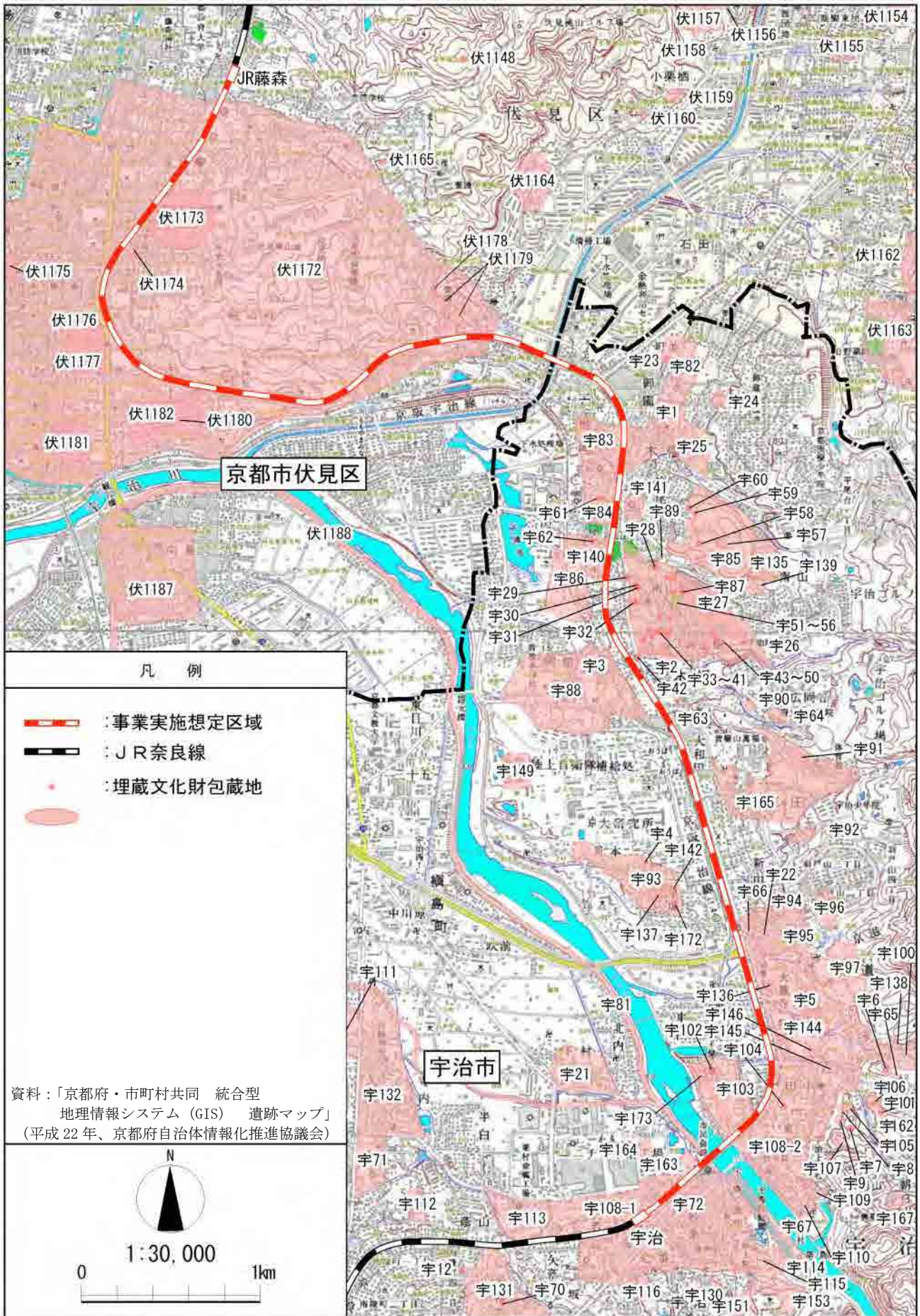


図 3.1-21 (1) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地



図 3.1-21 (2) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

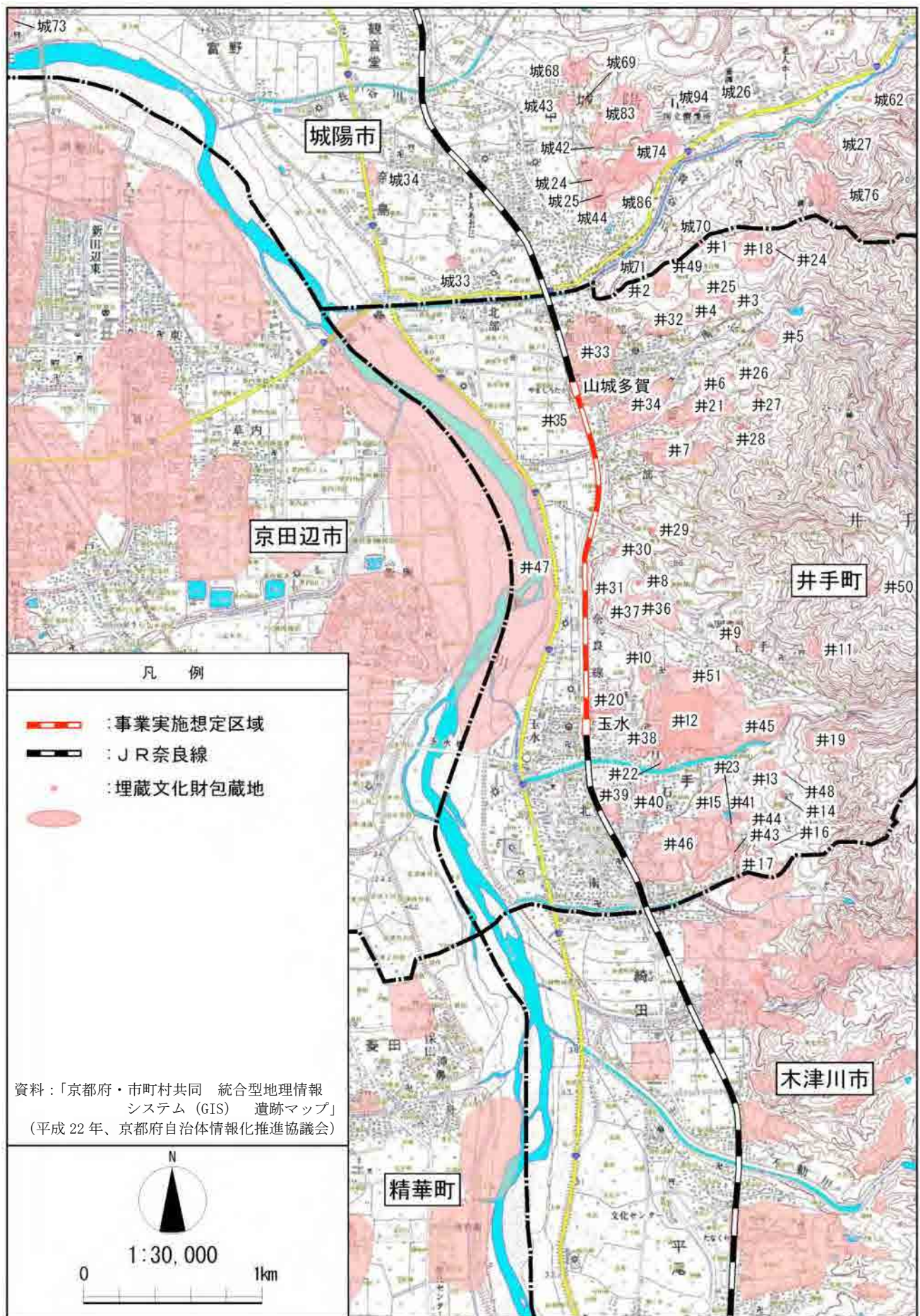


図 3.1-21 (3) 事業実施想定区域及びその周囲の埋蔵文化財包蔵地

### 3.2. 社会的状況

#### 3.2.1 人口及び産業の状況

##### (1) 人口の状況

事業実施想定区域の位置する区市町の人口及び世帯数は表 3.2-1 及び図 3.2-1 に示すとおりである。過去5年の各区市町の人口及び世帯数は、概ね横ばいで推移している。

表 3.2-1 人口（住民基本台帳人口）及び世帯数の推移

市町	年	人口			世帯数	
		総数	男	女		
京都市	平成20年	1,473,646	701,237	772,409	671,855	
	平成21年	1,474,261	701,526	772,735	676,815	
	平成22年	1,474,015	701,088	772,927	681,581	
	平成23年	1,473,416	700,510	772,906	685,904	
	平成24年	1,472,578	699,516	773,062	688,375	
	伏見区	平成20年	284,260	136,565	147,695	121,894
		平成21年	284,350	136,563	147,787	122,747
		平成22年	284,085	136,306	147,779	123,597
		平成23年	283,888	136,048	147,840	124,511
		平成24年	283,212	135,600	147,612	124,994
宇治市	平成20年	190,166	92,361	97,805	71,941	
	平成21年	189,734	92,116	97,618	72,333	
	平成22年	189,609	91,971	97,638	72,907	
	平成23年	189,798	92,037	97,761	73,818	
	平成24年	189,296	91,743	97,553	74,205	
城陽市	平成20年	80,587	38,906	41,681	29,804	
	平成21年	80,249	38,667	41,582	29,939	
	平成22年	80,037	38,622	41,415	29,972	
	平成23年	79,494	38,321	41,173	30,149	
	平成24年	78,888	38,016	40,872	30,233	
井手町	平成20年	8,693	4,262	4,431	3,165	
	平成21年	8,585	4,193	4,392	3,127	
	平成22年	8,447	4,129	4,318	3,110	
	平成23年	8,344	4,089	4,255	3,125	
	平成24年	8,252	4,036	4,216	3,127	

資料：「平成23年 京都府統計書」（平成25年3月、京都府）

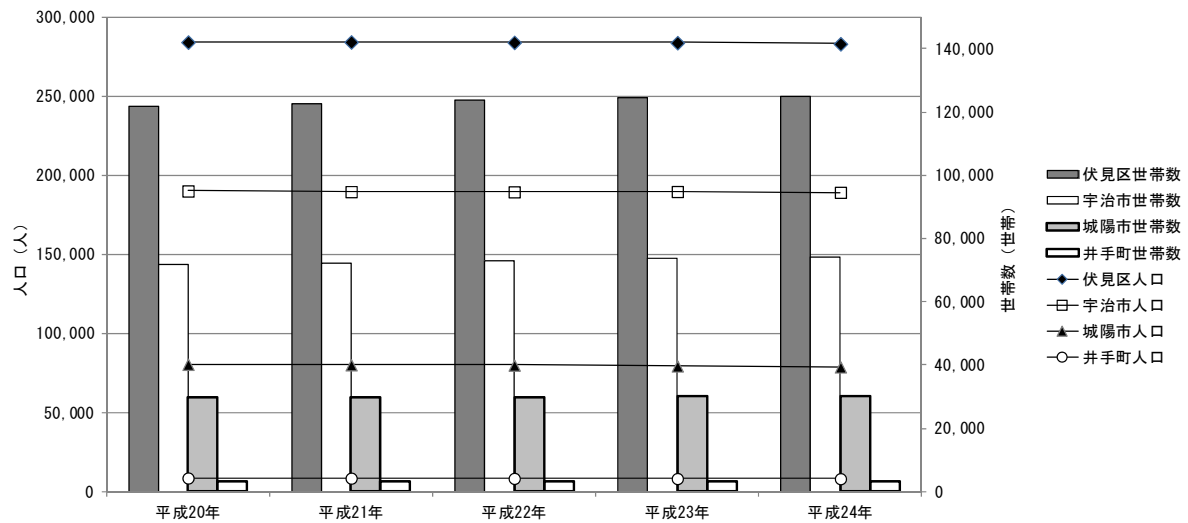


図 3.2-1 人口及び世帯数の推移



## (2) 産業の状況

### ①産業構造及び産業配置

事業実施想定区域の位置する区市町の産業別就業者数は表 3.2-2 に示すとおりであり、伏見区においては卸売業、小売業（第3次産業）、宇治市、城陽市、井手町においては製造業（第2次産業）の比率が高い。

表 3.2-2 産業別就業者数(平成 21 年度)

部 門	大分類	市区町		京都市		宇治市		城陽市		井手町	
				伏見区							
		(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)
第1次産業	農業、林業	671	0.1	93	0.1	247	0.4	102	0.4	9	0.2
	漁業	12	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	39	0.0	4	0.0	5	0.0	72	0.3	12	0.3
	建設業	34,623	4.3	6,372	5.9	3,194	4.9	1,166	4.7	603	15.6
	製造業	107,212	13.3	17,210	15.9	12,725	19.6	5,407	21.8	1,078	27.8
第3次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	3,505	0.4	580	0.5	195	0.3	46	0.2	13	0.3
	情報通信業	14,076	1.7	653	0.6	587	0.9	30	0.1	-	-
	運輸業、郵便業	39,820	4.9	8,867	8.2	2,547	3.9	725	2.9	218	5.6
	卸売業、小売業	178,282	22.1	22,079	20.4	11,925	18.4	4,728	19.1	363	9.4
	金融業、保険業	20,858	2.6	1,582	1.5	910	1.4	341	1.4	38	1.0
	不動産業、物品賃貸業	24,053	3.0	2,762	2.6	1,503	2.3	585	2.4	93	2.4
	学術研究、専門・技術サービス業	29,333	3.6	2,441	2.3	1,985	3.1	410	1.7	9	0.2
	宿泊業、飲食サービス業	102,594	12.7	10,134	9.4	5,327	8.2	2,083	8.4	92	2.4
	生活関連サービス業、娯楽業	33,830	4.2	5,976	5.5	3,279	5.1	1,486	6.0	473	12.2
	教育、学習支援業	51,163	6.3	7,094	6.6	3,851	5.9	1,502	6.1	148	3.8
	医療、福祉	79,116	9.8	13,445	12.5	9,618	14.8	4,044	16.3	502	13.0
	複合サービス事業	2,445	0.3	388	0.4	193	0.3	109	0.4	21	0.5
	サービス業（他に分類されないもの）	64,125	7.9	6,280	5.8	3,119	4.8	1,186	4.8	103	2.7
	公務（他に分類されるものを除く）	21,185	2.6	2,026	1.9	3,558	5.5	767	3.1	99	2.6
総数	従業者数	806,942	100	107,986	100	64,768	100	24,789	100	3,874	100

資料：「平成 23 年 京都府統計書」（平成 25 年 3 月、京都府）

## ②生産品目、生産量及び生産額

### ア. 農業

平成 18 年度の事業実施想定区域の位置する区市町の農業産出額は表 3.2-3 に示すとおりであり、各市町とも野菜の産出額が多い。ただし、城陽市は、米、果実、花き、工芸農産物、野菜と同程度の額である。これら 3 市 1 町の農業産出額の総額は 174 億円となっている。なお、京都府全体では、710 億円で府全体に対する比率は、25%となっている。

表 3.2-3 農業産出額（平成 18 年度）

（単位：1,000 万円）

種 別		市町					
		京都市	宇治市	城陽市	井手町	3 市 1 町合計	京都府 (参 考)
耕 種	米	143	27	24	9	203	1,906
	麦 類	-	-	-	-	-	5
	雑 穀	-	-	-	-	-	0
	豆 類	1	-	0	0	1	99
	いも類	14	1	6	x	21	87
	野 菜	1,011	152	23	12	1,198	2,482
	果 実	27	1	20	5	53	194
	花 き	29	8	25	1	63	170
	工芸農産物	0	31	23	4	58	465
	種苗・苗木類・その他	2	1	1	x	4	111
畜 産	肉用牛	x	-	-	-	0	158
	乳用牛	6	x	x	-	6	320
		生乳	6	x	x	-	6
	豚	x	x	-	-	0	70
	鶏	5	x	x	x	5	416
	鶏 卵	4	x	x	x	4	346
	ブロイラー	0	x	x	x	0	83
	その他畜産物（養蚕含む。）	-	x	-	-	0	0
	加工農産物	7	31	9	x	47	295
合 計	1,249	292	159	38	1,738	7,102	

注 1) -は該当数値なし、x は非公開のもの。

注 2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：「市町村別生産農業所得統計表 京都府」（平成 20 年、農林水産省）

### イ. 商業

事業実施想定区域の位置する区市町の平成 19 年の年間商品販売額は 9,737 億円となっている。なお、京都府全体では 73,962 億円となっており、府全体に対する販売額の比率は、13%となっている。

表 3.2-4 商業の状況（平成 19 年）

種 別	区市町		宇治市	城陽市	井手町	1 区 2 市 1 町 合計	京都府 (参 考)
	京都市	伏見区					
事業所数（事業所）	22,560	2,776	1,529	675	85	5,065	34,767
従業者数（人）	167,979	20,322	12,348	4,756	324	37,750	249,668
年間販売額（千万円）	556,903	64,075	23,462	9,393	441	97,371	739,617

資料：「平成 23 年 京都府統計書」（平成 25 年 3 月、京都府）

## ウ. 工業

事業実施想定区域の位置する区市町の平成 20 年の製造品出荷額は、16,703 億円となっている。なお、京都府全体では 57,152 億円となっており、府全体に対する出荷額の比率は、29%となっている。

表 3.2-5 工業の状況（平成 20 年）

種 別	区市町		宇治市	城陽市	井手町	1区2市1町 合計	京都府 (参 考)
	京都市	伏見区					
事業所数（事業所）	6,594	669	544	250	62	1,525	13,057
従業者数（人）	78,543	12,981	10,699	5,115	1,150	29,945	171,319
製造品出荷額（千万円）	248,360	85,523	68,170	11,410	1,923	167,026	571,524

資料：「平成 23 年 京都府統計書」（平成 25 年 3 月、京都府）  
「京都市統計書（平成 23 年版）」（京都市）

### 3.2.2 土地利用の状況

#### (1) 土地利用

事業実施想定区域の位置する区市町の総面積は 103,945km<sup>2</sup>であり、土地利用区分では山林が多く、割合は 39%となっている（表 3.2-6）。なお、土地利用基本計画図は図 3.2-2 に示すとおりである。

表 3.2-6 地目別土地面積（平成 23 年）

（単位：km<sup>2</sup>）

種 別	区市町		宇治市	城陽市	井手町	1区2市1町 合計	京都府 (参 考)
	京都市	伏見区					
田	20,111	5,307	3,032	3,171	1,320	12,830	268,168
畑	7,294	2,115	1,201	2,319	1,186	6,821	94,498
宅 地	80,948	15,256	12,201	5,437	1,107	34,001	218,547
池 沼	53	4	17	6	5	32	1,510
山 林	208,799	8,300	22,436	7,515	1,731	39,982	874,433
牧場・原野	1,264	17	19	172	210	418	34,010
雑種地	10,477	2,977	3,524	2,997	363	9,861	56,761
計	328,945	33,977	42,430	21,616	5,922	103,945	1,547,928

注 1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

資料：「平成 23 年 京都府統計書」（平成 25 年 3 月、京都府）  
「京都市統計書（平成 23 年版）」（京都市）

#### (2) 都市計画

事業実施想定区域及びその周辺における用途地域図は、図 3.2-3 に示すとおりである。



図 3.2-2(1) 土地利用基本計画図



図 3.2-2(2) 土地利用基本計画図



図 3.2-2(3) 土地利用基本計画図



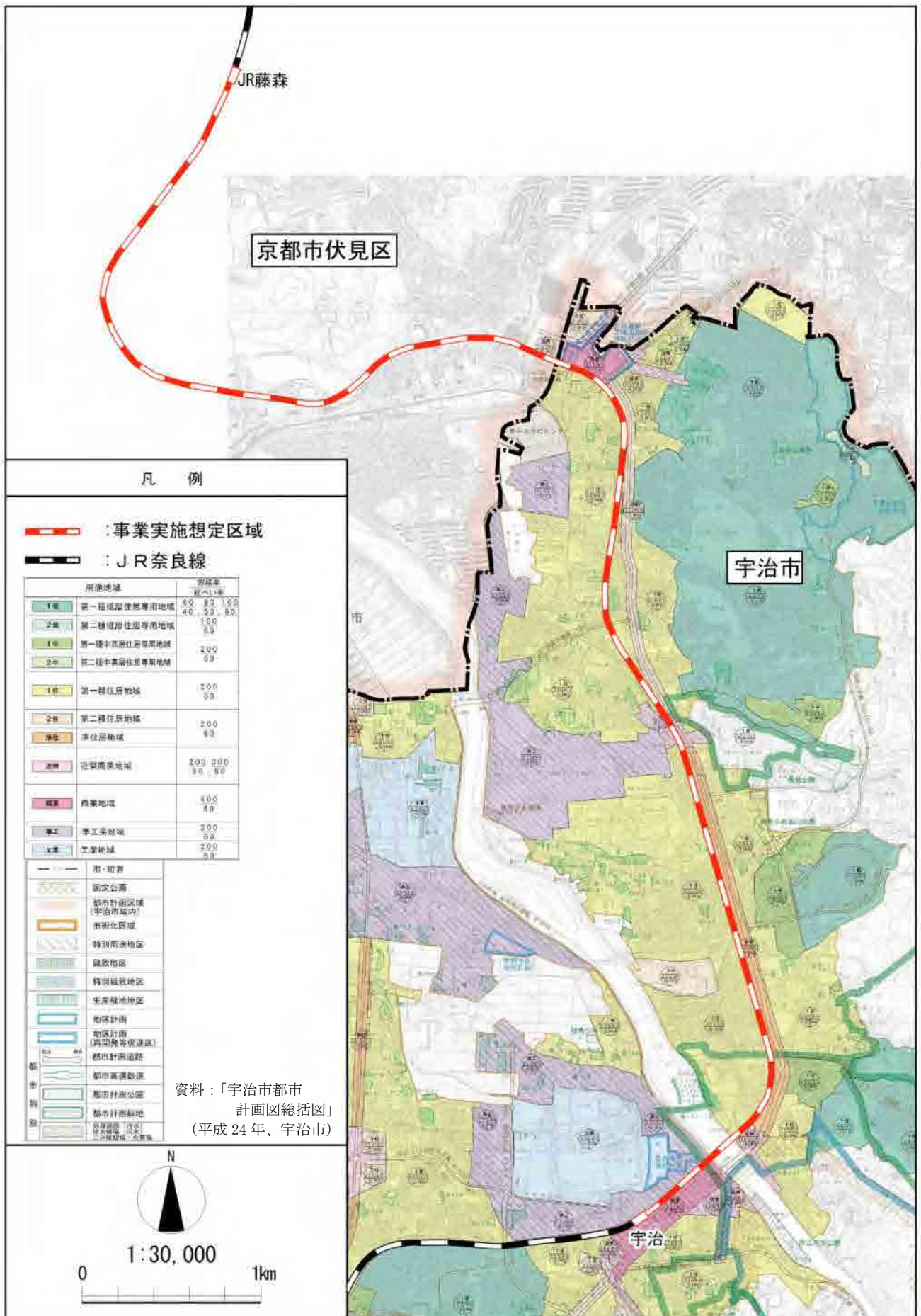
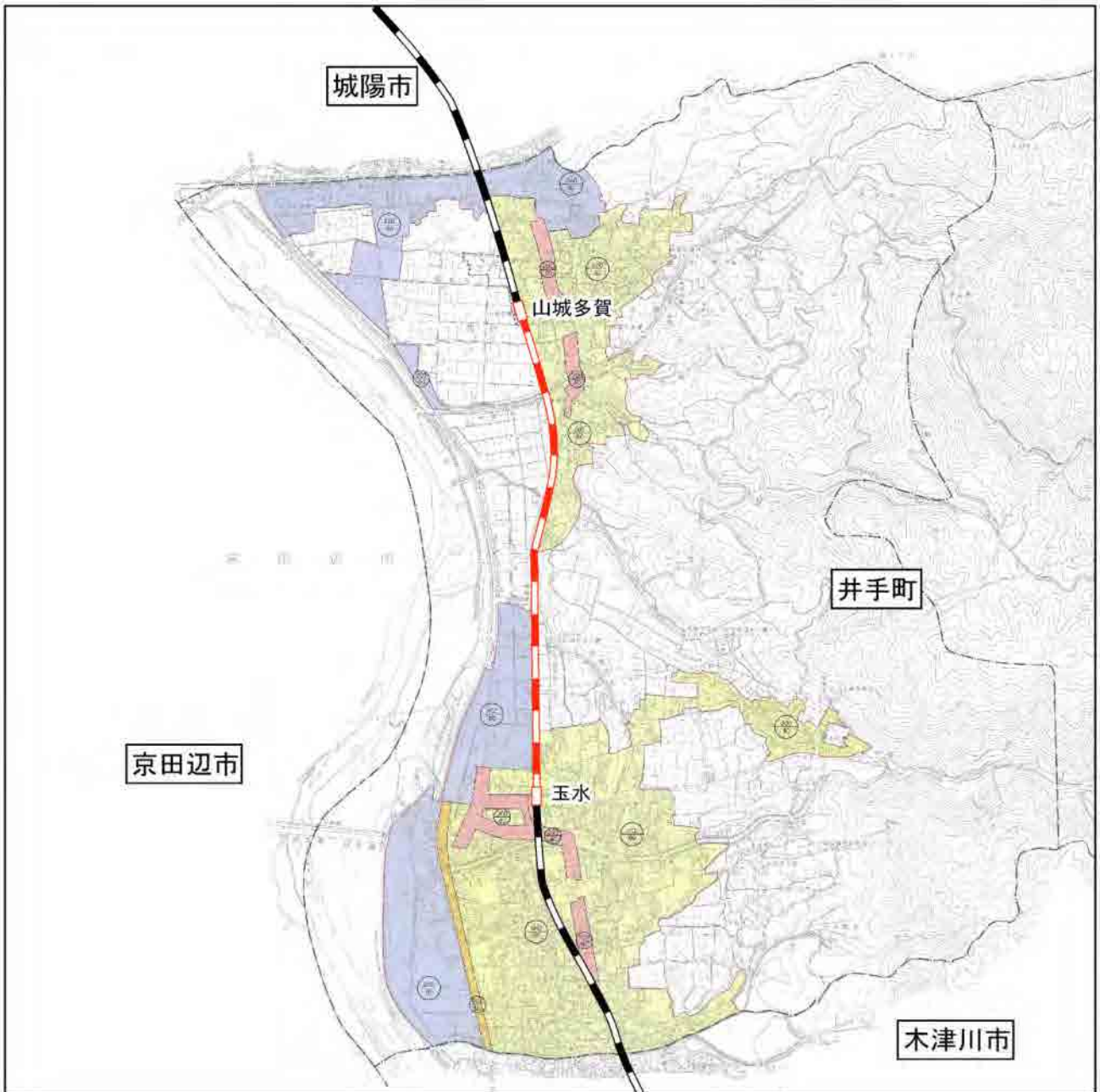




図 3.2-3(2) 用途地域図



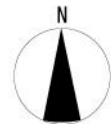




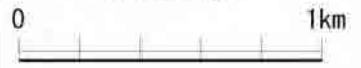
凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線

	都市計画区域				
	市 町 界				
	市街化区域				
	調 整 区 域	建ぺい率	容積率	防火指定	高度地区
	近隣商業地域	80 (%)	200 (%)	準防火第2種	
	準工業地域	60	200	無指定第2種	
	第1種住居地域	60	200	無指定第1種	
	準住居地域	60	200	無指定第1種	
	地区計画区域				



1:25,000



資料：「井手町都市計画図」（平成15年、井手町）

図 3.2-3(4) 用途地域図

### 3.2.3 河川、湖沼の利用並びに地下水の利用の状況

#### (1) 漁業権

事業実施想定区域周辺の河川における漁業権の設定状況は表 3.2-7 に示すとおりである。

表 3.2-7 事業実施想定区域周辺の漁業権の設定状況

水系	漁業権者 (漁協名)	漁業権魚種	漁業権区域
淀川	京淀川	あゆ、こい、ふな、うなぎ、 はえ、ます類	京都市西京区、南区 JR 東海道線鉄橋から下流の桂川、宇治市隠元橋から下流、京都府と大阪府との境界までの淀川本支流、八幡市上津屋橋から下流の木津川本支流、京都市南区小枝橋から下流の鴨川本支流。ただし、支流の壕川、新高瀬川、西高瀬川及び天神川を除く。
	宇治川	あゆ、こい、ふな、うなぎ、 はえ、ます類	宇治市隠元橋から上流、京都府と滋賀県との境界までの淀川本支流及び奥山田川
	木津川	あゆ、こい、ふな、うなぎ、 はえ、ます類	八幡市上津屋橋から上流の木津川本支流

資料：「共同漁業権の概況」（平成 20 年、京都府内水面漁業協同組合連合会）

#### (2) 工場用水

事業実施想定区域の位置する区市町の工業用水量は、表 3.2-8 に示すとおりであり、井戸水の利用が多い。

表 3.2-8 工業用水（淡水）

種 別	区市町		京都市		宇治市	城陽市	井手町	1区2市1町 合計	京都府 (参 考)
				伏見区					
用水量合計 (m <sup>3</sup> )			91,817	9,367	41,554	7,961	x	58,882	366,271
1日 当たり 用水量 (m <sup>3</sup> )	公共 水道	工業用水道	-	-	-	-	-	-	13,845
		上水道	9,707	1,529	1,150	164	x	2,843	30,322
	井戸水		20,267	7,629	24,139	7,169	x	38,937	88,242
	その他		1,195	-	3,055	2	-	3,057	42,589
	回収水		60,648	209	13,210	626	-	14,045	191,273

注 1)-は該当数値なし、x は非公開のもの。

資料：「工業統計調査結果(確報)」（平成 22 年、京都府）

### 3.2.4 交通の状況

#### (1) 道路

事業実施想定区域及びその周辺における主要な道路及び道路交通センサスによる交通量調査地点の位置を図 3.2-4 に示す。また、交通量の状況を表 3.2-9 に示す。

表 3.2-9(1) 主要な交通量の状況

番号	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)	
				12時間	24時間
30	名神高速道路	一般国道1号	伏見区・向日市 境	56,790	88,873
10130	一般国道1号	羽東師墨染線	京都守口線	36,170	56,445
10140	一般国道1号	京都守口線	三栖向納所線	39,957	58,131
10150	一般国道1号	三栖向納所線	伏見区・久御山町 境	37,224	54,325
10060	一般国道1号 (京滋バイパス)	京都宇治線	京滋バイパス側道 (宇治市道)	30,439	45,698
10070	一般国道1号 (京滋バイパス)	京滋バイパス側道 (宇治市道)	宇治市・久御山町 境	33,014	48,377
10170	一般国道1号	観月橋横大路線	一般国道1号 (第二京阪道路)	37,549	50,307
10180	一般国道1号	一般国道1号 (第二京阪道路)	伏見区・久御山町 境	28,916	39,374
10120	一般国道1号 (第二京阪道路)	伏見区・久御山町 境	一般国道1号	12,742	15,561
5030	京都高速京都線	油小路通	油小路通	12,048	14,717
5040	京都高速京都線	油小路通	油小路通	14,368	17,602
5050	京都高速京都線	油小路通	一般国道1号 (第二京阪道路)	12,721	15,648
10320	一般国道24号	大津淀線	京都宇治線	25,118	32,787
10330	一般国道24号	京都宇治線	伏見区・宇治市 境	18,834	27,434
41710	城陽宇治線	宇治淀線	一般国道24号	16,017	21,463
42180	八幡宇治線	一般国道24号	城陽宇治線	10,163	13,618
42190	八幡宇治線	城陽宇治線	宇治淀線	5,535	7,417
40990	大津宇治線		京都宇治線	8,094	10,846
40210	京都宇治線	大津宇治線	一般国道1号 (京滋バイパス)	12,660	16,964
40220	京都宇治線	一般国道1号 (京滋バイパス)	大津南郷宇治線	14,704	19,703
40130	大津南郷宇治線	宇治木屋線	京都宇治線	6,228	8,034
40460	宇治淀線	大津南郷宇治線	城陽宇治線	12,760	17,098
60280	二尾木幡線	二尾木幡線	京都宇治線	5,793	7,763
60320	黄檗停車場線	京都宇治線	一般国道24号	9,469	12,688
60250	向島宇治線	黄檗停車場線	大津南郷宇治線	8,111	10,869
60360	宇治小倉停車場線	宇治淀線	城陽宇治線	9,908	13,277
10510	一般国道24号	久御山町・宇治市 境	宇治市・城陽市 境	42,170	56,305
10600	一般国道24号 (京奈道路)	一般国道24号	城陽市・京田辺市 境	20,433	26,171
11400	一般国道307号	宇治木屋線	宇治田原町・城陽市 境	12,792	16,885
42190	八幡宇治線	城陽宇治線	宇治淀線	5,535	7,417
40460	宇治淀線	大津南郷宇治線	宇治停車場線	12,760	17,098
40470	宇治淀線	城陽宇治線	宇治市・久御山町 境	16,176	21,676
41700	城陽宇治線	一般国道24号	内里城陽線	13,776	18,460
41740	上狛城陽線	上狛城陽線	井手町・城陽市 境	4,593	5,925
41730	上狛城陽線	木津川市・井手町 境	上狛城陽線	3,042	3,955

資料:「道路交通センサス調査結果(平成22年度)」(京都府)

表 3.2-9(2) 主要な交通量の状況

番号	路線名	観測区間(起点)	観測区間(終点)	交通量(単位:台)	
				12時間	24時間
60520	八幡城陽線	一般国道24号	城陽宇治線	5,594	7,216
60560	内里城陽線	一般国道24号	城陽宇治線	3,449	4,622
60470	山城総合運動公園城陽線	宇治市・城陽市境	城陽宇治線	10,667	13,760
60390	富野荘八幡線	一般国道24号	富野荘停車場線	3,573	4,788

資料:「道路交通センサス調査結果(平成22年度)」(京都府)

(2) 鉄道

事業実施想定区域及びその周辺における鉄道網を図3.2-5に示す。また、鉄道駅の乗車人員数を表3.2-10に示す。

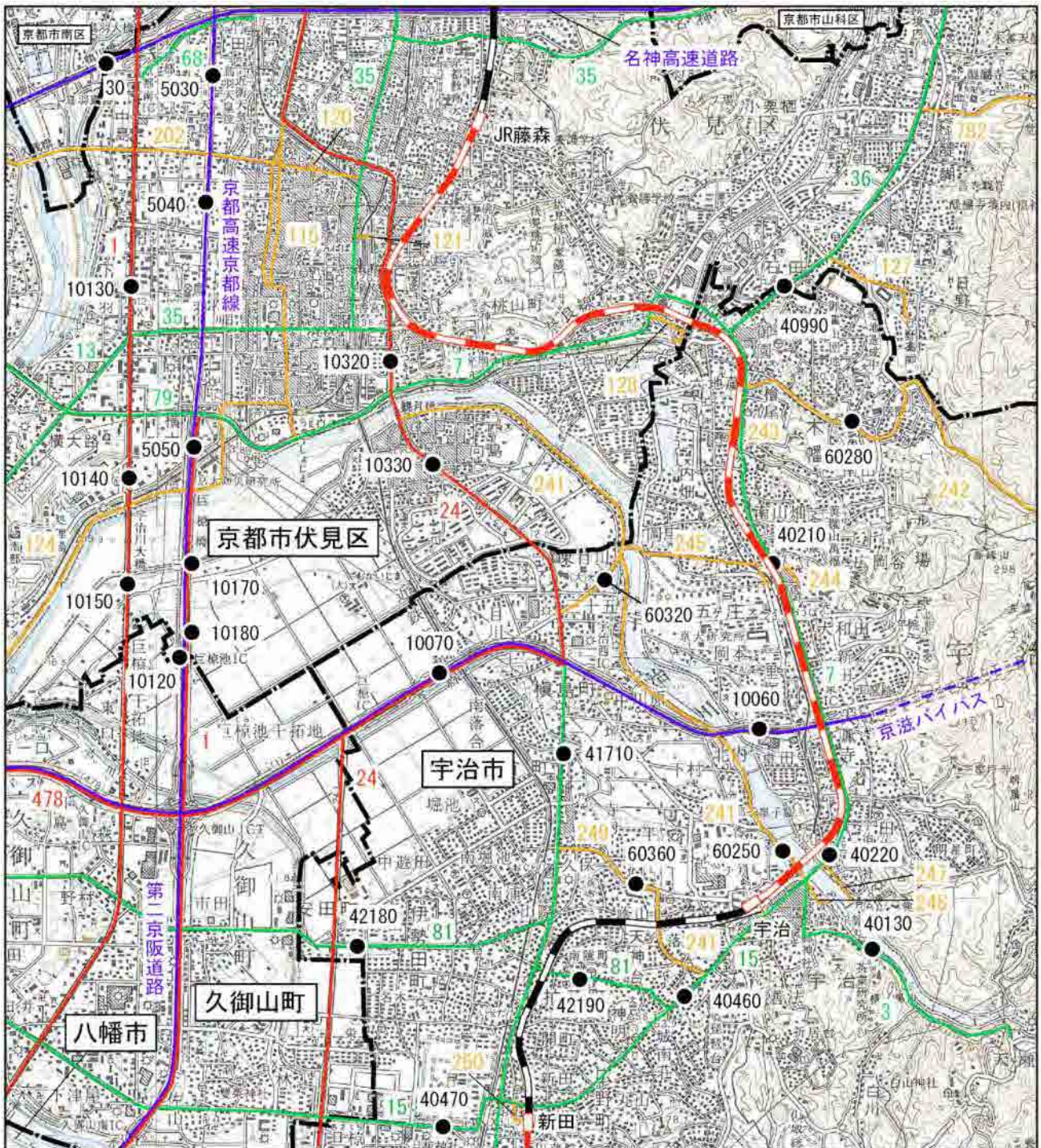
表 3.2-10 駅別乗車人員の状況(平成23年度)

会社名	路線名	駅名	乗車人員 (千人/年)	備考	会社名	路線名	駅名	乗車人員 (千人/年)	備考	
西日本 旅客 鉄道 (JR)	奈良線	上狛	164		京阪 電気 鉄道	本線	墨染	1,437		
		棚倉	208				丹波橋	9,497		
		玉水	382	○			伏見桃山	2,028		
		山城多賀	144	○			中書島	1,972		
		山城青谷	357			宇治線	中書島	378		
		長池	396				観月橋	906		
		城陽	1,195	○			桃山南口	1,066		
		新田	1,081	○			六地藏	1,648		
		JR小倉	699				木幡	1,163		
		宇治	2,834	○			黄檗	1,212		
		黄檗	1,300	○			三室戸	851		
		木幡	998	○			宇治	1,015		
		六地藏	2,647	○			京都線	竹田	8,700	
		桃山	692	○				伏見	1,189	
		JR藤森	1,022	○				近鉄丹波橋	9,609	
		稲荷	2,158					桃山御陵前	2,493	
		東福寺	2,759					向島	3,211	
		京都市 高速 鉄道	東西線	醍醐				2,295		小倉
石田	1,167				伊勢田	1,176				
六地藏	2,170				大久保	5,136				
					久津川	1,486				
					寺田	1,746				
					富野荘	1,363				










注1)備考欄の○印は、本事業計画における複線化区間内の駅であることを示す。

注2)JR奈良線は、京都府内の駅である。

資料:「平成23年 京都府統計書」(平成25年3月、京都府)

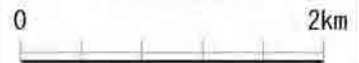


凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : 高速自動車国道
-  : 都市高速道路
-  : 一般国道自動車専用道路
-  : 一般国道
-  : 主要地方道
-  : 一般府道
-  : 交通量調査地点



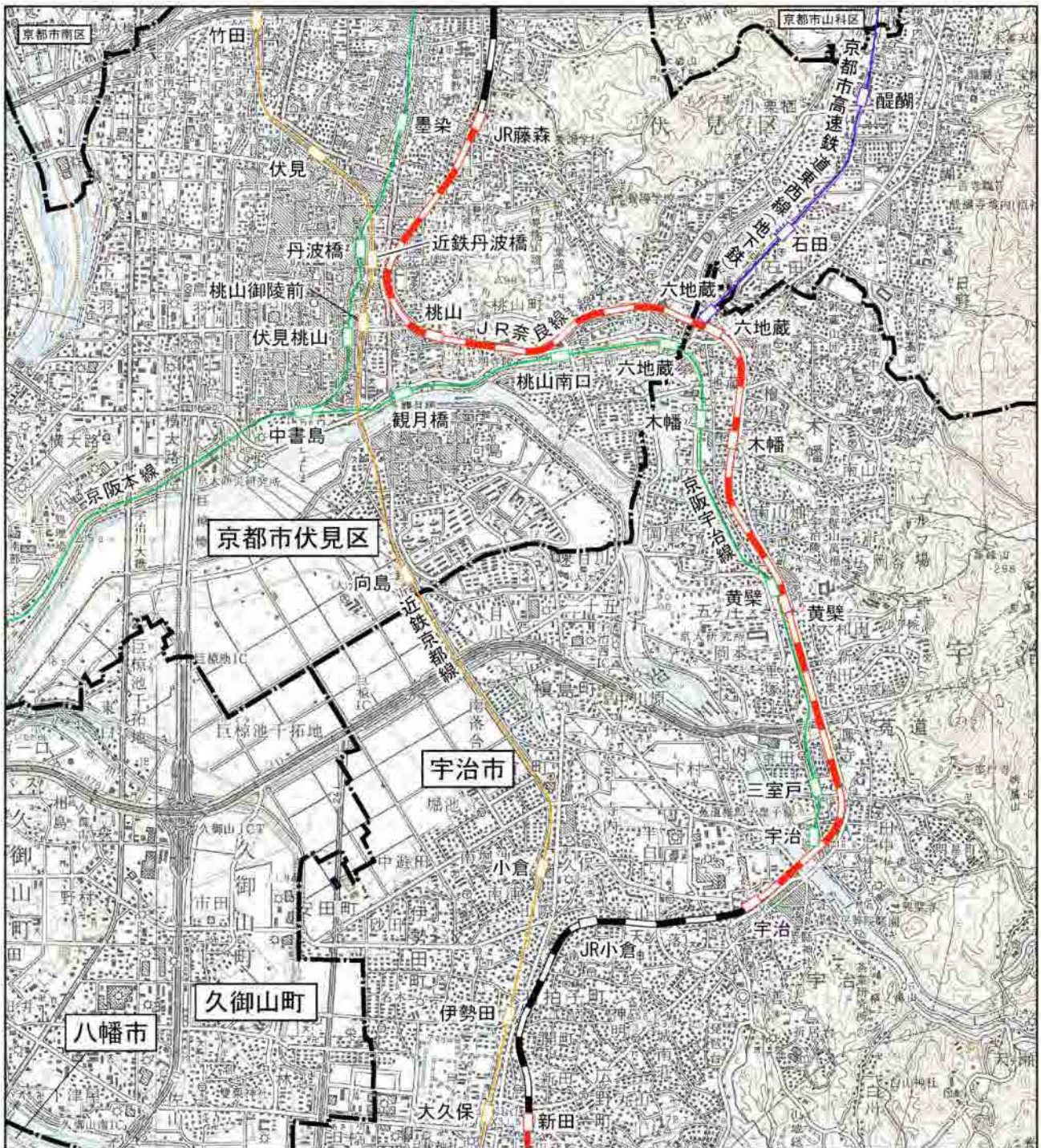
1:50,000






資料：「道路交通センサス調査結果（平成22年度）」（京都府）

図 3.2-4(1) 主要な道路網の状況





凡 例

-  :事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  :京都市高速鉄道 (地下鉄)
-  :京阪電気鉄道
-  :近畿日本鉄道



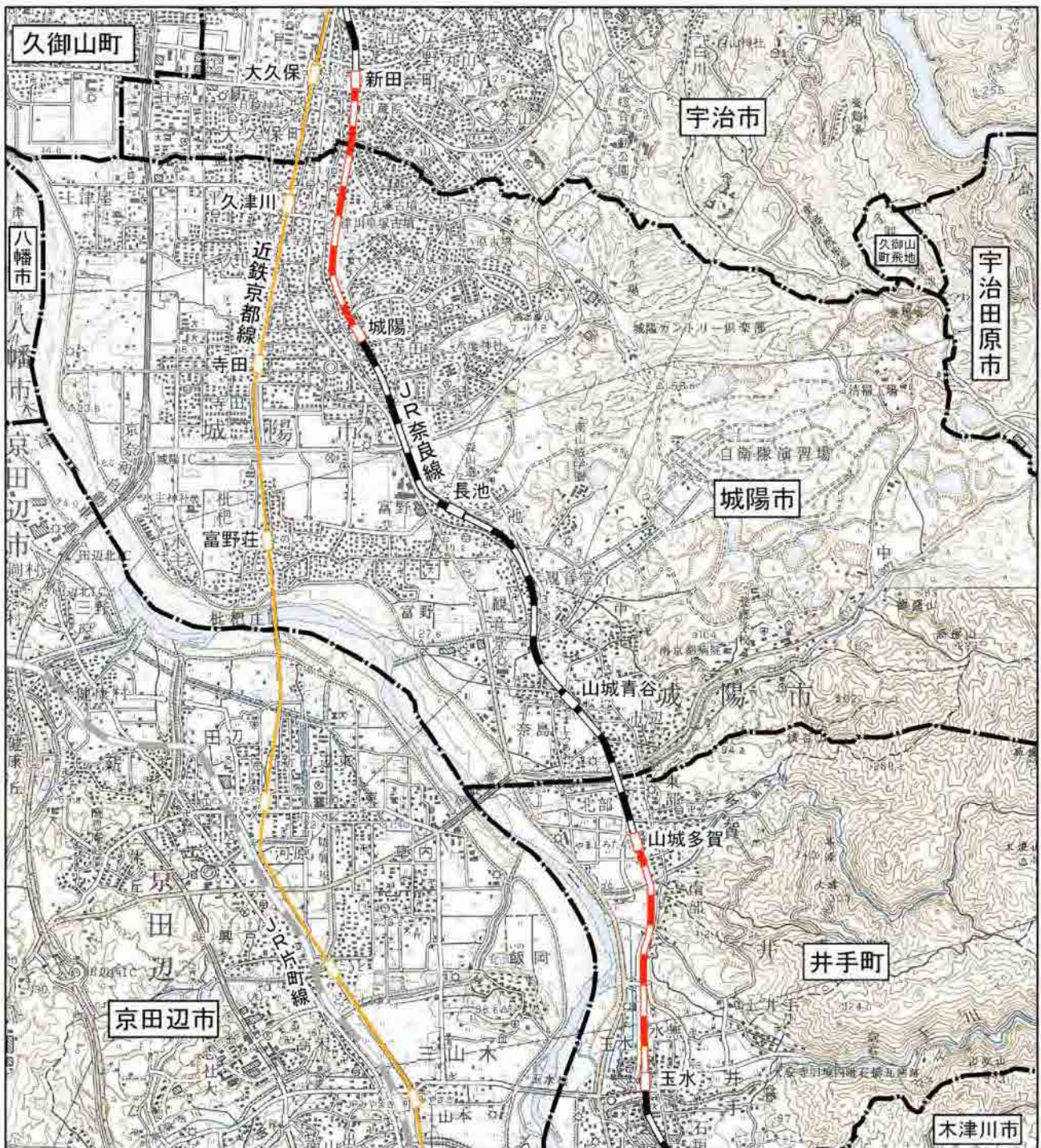
1:50,000



資料：「平成23年 京都府統計書」（平成25年3月、京都府）

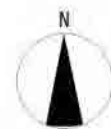
図 3.2-5(1) 主要な鉄道網の状況





凡 例

-  : 事業実施想定区域
-  : JR奈良線
-  : JR片町線
-  : 近畿日本鉄道



1:50,000



資料：「平成23年 京都府統計書」（平成25年3月、京都府）

図 3.2-5(2) 主要な鉄道網の状況

### 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

事業実施想定区域及びその周辺における学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「環境保全施設」という）の状況を表 3.2-11 及び図 3.2-6 に示す。事業実施想定区域の一部で、学校、病院などの環境保全施設が近接している箇所が確認された。事業実施想定区域の J R 藤森～宇治間・新田～城陽間・山城多賀～玉水間のうち、J R 藤森～宇治間は特に市街化が進んでおり、環境保全施設が近接している箇所が多く確認された。

表 3.2-11(1) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設	名称	所在地	
伏見区	保育所・園	市立	京都市辰巳保育所	伏見区醍醐外山街道町 21-21
		私立	桃嶺保育園	伏見区桃山町西町 1
			向島保育園	伏見区向島本丸町 68
			世光保育園	伏見区桃山町松平武蔵 2-2
			住吉保育園	伏見区両替町 13-197
			桃陵乳児保育園	伏見区西奉行町 1
			桃陵保育園	伏見区桃陵町 1
			二の丸保育園	伏見区向島二ノ丸町 373-1
			みぎわ保育園	伏見区桃山町大島 38-110
			城南保育園	伏見区向島藤ノ木町 85-7
			西福寺幼児園	伏見区深草大亀谷西寺町 58
			墨染保育所	伏見区深草墨染町 44-9
			醍醐保育園	伏見区醍醐和泉町 17
			誕生院保育園	伏見区日野西大道町 19 西本願寺別堂
			あけぼの保育園	伏見区醍醐大構町 1-5
			つくし保育園	伏見区醍醐柏森町 25
			石田保育園	伏見区石田内里町 14
			光の子保育園	伏見区小栗栖中山田町 59
			小栗栖保育園	伏見区小栗栖南後藤町 6
			はなぶさ保育園	伏見区石田川向町 1-7
	くりのみ保育園	伏見区小栗栖中山田町 21-11		
	春日野園	伏見区日野田中町 16		
	桜木保育園	伏見区石田桜木町 3		
	大受保育園	伏見区石田大受町 77-4		
	桜木第二保育園	伏見区石田西ノ坪 1		
	かがやき保育園	伏見区小栗栖北後藤町 1		
	幼稚園	国立	京都教育大学 附属幼稚園	伏見区桃山伊掃部東町 16 番地
		市立	伏見南浜幼稚園	伏見区丹後町 142
			伏見住吉幼稚園	伏見区中之町 478
		私立	睦美幼稚園	伏見区桃山町立売 47
			洛陽第二幼稚園	伏見区桃山南大島町 58
			さつき幼稚園	伏見区向島庚申町 124
			青風和泉幼稚園	伏見区桃山町和泉
石田幼稚園			伏見区小栗栖中山田町 35-1	
ふじのき幼稚園			伏見区向島鷹場町 74-10	
桃山幼稚園			伏見区御香宮門前町 184	

資料：「伏見区内の保育所一覧」（平成 25 年、京都市）

「京都市立学校・幼稚園のホームページ一覧」（平成 25 年、京都市）

「京都府私立学校名簿（平成 24 年度）」（京都府）

表 3.2-11(2) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設	名称	所在地	
伏見区	学校	小学校	京都教育大学附属 桃山小学校	伏見区桃山筒井伊賀東町 46 番地
			藤ノ森小学校	伏見区深草石橋町 11-2
			藤城小学校	伏見区深草大亀谷五郎太町 37
			桃山小学校	伏見区桃山町本多上野 107
			桃山東小学校	伏見区桃山町伊庭 12
			桃山南小学校	伏見区桃山町大島 38-109
			小栗栖小学校	伏見区小栗栖森本町 47-4
			小栗栖宮山小学校	伏見区小栗栖宮山 1-1
			池田小学校	伏見区醍醐鍵尾町 17
			池田東小学校	伏見区醍醐多近田町 2-2
			春日野小学校	伏見区日野田中町 31
			日野小学校	伏見区日野谷寺町 78
			石田小学校	伏見区石田森西 24
			伏見南浜小学校	伏見区丹後町 142
			伏見住吉小学校	伏見区住吉町 455
			向島小学校	伏見区向島善阿弥町 2-3
			向島藤の木小学校	伏見区向島藤ノ木町 82-5
			向島南小学校	伏見区向島津田町 95-1
			二の丸北小学校	伏見区向島二ノ丸町 300
		中学校	京都教育大学附属 桃山中学校	伏見区桃山筒井伊賀東町 16 番地
			藤森中学校	伏見区深草池ノ内町 55
			桃山中学校	伏見区桃山水野左近東町 19
			醍醐中学校	伏見区醍醐岸ノ上町 21
			小栗栖中学校	伏見区石田川向 43
			栗陵中学校	伏見区醍醐池田町 17-1
			桃陵中学校	伏見区桃陵町 1-1
			向島東中学校	伏見区向島吹田河原町 138
			京都橘中学校	伏見区桃山町伊賀 50
		高等学校	京都教育大学 附属高等学校	伏見区深草越後屋敷町 111 番地
			桃山高等学校	京都市伏見区桃山毛利長門東町 8
			京都橘高等学校	伏見区桃山町伊賀 50
		総合支援学校	呉竹総合支援学校	伏見区桃山福島大夫北町 52
			桃陽総合支援学校	伏見区深草大亀谷岩山町 48-1
		特別支援学校	京都教育大学附属 特別支援学校	伏見区深草大亀谷大山町 90 番地
			桃山養護学校	京都市伏見区桃山町遠山 50
		大学	京都教育大学	京都市伏見区深草藤森町 1 番地

資料：「京都市立学校・幼稚園のホームページ一覧」（平成 25 年、京都市）  
「府立学校一覧」（京都府教育委員会）  
「京都府私立学校名簿（平成 24 年度）」（京都府）  
「京都府特別支援学校一覧」（京都府教育委員会）  
「知のデータベース」（京都府）

表 3.2-11(3) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設		名称	所在地
伏見区	高齢者 福祉施設	介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	洛和ヴィラ桃山	伏見区桃山町大島 38-528
			ももやま	伏見区桃山町立売 1-6
			京都老人ホーム	伏見区深草大亀谷東古御香町 59, 60
			藤城の家	伏見区深草大亀谷万帖敷町 4-1
			小栗栖の家ほっこり	伏見区小栗栖牛ヶ淵 30
			日野しみずの里	伏見区日野田頬町 72 番地の 1
		ケアハウス	あけぼのケアハウス	京都市伏見区醍醐大溝町 1-5
		有料老人ホーム	ももやまの里	伏見区桃山町丹下 9 番 11
			ベストライフ京都桃山	伏見区深草大亀谷東寺町 22
			スカレット	伏見区石田森南町 2 番地 2
	アヴィラージュ京都桃山		伏見区桃山町日向 46-8	
	病院		第一岡本病院	伏見区京町 9-50
			さいわい病院	伏見区向島四ツ谷池 5
			武田総合病院	伏見区石田森南町 28-1
			醍醐病院	伏見区石田大山町 72
			桃仁会病院	伏見区桃山町根来 16
			大島病院	伏見区桃山町泰長老 115
			なごみの里病院	伏見区日野西風呂町 5
			桃陽病院	伏見区大亀谷岩山町 48-1
	図書館		京都市醍醐図書館	伏見区石田西ノ坪 1-2
宇治市	保育所・園	市立	北木幡保育所	宇治市木幡陣ノ内 1
			木幡保育所	宇治市木幡東中 10-2
			西小倉保育所	宇治市伊勢田町遊田 69
			小倉双葉園保育所	宇治市小倉町西畑 13
			善法保育所	宇治市宇治善法 116-2
			宇治保育所	宇治市宇治貳番 84-10
			大久保保育所	宇治市大久保町旦椋 25
		私立	登り保育園 (本園)	宇治市木幡赤塚 8-1
			登り保育園 (分園)	宇治市木幡須留 7-1
			第二登り保育園	宇治市六地藏奈良町 74-1 パティオン六地藏ミッドモル 3 階
			明星保育園	宇治市五ヶ庄芝ノ東 19-5
			なかよし保育園 (本園)	宇治市羽戸山 1 丁目 8-4
			なかよし保育園 (分園)	宇治市五ヶ庄二番割 5-5
			あさひ保育園	宇治市菟道大垣内 10
			のぞみ保育園	宇治市横島町菌場 14-8
	三室戸保育園 (本園)		宇治市菟道荒槻 37	
	三室戸保育園 (分園)		宇治市木幡西浦 38-9	
	Hana 花保育園		宇治市宇治里尻 5-9 ゆめりあうじ 2 階	
	みんなのき保育園		宇治市五ヶ庄梅林 72-9	
	南浦保育園 (本園)		宇治市小倉町南浦 62-57	
	南浦保育園 (分園)		宇治市宇治蔭山 10-5	
	伊勢田保育園		宇治市伊勢田町ウトロ 1-6	
	ひいらぎ保育園		宇治市神明石塚 65-3	
	広野保育所		宇治市広野町丸山 9	
	同胞保育園		宇治市大久保町旦椋 72-2	
	くりくま保育園	宇治市大久保町平盛 42-3		

資料：「高齢者福祉施設」(京都府)

「京都市介護老福祉施設」(平成 25 年、京都市)

「京都府病院協会会員一覧」(京都府病院協会)

「京都私立病院協会会員一覧」(京都私立病院協会)

「京都市施設情報検索システム 施設マップ」(京都市)

「京都府内の図書館一覧」(京都府立図書館)

「保育所入所のしおり (平成 25 年度版)」(宇治市)

表 3.2-11(4) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設	名称	所在地	
宇治市	幼稚園	市立	大久保幼稚園	大久保町山ノ内 3 番地
			神明幼稚園	宇治野神 57 番地
			東宇治幼稚園	五ヶ庄梅林官有地
			木幡幼稚園	木幡檜尾 47 番地の 1
		私立	大谷幼稚園	宇治市木幡御蔵山 39-727
			小倉幼稚園	宇治市小倉町南堀池 105
			かおり幼稚園	宇治市五ヶ庄戸ノ内 50-18
			広野幼稚園	宇治市広野町丸山 9
			西小倉幼稚園	宇治市伊勢田町遊田 12-33
			みのり幼稚園	宇治市神明石塚 65-13
			堀池幼稚園	宇治市小倉町南堀池 22-2
			宇治幼稚園	宇治市小倉町中畑 53
			こぞくら幼稚園	宇治市宇治里尻 60-14
	小学校	菟道小学校	宇治市宇治塔ノ川 102	
		菟道第二小学校	宇治市宇治琵琶 63-3	
		神明小学校	宇治市神明石塚 32	
		榎島小学校	宇治市榎島町吹前 35	
		小倉小学校	宇治市小倉町西畑 1-4	
		伊勢田小学校	宇治市伊勢田町井尻 3	
		西小倉小学校	宇治市伊勢田町遊田 69	
		南小倉小学校	宇治市小倉町南浦 40-1	
		大久保小学校	宇治市広野町中島 1-1	
		大開小学校	宇治市広野町大開 35	
		西大久保小学校	宇治市大久保町旦椋 25	
		平盛小学校	宇治市大久保町平盛 91-3	
		宇治小学校	宇治市五ヶ庄三番割 27	
		南部小学校	宇治市五ヶ庄戸ノ内 15-1	
		岡屋小学校	宇治市五ヶ庄寺界道 37-3	
		木幡小学校	宇治市木幡赤塚 4	
		御蔵山小学校	宇治市木幡御蔵山 39-4	
		中学校	宇治中学校	宇治市宇治矢落 64-1
			北宇治中学校	宇治市榎島町島前 33
			西小倉中学校	宇治市伊勢田町遊田 7-1
	西宇治中学校		宇治市伊勢田町南山 22-1	
	南宇治中学校		宇治市大久保町平盛 31-5	
	広野中学校		宇治市広野町尖山 3	
	東宇治中学校		宇治市五ヶ庄池ノ浦 36-1	
	木幡中学校		宇治市木幡内畑 34	
	黄檗中学校		宇治市五ヶ庄三番割 27	
	立命館宇治中学校		宇治市広野町八軒屋谷 33 番 1	
	高等学校	東宇治高等学校	宇治市木幡平尾 43-2	
		城南菱創高等学校	宇治市小倉町南堀池	
		菟道高等学校	宇治市五ヶ庄雲峰 4-1	
立命館宇治高等学校		宇治市広野町八軒屋谷 33 番 1		
京都翔英高等学校		宇治市菟道大垣内 33-10		
特別支援学校	京都芸術高等学校	宇治市五ヶ庄西浦 6 番地 2		
	宇治支援学校	宇治市広野町丸山 10		

資料：「宇治市立幼稚園連絡先」（宇治市）  
「宇治市立小・中学校のページ」（宇治市）  
「府立学校一覧」（京都府教育委員会）  
「京都府私立学校名簿（平成 24 年度）」（京都府）  
「京都府特別支援学校一覧」（京都府教育委員会）

表 3.2-11(5) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設		名称	所在地	
宇治市	学校	短期大学	京都文教短期大学	宇治市横島町千足 80 番地	
		大学	京都大学宇治キャンパス	宇治市五ヶ庄	
			京都文教大学	宇治市横島町千足 80 番地	
	高齢者 福祉施設	特別養護 老人ホーム	ヴィラ鳳凰	宇治市宇治里自利 36-35	
			桃花園	宇治市神明石塚 39-62	
		ケアハウス	ケアハウスさわらび園	宇治市横島町郡 50-1	
			ケアハウスやまぶき	宇治市宇治里尻 36-35	
	有料老人ホーム	スポーツコート宇治大久保	宇治市大久保町北ノ山 77-5		
	病院			洛南病院	宇治市五ヶ庄広岡谷 2
				宇治武田病院	宇治市宇治里尻 36-26
				都倉病院	宇治市宇治山本 27
				宇治おうばく病院	宇治市五ヶ庄三番割 32-1
				宇治病院	宇治市五ヶ庄芝東 54-2
				宇治川病院	宇治市小倉町老ノ木 31
				第二岡本総合病院	宇治市神明石塚 54-14
				中村病院	宇治市大久保町平盛 91-8
	図書館			宇治市東宇治図書館	宇治市五ヶ庄三番割 36-5
宇治市西宇治図書館				宇治市小倉町山際 63-1	
城陽市	保育所・園	市立	久津川保育園	城陽市平川大將軍 2	
			久世保育園	城陽市久世芝ヶ原 74-1	
			鴻の巣保育園	城陽市寺田東ノ口 51-5	
			今池保育園	城陽市富野高井 44-3	
			青谷保育園	城陽市中樋ノ上 63-1	
		私立	清仁保育園	城陽市富野乾垣内 67	
			くぬぎ保育園	城陽市寺田庭井 36-4	
			清心保育園	城陽市富野荒見田 4	
			里の西保育園	城陽市久世里ノ西 66-1	
			しいの木保育園	城陽市寺田林ノ口 11-114	
	幼稚園	市立	富野幼稚園	城陽市富野南清水 30	
		私立	京都文教短期大学 附属家政城陽幼稚園	城陽市久世下大谷 6	
			佐伯幼稚園	城陽市寺田今橋 68	
			白鳥幼稚園	城陽市寺田水度坂 15-105	
			平川幼稚園	城陽市平川大將軍 77-3	
芽生え幼稚園			城陽市寺田大谷 126-2		
青谷聖家族幼稚園	城陽市中向河原 11				

資料：「京都府私立学校名簿（平成 24 年度）」（京都府）  
「知のデータベース」（京都府）  
「高齢者福祉施設」（京都府）  
「加盟施設紹介」（（社）京都府老人福祉施設協議会）  
「京都府病院協会会員一覧」（京都府病院協会）  
「京都私立病院協会会員一覧」（京都私立病院協会）  
「京都府内の図書館一覧」（京都府立図書館）  
「保育園」（平成 25 年、城陽市）  
「城陽市教育施設要覧（平成 23 年）」（城陽市）

表 3.2-11(6) 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況

区市町	施設		名称	所在地
城陽市	学校	小学校	久津川小学校	城陽市平川指月 1
			古川小学校	城陽市上津屋境端 57
			久世小学校	城陽市久世芝ヶ原 143
			深谷小学校	城陽市寺田深谷 111-2
			寺田小学校	城陽市寺田北山田 2
			寺田南小学校	城陽市寺田新池 23-1
			寺田西小学校	城陽市寺田西ノ口 65
			今池小学校	城陽市寺田大畔 177-1
			富野小学校	城陽市富野堀口 1
			青谷小学校	城陽市中向河原 1
		中学校	城陽中学校	城陽市寺田北山田 35
			西城陽中学校	城陽市寺田乾出北 82
			南城陽中学校	城陽市観音堂巽畑 17-4
			東城陽中学校	城陽市久世上大谷 24
	北城陽中学校		城陽市平川長箆 33	
	高等学校	城陽高等学校	城陽市寺田宮ノ平 1	
	支援学校	城陽支援学校	城陽市芦原 1-4	
	高齢者 福祉施設	特別養護 老人ホーム	ビハーラ本願寺	城陽市市奈島内垣内 1 番地
			梅林園	城陽市中芦原 55
			ひだまり平川	城陽市平川浜道裏 20-1
		軽費老人ホーム	ヴィラ城陽	城陽市市辺笹原 1
ケアハウス	ミレー京都	城陽市平川浜道裏 20-1		
病院	ほうゆう病院		城陽市寺田垣内後 43-4	
	城南病院		城陽市富野鷺坂山 83	
	京都きづ川病院		城陽市平川西六反 26-1	
	南京都病院		城陽市中芦原 11	
	心身障害者福祉センター 附属リハビリテーション病院		城陽市中芦原	
図書館		城陽市立図書館	城陽市寺田今堀 1	
井手町	保育所・園	町立	玉川保育園	井手町大字井手小字玉ノ井 47-1
			多賀保育園	井手町大字多賀小字庵垣内 63
			いづみ保育園	井手町大字井手小字段ノ下 39-2
		小学校	井手小学校	井手町大字井手小字野神 38
			多賀小学校	井手町大字多賀小字内垣内 20
	中学校	泉ヶ丘中学校	井手町大字井手小字橋ノ本 20	
	高齢者 福祉施設	ケアハウス	いでの里	井手町大字井手小字弥勒 1-1
	図書館	井手町図書館		井手町大字井手小字二本松 3-1

資料：「城陽市教育施設要覧（平成 23 年度）」（城陽市）  
「府立学校一覧」（京都府教育委員会）  
「京都府特別支援学校一覧」（京都府教育委員会）  
「高齢者福祉施設」（京都府）  
「加盟施設紹介」（（社）京都府老人福祉施設協議会）  
「京都府病院協会会員一覧」（京都府病院協会）  
「京都私立病院協会会員一覧」（京都私立病院協会）  
「京都府内の図書館一覧」（京都府立図書館）  
「町内小・中学校 保育園一覧」（井手町）



図 3.2-6 (1) 環境保全施設の状況





図 3.2-6(2) 環境保全施設の状況



注1)資料は、表 3.2-11 と同じ。

図 3.2-6(3) 環境保全施設の状況

### 3.2.6 環境保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の状況

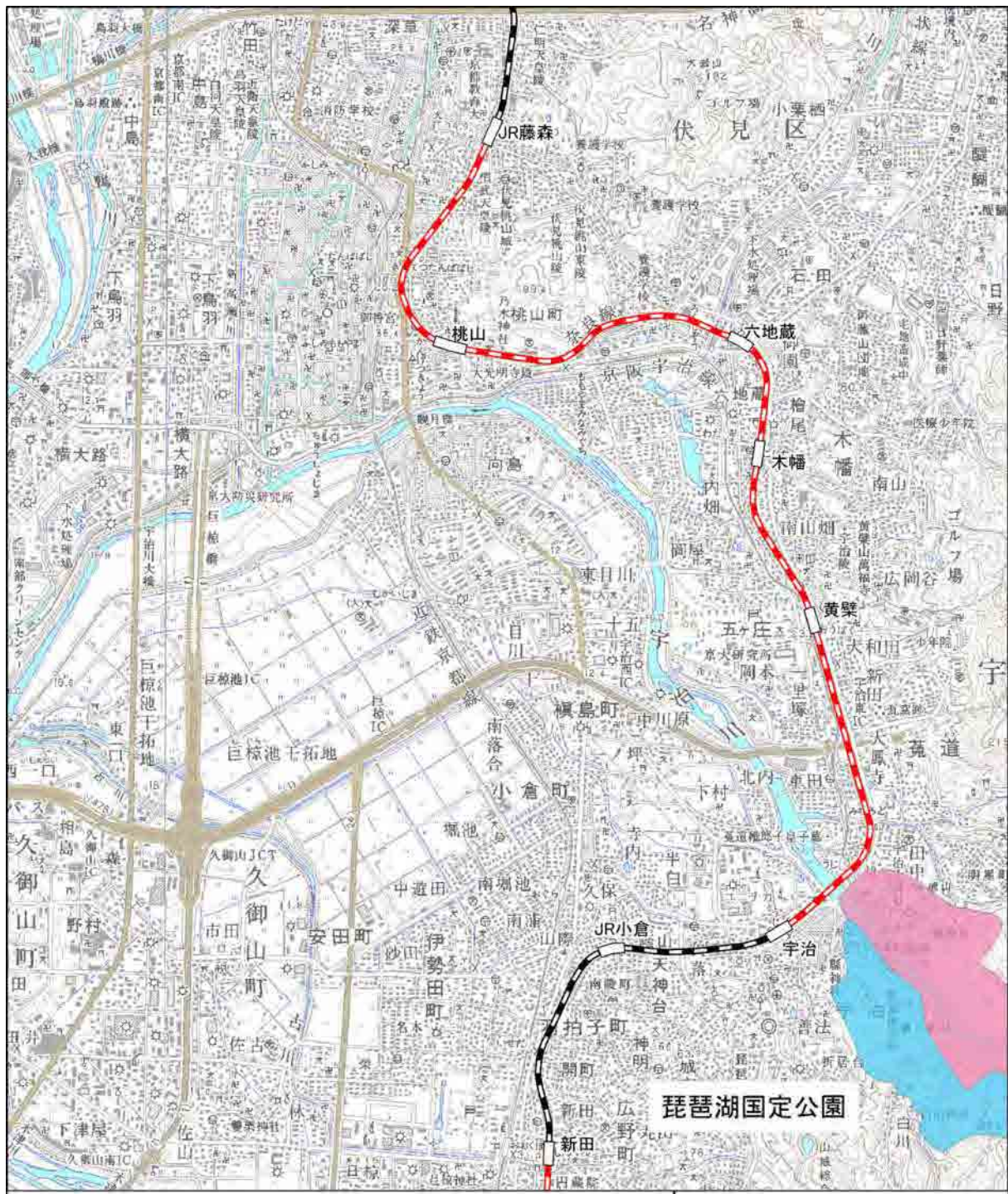
本事業及び事業実施想定区域に係る主な環境関連法令等は表 3.2-12 に示すとおりである。事業実施想定区域にかかる自然公園法で定められた国立・国定公園はないが、その周辺では、琵琶湖国定公園の第 2 種特別地域、第 3 種特別地域が宇治川の宇治橋上流部に設定されている（図 3.2-7）。また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律で定められた鳥獣保護区が 3 箇所隣接して設定されている（図 3.2-8）。なお、ラムサール条約による登録湿地及び京都府環境を守り育てる条例による自然環境保全地域並びに歴史的な自然環境保全地域は、事業実施想定区域周辺には存在しない。

表 3.2-12(1) 本事業及び事業実施想定区域に係る関係法令等

区分	関係法令等	指定・規制の内容
環境保全	環境基本法（平 5. 11. 19 法律第 91 号）	環境保全の基本事項
	京都府環境を守り育てる条例（平 7. 12. 2 条例第 33 号）	
	京都市環境基本条例（平 9. 3. 31 条例第 92 号）	
	宇治市環境基本条例（昭 51. 7. 15 条例第 29 号）	
	城陽市環境基本条例（平 13. 12. 27 条例第 25 号）	
	井手町環境保全条例（平 11. 3. 15 条例第 2 号）	
環境影響評価	環境影響評価法（平 9. 6. 13 法律第 81 号）	環境影響評価
	京都府環境影響評価条例（平 10. 10. 16 条例第 17 号）	
	京都市環境影響評価等に関する条例（平 10. 12. 21 条例第 44 号）	
公害防止	大気汚染防止法（昭 43. 6. 10 法律第 97 号）	大気汚染に係る規制
	水質汚濁防止法（昭 45. 12. 15 法律第 138 号）	水質汚濁に係る規制
	騒音規制法（昭 43. 6. 10 法律第 98 号）	騒音に係る規制
	振動規制法（昭 51. 6. 10 法律第 64 号）	振動に係る規制
	土壌汚染対策法（平 14. 5. 29 法律第 53 号）	土壌汚染に係る規制（3,000m <sup>2</sup> 以上の形質の変更に伴う届出）
	在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針（平 7. 12. 20 環大一 174 号）	在来鉄道の新設又は大規模改良に伴い生じる騒音問題を未然に防止するための指針
廃棄物処理等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45. 12. 25 法律第 137 号）	廃棄物の適正処理、減量、再利用促進など
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平 12. 5. 31 法律第 104 号）	建設廃棄物のリサイクル
自然保護	京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例（平 19. 10. 16 条例第 51 号）	
	井手町源氏ボタル保護条例（平 11. 6. 30 条例第 14 号）	

表 3.2-12(2) 本事業及び事業実施想定区域に係る関係法令等


区分	関係法令等	指定・規制の内容
自然保護	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号） ◎該当する国立公園・国定公園 ・琵琶湖国定公園（第 2 種特別地域、第 3 種特別地域）	（要許可事項） ①工作物を新築し、改築し、又は増築すること、②木竹を伐採すること、③鉱物を掘採し、又は土石を採取すること、④河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること、⑤環境大臣が指定する湖沼又は湿原等に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること、⑥広告物等を掲出・設置し又は公告等を工作物等に表示すること、⑦屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること、⑧水面を埋め立て又は干拓すること、⑨土地の開墾、土地の形状を変更すること、⑩高山植物その他の植物で環境大臣が指定するものを採取し、又は損傷すること、⑪山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するものを捕獲し、もしくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、もしくは損傷すること、⑫屋根、壁面、塀、橋等の色彩を変更すること、⑬湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること、⑭道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣が指定する区域内において車馬・動力船を使用し、又は航空機を着陸させること、⑮前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの （要届出事項） ①木竹の植栽、②家畜の放牧
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号） ◎該当する鳥獣保護区 ・ 東山鳥獣保護区 ・ 三室戸鳥獣保護区 ・ 折居鳥獣保護区	鳥獣の捕獲の禁止
	ラムサール条約（昭和 55 年条約第 28 号） ◎ラムサール条約登録湿地 該当なし	
	京都府環境を守り育てる条例（平成 7 年 12 月条例第 33 号） ◎歴史的な自然環境地域、府自然環境保全地域 該当なし	
	景観法（平 16.6.18 法律第 110 号） 京都府景観条例（平 19.3.16 条例第 15 号） 京都市景観条例 京都市市街地景観整備条例（昭 47.4.20 条例第 9 号） 京都市眺望景観創生条例（平 19.3.23 条例第 30 号） 京都市自然風景保全条例（平 7.3.24 条例第 54 号） 京都市風致地区条例（昭 45.4.9 条例第 7 号）	景観計画区域内の行為の規制等
文化財保護	文化財保護法（昭 25.5.30 法律第 214 号）	土木工事等のための発掘に関する届出、遺跡の発見に関する届出




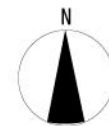
凡 例

 :事業実施想定区域

 :JR奈良線

 :第2種特別地域

 :第3種特別地域



1:50,000



図 3.2-7(1) 自然公園法による国定公園の設定状況



図 3.2-7(2) 自然公園法による国定公園の設定状況

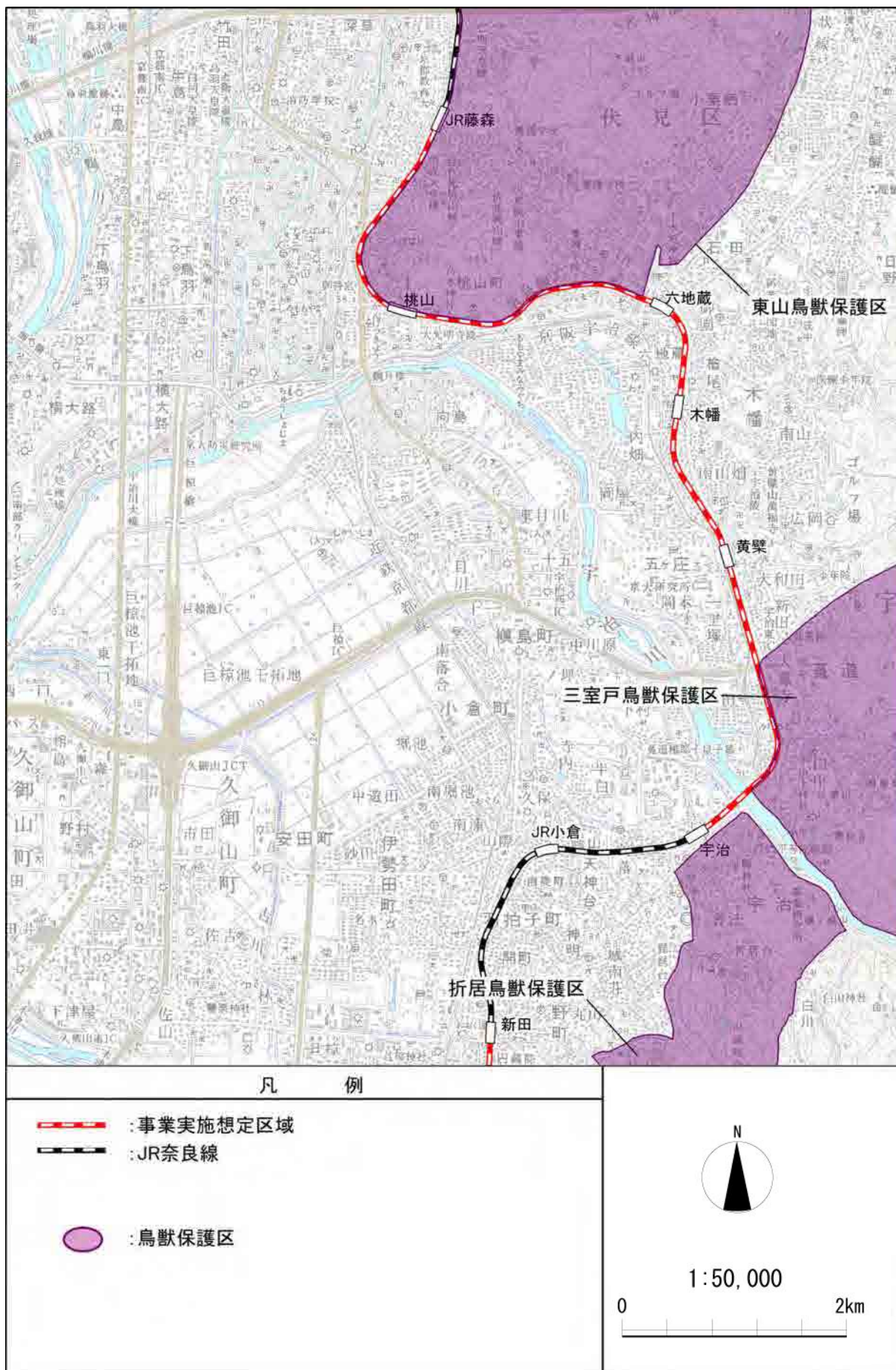


図 3.2-8(1) 鳥獣保護区の設定状況



図 3.2-8(2) 鳥獣保護区の設定状況



## 第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

### 4.1. 環境影響要因の把握

事業の実施により想定される影響要因は表 4.1-1 に示すとおりである。対象とする影響要因は、改正主務省令<sup>注)</sup> 第5条第2項に基づき、工事が完了した後の土地又は工作物の存在及び供用とし、工事中的の影響は考慮しないこととした。

表 4.1-1 想定される影響要因

影響要因の区分		想定される影響要因
土地又は工作物の存在及び供用	鉄道施設(地表式)の存在	鉄道施設の存在による影響を想定した。
	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	地上における列車の走行による影響を想定した。

### 4.2. 環境影響評価の項目の選定

環境影響評価の項目は、改正主務省令に示す参考項目を参考に、表 4.1-1 に示す影響要因及び影響を受けるおそれがある環境要素に対して、法令等による規制又は目標の有無及び環境への影響の重大性を考慮し選定した。選定した環境影響評価の項目とその選定理由は表 4.2-1 及び表 4.2-2 に示すとおりである。

---

注)：改正主務省令とは、「鉄道の建設及び改良の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年六月十二日運輸省令第三十五号、最終改正：平成二五年四月一日国土交通省令第二八号)」のことをいう。

表 4.2-1 環境影響評価項目

環境要素の区分		影響要因の区分		土地又は工作物の存在及び供用	
				の鉄道施設(地表式)の存在	く。列車の走行(地下を走行する場合を除く)
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	騒音				○
	振動				○
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	動物植物		○		
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	景観		○		

この表において「○」は環境項目として選定した項目を示す。

表 4.2-2 環境影響評価の項目及びその選定理由等

環境影響評価項目		環境影響評価の項目の選定理由
環境要素の区分	影響要因の区分	
騒音	列車の走行 (地下を走行する場合を除く。)	列車の走行に伴う騒音が発生するおそれがあり、事業実施想定区域及びその周囲に住居等の環境保全対象施設が存在することから評価項目として選定した。
振動	列車の走行 (地下を走行する場合を除く。)	列車の走行に伴う振動が発生するおそれがあり、事業実施想定区域及びその周囲に住居等の環境保全対象施設が存在することから評価項目として選定した。
動物植物	鉄道施設(地表式)の存在	鉄道施設の存在により、事業実施想定区域周囲に重要な種及び生息環境に変化が生じる可能性があることから、評価項目として選定した。
景観	鉄道施設(地表式)の存在	鉄道施設の存在により、事業実施想定区域周囲に景観の変化が生じる可能性があることから、評価項目として選定した。

### 4.3. 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の方法は、改正主務省令第6条から第9条の規定により、表4.3-1に示すとおり整理した。

表 4.3-1(1) 調査、予測及び評価の手法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の方法
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査・予測及び評価されるべき環境要素	騒音	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	<p>【調査項目】 環境保全対象施設等の位置</p> <p>【調査方法】 既存資料の整理</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域周辺の位置情報が既存資料で存在するため。</p>	<p>【予測対象地域】 事業実施想定区域及び影響のおよぶ範囲</p> <p>【予測方法】 調査結果と事業実施想定区域との重ね合わせにより影響の程度を予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 配慮事項の検討にあたり影響の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 実行可能な範囲で、回避または低減されているか評価する。</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できるため。</p>
	振動	列車の走行(地下を走行する場合を除く。)	<p>【調査項目】 環境保全対象施設等の位置</p> <p>【調査方法】 既存資料の整理</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域周辺の位置情報が既存資料で存在するため。</p>	<p>【予測対象地域】 事業実施想定区域及び影響のおよぶ範囲</p> <p>【予測方法】 調査結果と事業実施想定区域との重ね合わせにより影響の程度を予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 配慮事項の検討にあたり影響の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 実行可能な範囲で、回避または低減されているか評価する。</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できるため。</p>
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	動植物	鉄道施設(地表式)の存在	<p>【調査項目】 重要な種及びその生息環境の状況</p> <p>【調査方法】 既存資料の整理</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域周辺の環境情報が既存資料で存在するため。</p>	<p>【予測対象地域】 事業実施想定区域(複線化に要する用地幅)</p> <p>【予測方法】 調査結果と事業実施想定区域との重ね合わせにより生息環境の変化の程度を予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 配慮事項の検討にあたり影響の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 実行可能な範囲で、回避または低減されているか評価する。</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できるため。</p>

表 4.3-1(2) 調査、予測及び評価の手法

環境要素		影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の方法
人と自然との豊かな触れ合いの確保	景観	鉄道施設(地表式)の存在	<p>【調査項目】 景観資源の状況、主要な眺望点及び眺望景観の状況</p> <p>【調査方法】 既存資料の整理</p> <p>【手法の選定理由】 事業実施想定区域周辺の環境情報が既存資料で存在するため。</p>	<p>【予測対象地域】 主要な景観資源及び主要な眺望地点</p> <p>【予測方法】 調査結果と事業実施想定区域との重ね合わせにより景観への影響の程度を予測する。</p> <p>【手法の選定理由】 配慮事項の検討にあたり影響の程度を適切に予測できるため。</p>	<p>【評価方法】 実行可能な範囲で、回避または低減されているか評価する。</p> <p>【手法の選定理由】 事業計画案を適切に評価できるため。</p>

## 第5章 調査、予測及び評価の結果

### 5.1. 騒音

#### 5.1.1 調査

事業実施想定区域周辺の住居、学校などの環境保全施設の立地状況は「第3章 3.1.5(1) 植生及び 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況」で把握したとおりである。これによると、JR 奈良線沿線は、市街化が進んでおり、事業実施想定区域の一部で学校、病院などの環境保全施設が近接している箇所が確認された。植生区分によると、複線化区間 14km のうち、市街地に近接する区間は 84% の 12km であった (P3-37 表 3.1-27 参照)。

#### 5.1.2 予測

複線化を予定している事業実施想定区域の沿線には、住宅や学校、病院などの環境保全施設が近接している箇所があるため、これらの地点では、複線化に伴う新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により、騒音の影響を及ぼすおそれがあるものと予測する。

事業実施想定区域の JR 藤森～宇治間・新田～城陽間・山城多賀～玉水間のうち、JR 藤森～宇治間は市街地に近接する割合が約 9 割と最も大きく、特に市街化が進んでいるため、この区間では、騒音の影響を及ぼすおそれが高いと予測する。

#### 5.1.3 評価

本事業による新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により、住宅や学校、病院などの環境保全施設に近接する箇所があるため、方法書以降の手続きにおいて、詳細な予測・評価を行い、必要に応じてロングレールの採用、遮音壁の設置などの環境保全措置を検討する。方法書以降の予測・評価にあたっては、環境保全目標として、騒音に関する指針等を参考に設定する。

以上のことにより、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避・低減が図られるものとする。

## 5.2. 振動

### 5.2.1 調査

事業実施想定区域周辺の住居、学校などの環境保全施設の立地状況は「第3章 3.1.5(1) 植生及び 3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況」で把握したとおりである。これによると、JR 奈良線沿線は、市街化が進んでおり、事業実施想定区域の一部で学校、病院などの環境保全施設が近接している箇所が確認された。植生区分によると、複線化区間 14km のうち、市街地に近接する区間は 84% の 12km であった (P3-37 表 3.1-27 参照)。

### 5.2.2 予測

複線化を予定している事業実施想定区域の沿線には、住宅や学校、病院などの環境保全施設に近接している箇所があるため、これらの地点では、複線化により振動の影響を及ぼすおそれがあるものと予測する。

事業実施想定区域の JR 藤森～宇治間・新田～城陽間・山城多賀～玉水間のうち、JR 藤森～宇治間は市街地に近接する割合が約 9 割と最も大きく、特に市街化が進んでいるため、この区間では、振動の影響を及ぼすおそれが高いと予測する。

### 5.2.3 評価

本事業による新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により、住宅や学校、病院などの環境保全施設に近接する箇所が出現するため、方法書以降の手続きにおいて、詳細な予測・評価を行い、必要に応じてロングレールの採用などの環境保全措置を検討する。

以上のことにより、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避・低減が図られるものとする。

### 5.3. 動物・植物

#### 5.3.1 調査

事業実施想定区域周辺での重要な種及びその生息環境の状況は、「第3章 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況」で把握したとおりである。事業実施想定区域周辺は主に市街地であり、重要な種の分布や生息環境はほとんど見られない。ただし、山城多賀～玉水間の一部において動物種の重要種やその生息環境の分布が確認された。

#### 5.3.2 予測

複線化を予定している事業実施想定区域の沿線のうち、大部分の84%が市街地であり、重要な種の分布や生息環境への影響はほとんどないと予測される。山城多賀～玉水間の一部では、鉄道施設の存在により、重要な種及びその生息環境の変化が生じる可能性が予測される。

#### 5.3.3 評価

本事業による新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により、重要な種及びその生息環境の変化が生じる可能性が予測されるが、現地調査の結果、重要な動物種の生息環境の変化がある場合には、具体的な計画や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。これにより、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避・低減が図られるものとする。

### 5.4. 景観

#### 5.4.1 調査

事業実施想定区域周辺の景観資源の状況は、「第3章 3.1.6 景観」で把握したとおりである。これによると、事業実施想定区域周辺の眺望地点として、事業実施想定区域から東に約1.5km離れた場所に万灯呂山公園が存在する。また、宇治が文化的景観として選定されている。

#### 5.4.2 予測

本事業による新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により、事業実施想定区域周辺の眺望地点である万灯呂山公園からの景観に変化が生じる可能性があるため、景観への影響を及ぼすおそれがあるものと予測する。また、本事業による新設線の構築、もしくは、既設線の改良（移設）により宇治川周辺の景観に変化が生じる可能性があるため、景観への影響を及ぼすおそれがあるものと予測する。

#### 5.4.3 評価

本事業の具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、周辺の景観と調和するよう形状、色彩に配慮する。これにより、事業者の実行可能な範囲で環境への影響の回避・低減が図られるものとする。

## 第6章 総合評価

### 6.1. 影響の回避・低減の検討

各評価項目において、調査・予測・評価した結果、以下に示すような環境配慮を行うことにより、環境に与える影響については、実行可能な範囲で回避、又は低減することが可能であると考える。

### 6.2. 環境配慮の方向性

今後、環境影響評価の手続きを進めていく中で、事業計画の進捗を踏まえ、方法書以降の手続きにおいて、具体的な事業計画に基づき、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するものとする。

#### 6.2.1 騒音

複線化用地は、市街化・住宅地化が進展している地域や沿線道路への影響が最小限となるよう線路構造等に配慮する。そのため、方法書以降の手続きにおいて、具体的な事業計画に基づき、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するものとする。

#### 6.2.2 振動

複線化用地は、市街化・住宅地化が進展している地域や沿線道路への影響が最小限となるよう線路構造等に配慮する。そのため、方法書以降の手続きにおいて、具体的な事業計画に基づき、予測・評価を行い、必要に応じて環境保全措置を検討するものとする。

#### 6.2.3 動物・植物

貴重な動物の生息環境が変化する場合には、具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、適切な対策を講じる。

#### 6.2.4 景観

具体的な計画の確定や構造の検討に際し、必要に応じて専門家の助言等を受け、周辺の景観と調和するよう形状、色彩に配慮する。



## 第7章 本配慮書に関する意見募集

### 7.1. 意見募集方法

氏名および住所（法人又はその他の団体の場合は、名称・代表者の氏名および主たる事務所の所在地）を明記のうえ、次のいずれかの方法で、日本語にて提出してください。

なお、下記以外での受付は致しかねますので、ご了承ください。

#### ①インターネットの場合

別紙（7-2 頁）の意見提出様式は、下記専用入力フォームをマウスで右クリックし「対象をファイルに保存」を選び、任意の場所に保存してご使用ください。

(<http://www.westjr.co.jp/railroad/project/file/naraline-opinion.doc>)

ご記入頂いた意見提出様式は、下記のあて先に送付してください。

(naraline@westjr.co.jp)

(注1) 上記の指定ファイル以外は、セキュリティー上開封致しかねますのでご了承ください。

(注2) パソコンの設定によっては、ダウンロードできない場合やファイルを開けない場合がありますので、その際は郵送で提出をお願いいたします。

#### ②郵送の場合

別紙（7-2 頁）の意見提出様式に記入のうえ、下記のあて先に送付してください。なお、郵送によるご意見の提出に際しては、該当箇所欄に環境配慮書本文において該当する項目をご記入頂きますようお願いいたします。（ただし、環境配慮書全般に関わるもの又は該当箇所が不明であるものについては、未記入で結構です。）

あて先

〒532-0011

大阪府大阪市淀川区西中島 5-16-1 2F 日本郵便淀川郵便局新大阪駅内分室留め  
JR 西日本 奈良線第2期複線化事業 環境配慮書 ご意見受付係』

### 7.2. 募集期間

平成25年11月5日（火）から平成25年12月5日（木）（必着）

#### 留意事項

- ・ご意見は、奈良線第2期複線化事業（JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）計画段階環境配慮書における環境保全の見地からのご意見に限らせて頂きます。
- ・頂いたご意見に配慮して、今後の環境影響評価を実施してまいります。なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご記入頂いた個人情報は、収集意見の分類集計などの目的以外に使用することはありません。

(別紙：意見提出様式)

「奈良線第2期複線化事業（JR 藤森～宇治・新田～城陽・山城多賀～玉水間複線化）計画段階環境配慮書における環境保全の見地からのご意見の募集」

1. 個人／法人その他の団体の別

個人 / 法人その他の団体 （※いずれか該当する方を○で囲んで下さい。）
--------------------------------------

2. 個人の方の場合

ご氏名	
ご住所	

3. 法人その他の団体の場合

名称	
代表者のご氏名	
主たる事務所の所在地	

4. 環境配慮書に関するご意見

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所：（例 第4章 4.1 環境影響要因の把握）</li><li>・ ご意見</li></ul> |
|--|